

令和 7 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 7（2025）年 6 月
高崎商科大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的	4
基準 2. 内部質保証	9
基準 3. 学生	17
基準 4. 教育課程	41
基準 5. 教員・職員	59
基準 6. 経営・管理と財務	69
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	79
基準 A. 地域社会との連携	79
基準 B. 課外プログラム	81
V. 特記事項	86
商学部の特性を活かした教職課程の設置・運用	

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学の建学の精神は「自主・自立」である。

これは明治 39 (1906) 年、創立者・佐藤タ子によって設立された私立の裁縫女学校の教育の柱であった「女性の自主・自立」「婦徳の涵養」「良妻賢母」から継承したものであり、昭和 63 (1988) 年に開学した高崎商科短期大学の建学の精神として定められ、平成 13 (2001) 年に開学した本学でも建学の精神とした。

「自主」とは「他の保護を受けず、独立して事を行う」こと、「自立」とは「他の従属から離れて、独り立ちする」ことを意味しており、社会的に独り立ちし、自ら行動を起こせる人材を育成することを大学の使命とし、また大学自身も他に依存せず、自ら判断し、自ら未来を切り開く組織として発展を誓うものである。

本学は、この建学の精神に立脚し、「実学重視」「人間尊重」「未来創造」を教育理念に、平成 13 (2001) 年に既設の高崎商科短期大学の一部を改組転換し開学した。豊かな教養を培い人格の陶冶に努めながら専門教育を行い、経済社会・地元産業界の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材の育成を目的とした。

2. 本学の使命・目的

本学の教育理念のうち「実学重視」は、グローバル化・情報化・高度化の進む社会の多様なニーズに対応し、商学に関する専門的教育によって高度な知識や実務的能力を養成し、21 世紀「知識基盤社会」を担える経済・産業界のリーダーを育成することを教育目的としている。「人間尊重」は、自由闊達な学風のもとに豊かな教養と総合的な判断力を養い、社会人として必要な人間力を身につけた人材を育成することを狙いとしている。また「未来創造」は、高度な専門教育と人間性の陶冶を結びつけて、一人ひとりが自己の能力を伸ばし未来を創造的に切り開く力を練成することを意味している。専門教育と人間教育が相まって、高度な専門性を発揮しつつ未来を創造的に切り拓く人材の育成を目指している。

3. 個性・特色

本学は商業都市高崎に位置している。高崎市は古くから関東・上越・信越をつなぐ交通の要衝として栄え、今日では首都圏の枢要な地位を占めている。いわゆる「平成の大合併」により高崎市は群馬県下最大規模の中核都市となった。

本学は、収容定員 800 人の小規模校であり、地元群馬県内からの入学生がおよそ 70% の地域に根ざした大学である。平成 28 (2016) 年度までは 1 学部 (商学部) 1 学科 (商学科) により構成されていたが、平成 29 (2017) 年度からは、社会のニーズに対応する改組転換により商学部経営学科・会計学科の 2 学科体制となった。

本学は、その課せられた使命を果たすうえで絶好の場所にあることにより、地域社会との緊密な連携も特色の 1 つとして商学系の特性を十分に発揮してきた。開学より近隣の小中学校や公民館、道の駅、行政、民間企業、地元住民との交流・連携を重視し、教育のフィールド充実を図ってきた。こうした実績が、平成 25 (2013) 年度には、県内で本学が唯一採択された文部科学省の「地 (知) の拠点整備事業」(大学 COC 事業) にもつながることになった。この採択を受けて「コミュニティ・パートナーシップ・センター」(CPC) を設

置し、令和 6（2024）年 4 月には「社会連携センター」と名称を変え、その役割も地域連携、企業連携、そして高大連携へと発展的に拡張されている。その頃、従来から連携してきた「富岡製糸場」が世界遺産に登録（平成 26（2014）年 6 月）され、これを機に富岡市との連携事業は新たな段階に入った。同年 8 月には、富岡市に続き高崎市との間で地域連携事業に関して包括的協定を締結、翌平成 27（2015）年には下仁田町と、同 30（2018）年には甘楽町とも協定を締結した。民間企業としては、上信電鉄、高崎ターミナルビル、高崎信用金庫、しのめ信用金庫と包括協定を結び、地域との協力関係構築を推進してきた。

大学 COC 事業は平成 29（2017）年度、その事業を引き継いだプラス事業も令和元（2019）年度をもって終了したが、本学の特色ある地域貢献・交流活動を引き続き推進し、発展させている。平成 29（2017）年 10 月には、本学の地元周辺に所在する古碑の「上野三碑」がユネスコ「世界の記憶」に登録されたことも加わり、地元との絆もますます強固になっている。これらの地域連携事業は、本学の特色ある企業連携教育たる「3.5 本の矢プロジェクト」と車の両輪となり、地域活性化と学生教育がかみ合って相乗効果を生み本学の価値を高めている。

また、少人数教育も本学の特色の一つであり、小規模校として学修支援から学生生活、就職支援まで、学生一人ひとりにきめ細かく対応する「面倒見よく育てる大学」として「地元で最も信頼される大学」を目指している。こうした指導体制のもとに、就職率は社会経済環境・雇用情勢の変動を問わず、地元を中心に毎年度安定してほぼ 100%に近い数字を実現している。

さらに、平成 25（2013）年度以降は日商簿記 1 級や「税理士試験」、「公認会計士試験」の各科目に合格する学生が多数にのぼるようになった。平成 26（2014）年度は「公認会計士試験」（短答式）合格者、公立学校教員採用試験、県庁や地元市役所の現役合格者も輩出した。平成 27（2015）年度には、待望の「公認会計士試験」（論文式）の現役合格者（1 名）も誕生した。公認会計士の大学生現役合格は、群馬県内初の壮挙であり、翌平成 28（2016）年度は 4 名が合格、うち 2 名は全国最年少合格となった。会計学科が始まった平成 29（2017）年度は 3 名が合格、翌平成 30（2018）年度は 7 名、その後、連続 10 年に亘って計 37 名の合格者を輩出している。商学の単科大学として特筆すべき実績と自負している。

平成 25（2013）年度からは、本学の簿記会計教育の特性を活かして、全国規模での「高大連携・接続事業」を開始した。令和 7（2025）年 3 月末現在、北海道から九州まで全国の高校 59 校及び 14 の県域商業教育団体と高大連携協定（Haul-A プロジェクト）を取り結んでいる。そのなかでも有力校については、卓越した指導体制を構築・維持するために SAH（スーパー・アカウンティング・ハイスクール）に指定しており、今日まで 20 校・4 団体を数える。こうした長年に亘る高大接続教育を目指す連携関係は、全国的にも他の大学には見られない本学の大きな特色の 1 つとなっている。

他にも国内外の大学、高等学校、企業、自治体と様々なテーマで協定を締結し、連携した教育を行っている。令和 7（2025）年 3 月末時点で連携先は大学等 22 校、企業 10 社、自治体等 8 団体にのぼる。

本学は、個性ある魅力に富む教育、研究、地域貢献活動に取り組んで着実に実績をあげ、地域社会を基盤に広く現代産業社会のさまざまな要請に応えながら自らの存在意義を高めつつ、これからも揺るぎない「商大ブランド」の確立・維持へ向けて努力していく。

Ⅱ. 沿革

明治 39 (1906) 年 4 月 8 日	私立裁縫女学校、高崎市柳川町 2 番地 80 に創立
明治 40 (1907) 年 3 月 9 日	私立佐藤裁縫女学校と改称
明治 42 (1909) 年 6 月 1 日	本科、師範科、専修科、研究科を設置
明治 44 (1911) 年 4 月 1 日	師範科卒業生に無試験検定による小学校専科正教員の資格を与えられる
昭和 18 (1943) 年 4 月 1 日	財団法人に組織変更、佐藤高等技芸女学校（甲種実業学校）と改称、校舎を現在地の大橋町 237 番地に移転
昭和 23 (1948) 年 4 月 1 日	学校教育法による高等学校となり、佐藤技芸高等学校と改称 家庭科を設置
昭和 25 (1950) 年 2 月 1 日	校名を高崎技芸高等学校と改称
昭和 26 (1951) 年 3 月 1 日	財団法人から学校法人に組織変更
昭和 36 (1961) 年 6 月 1 日	佐藤学園高等学校と校名変更
昭和 43 (1968) 年 4 月 1 日	佐藤学園高等学校附属幼稚園開園
昭和 62 (1987) 年 12 月 23 日	学校法人名を佐藤学園から高崎佐藤学園に変更高崎商科短期大学設置認可
昭和 63 (1988) 年 4 月 1 日	高崎商科短期大学商学科開学
平成 4 (1992) 年 12 月 21 日	高崎商科短期大学に秘書科増設認可
平成 5 (1993) 年 4 月 1 日	秘書科開学
平成 12 (2000) 年 12 月 21 日	高崎商科大学設置認可
平成 13 (2001) 年 4 月 1 日	高崎商科大学流通情報学部流通情報学科開学 短期大学の名称を高崎商科大学短期大学部に変更し、 秘書科を現代ビジネス学科に名称変更
平成 17 (2005) 年 12 月 5 日	高崎商科大学大学院流通システム研究科設置認可
平成 18 (2006) 年 4 月 1 日	高崎商科大学大学院流通システム研究科開学
平成 20 (2008) 年 8 月 1 日	学校法人名を高崎佐藤学園から高崎商科大学に変更
平成 22 (2010) 年 4 月 1 日	高崎商科大学流通情報学部流通情報学科を商学部商学科に名称変更
平成 23 (2011) 年 4 月 1 日	高崎商科大学大学院流通システム研究科を商学研究科に名称変更
平成 29 (2017) 年 4 月 1 日	高崎商科大学商学部商学科から商学部経営学科・会計学科に変更

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①学内外への周知

高崎商科大学では、その使命・目的を、学則、学生便覧、大学ホームページ等に明示し、学内外に広く周知している。学則では法令に基づき抽象的な表現であり、学生便覧では、より具体的に建学の精神と関連づけた表現で明記している。

学則第 1 条では本学の目的として「本学は教育基本法及び学校教育法に則り、高等学校教育の基礎のうえに、広く深い教養と人格の陶冶に努めるとともに、広く社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。」と表現している。これは学校教育法第 83 条の「広く知識を授ける」「深く専門の学問を教授研究」「知的、道徳的及び応用的能力を展開する」の文言の趣旨を、商学を主とした社会科学の教育・研究を行う大学にあわせて表現したものである。学則第 1 条の最終行の「有為な人材を育成する」ための基本的な指針として「教育理念」を定め、より具体的に表現している。学生便覧では「教育理念」の欄に学則第 1 条の記述も含み以下のように記載しており、その後「実学重視」「人間尊重」「未来創造」の 3 つの教育理念の具体的な記述が続いている。

本学は、「自主・自立」の建学の精神にたつて「実学重視」「人間尊重」「未来創造」を教育理念として広く深い教養を培い人格の陶冶に努めつつ専門的な教育を施し、もって産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。

1-1-②中期的な計画への反映

本学の中期計画「学校法人高崎商科大学第 2 期中期計画」は令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度の 5 ヶ年を対象としたものとなっており、令和 6（2024）年度は最終年度となっている。

当該中期計画は学園が策定する骨子に沿って大学等の各部門が基本的目標を策定する形をとっている。5 年に 1 度行う中期計画策定の際には、必ず学校法人の歴史を振り返り、建学の精神及び教育理念を基に本学の Mission 及び Vision を再確認することから始める。

Mission 及び Vision、Swot 分析結果、バランス・スコア方式による分析の結果を踏まえ、各目標を策定しており、その目標ごとに取り組み内容と責任部署が明記されている。本学が掲げる Mission 及び Vision は以下のとおりである。

Mission 「商学で地域の人々を豊かにする。」

- ・ 本学は、「自主・自立」の建学の精神の下、自ら考え、自ら行動を起こすことができるビジネスパーソンを育成する。
- ・ 本学は、多様な価値観を受け容れ、他者を尊重することができる人間性を育成する。
- ・ 本学は、教育と研究により価値を創出し、豊かな個人の生活と持続可能な地域社会を実現する。

Vision

- I. ビジネスに軸を置いた実学教育を展開すると共に、教育の質向上と改善を PDCA サイクルをもって保証する体制を追求する。
- II. 多様な学修や経験を提供できる環境づくりに注力し、学生同士の交わりを重視した教育を行う。
キャンパスの活発化を図り、学修及び学生生活において満足度の高い環境の提供に尽力する。
- III. 教職員それぞれが能力開発を行い、成長し続ける組織づくりを目指す。
- IV. 教育、研究、社会貢献活動を推進し、商学教育において卓越した大学を目指し、TUC ブランドを確立する。

上記を踏まえて策定された高崎商科大学の基本的目標は、「教育の質の保証と学生満足度の向上、大学のブランド確立を3本柱に据え、地域社会及び学生に選ばれる大学となる。具体的には、以下の項目を重点推進項目として教職協働体制の下に推進し、商学教育において卓越した大学を目指す。」である。

「教育の質の保証」、「学生満足度の向上」、そして「大学のブランド確立」には、以下のとおりそれぞれ目標を実現するための項目が掲げられており、その項目に従って個々の取り組みが定められる。

【教育の質の保証】

- ・ ポートフォリオ導入及び成績以外の能力の証明（ディプロマサプリメント）を検討
- ・ 少人数教育の推進
- ・ 理論と実践のサイクルの実現（課外教育プログラムの体系化と正課科目との連携）
- ・ 国際及び情報分野、地域分野に注力し、商学教育の深化を図る（IPP0 プロジェクトの推進、英語圏からの留学生受入等、高等学校情報科免許課程の設置、地域関連の研究推進）
- ・ IR 活動の推進

【学生満足度の向上】

- ・ 中退率の低減
- ・ 進路支援の充実
- ・ 施設の充実（学生駐車場、建物塗装修繕、部室改修、食堂席数増加等、駅までの動線の安全性確保、Wi-Fi 整備ほか）
- ・ キャンパスの活性化（サークル、学生会、課外活動、学園祭等）
- ・ 図書館の活性化

【大学のブランド確立】

- ・ 20 周年事業（toTUC 計画）の推進
- ・ 組織の強化（ガバナンスコード導入の検討、人事考課）
- ・ SDGs への取り組み
- ・ 大学院の改革
- ・ 社会人を対象としたリカレント教育の提供
- ・ 災害時における地域への役割の検討

このように建学の精神及び教育理念に基づき、Mission 及び Vision が策定され、さらにそれを踏まえて中期計画の基本的目標が定められている。よって使命・目的及び教育研究上の目的は中期計画に明確に反映されており、各部署、センター、委員会の活動に結びついている。

1-1-③三つのポリシーへの反映

第 2 期中期計画に伴うカリキュラムは令和 4（2022）年度に施行された。改定のために学長はカリキュラム検討会議を組織し、令和 2（2020）年 9 月より集中的な検討を行った。建学の精神、教育理念、そして Mission 及び Vision、学科の人材育成方針を基に、それらを実現するために必要となる学修成果について検討を行った。また、学修成果のレベル感と人材育成方針を基にディプロマ・ポリシーについて議論を行った。学修成果を確実に教授し、ディプロマ・ポリシーを実現するための教育課程について検討を重ね、カリキュラム・ポリシーを策定し、具体的な科目と概要は学力の 3 要素を念頭に置きながら「カリキュラムマップ」により整理し、学修成果のうちジェネリックスキルに該当するものは、授業方法によってそのスキルを養成できる体制を構築するため、「スキル別科目担当表」を策定した。カリキュラム検討会議は令和 3（2021）年度の半ばに発展的に解消され、常設の委員会「カリキュラム検討委員会」となり、現在に至っている。

アドミッション・ポリシーについては入試委員会にて検討を行い策定している。カリキュラム検討会議で策定したディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは教学マネジメントを担う大学協議会を経て教授会にて承認を得た後に、入試委員会に詳しく説明される。入試委員会にて、カリキュラム・ポリシーに掲げられた学びを行うために必要となる姿勢や興味関心、リテラシーについて議論され、アドミッション・ポリシーの原案が策定される。アドミッション・ポリシーについても他と同様に大学協議会を経て教授会にて審議が行われ確定される。

このような形で、建学の精神、教育理念、ミッションとビジョン、学科の人材育成方針、

学修成果、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの順に、体系性と整合性を保ちつつ、それぞれの段階に応じた組織体での協議を経て策定されてきおり、使命・目的及び教育目的が適切に反映されていると言える。

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

本学では学則の規定に従い、商学部、経営学科、会計学科、大学院商学研究科を設置している。学長のリーダーシップを支える執行機関として大学協議会が置かれている。重要事項について審議を行い学長に意見を述べる機関として教授会規程に基づき、学部教授会、大学院教授会及び複数の委員会が配置され、委員会細則が定められている。また教授会規程以外の独立した規程を根拠に置かれている委員会があり、センター・研究所はすべて独立した規程に基づいて置かれている。

委員会には、使命・目的及び教育目的を達成するために、日常的な大学の研究・教育業務に携わるものと、企画、評価、立案に携わるものがある。前者に教務、学生等の委員会が含まれ、後者に、自己点検・評価、カリキュラム検討、FD推進、IR推進等の委員会が含まれる。

センター・研究所として、学生生活・学習支援センター、メディアセンター、社会連携センター、キャリアサポートセンター、経理研究所が置かれている。

学生生活・学習支援センターは「高崎商科大学学生生活・学習支援センター規程」に基づいて設置されており、学生生活の支援、学修活動の支援及び学修効果の向上に役立つ活動を目的に掲げている。この目的に沿って行う業務は学生相談、学修計画立案相談、学修方法の指導、資格取得の助言、学生の自発的な学修の促進を図る活動と多岐に亘っており、学則の「広く深い教養と人格の陶冶」を支えている。

メディアセンターは「高崎商科大学メディアセンター規程」に基づいて設置されており、研究に係る全学的な事項を審議するとともに、情報や語学における教育システム及び、図書館の管理運営を担当し、学生に対する教育の支援、学生の調査研究の支援等を目的に掲げている。目的に沿って行う業務は情報教育施設の利用に関すること、図書館資料に関すること、図書館の利用に関すること、紀要の発行に関することとなっている。当該センターは、学生に常に安定した学修環境を提供し、また教員の研究活動、教育活動を支援することで学則の「広く社会科学に関する学問を研究教授」するための基盤となっている。

社会連携センターは、「高崎商科大学社会連携センター規程」に基づいて設置されており、本学の教育理念に基づき地域連携、企業連携、高大連携により、教育・研究支援及び地域課題解決に関する取組みを推進することによって社会貢献を果たすこと、また、地域社会に対する窓口としての役割を果たし、地域振興及び人材育成を通して地域社会の発展に貢献することを目的に掲げている。目的に沿って行う業務は、地域連携及び地域課題解決に係る企画立案や調査研究、学生によるまちづくり活動及び調査研究活動の支援、公開講座の実施、近隣小・中学校への教育・学習支援等である。当該センターは、地域活動を通じ、本学が学則に掲げる「産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成すること」に努めている。

キャリアサポートセンターは「高崎商科大学キャリアサポートセンター規程」に基づいて設置されており、本学の教育理念に基づき、全学的な立場から本学における学生等のキ

キャリア形成支援及び就職等の進路支援を推進することを目的としている。主に進路選択支援、キャリア形成支援、キャリア教育の企画、インターンシップの企画、既卒者の進路支援、進路に関わる学内外関係機関との連携等を行うこととしており、本学が学則に掲げる「産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成すること」の中でも特に有為な人材の育成及び輩出の役割を担っている。

経理研究所は「高崎商科大学経理研究所規程」に基づいて設置されており、簿記、会計、経理領域に関する学術研究及び教育水準の向上を図り、地域社会並びに地域産業の発展に貢献することを目的に掲げている。当目的に沿って行う業務は簿記、会計、経理領域に関する研究、調査、専門知識の提供である。学則の「広く社会科学に関する学問を研究教授」の中でも特に会計分野を深める組織であり、高大連携事業に関する業務（Haul-A プロジェクト）も推進している。

これらセンター及び委員会は、中期計画に定める項目を盛り込んだ年間計画を毎年度策定しており、年度初めの会議等においてその取り組み内容を共有し、そして年度終わりには、取り組み状況の振り返りが行われている。各センター及び委員会の年会取り組み状況報告は、中期計画進捗状況管理表に集約され、全体会議等にて全教職員に共有されている。このように、教育研究組織は、教授会、委員会、センター・研究所間で、相互に有機的に連携し合って本学の使命に沿って教育目的に整合する教育研究体制が整っている。

1-1-⑤変化への対応

前述したが、本学では中期計画の策定において、社会情勢などの変化に対応して、建学の精神を捉え直し、教育理念を踏まえ、Mission 及び Vision を再確認・改定している。改定された Mission 及び Vision を踏まえ、カリキュラム検討委員会が「学修成果」を定め、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを改定しており、また、中期計画が策定されている。

また、内部質保証の方針に基づいて策定されているアセスメント・ポリシーでは、毎年定期的にカリキュラム検討委員会においてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性の検証を行うことになっている。この作業においても、社会情勢の変化に伴う地域の人材へのニーズの変化、働く環境の変化等を踏まえ、検証作業が行われている。

「学校法人高崎商科大学第2期中期計画」は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5ヵ年を対象としたものとなっており、令和6（2024）年度は最終年度となっている。そのため、令和6（2024）年度中には次期中期計画を策定するための作業を行った。そこでは、従来同様、社会情勢の変化を踏まえ、学園の過去を振り返りながら、建学の精神及び教育理念について再確認を行った。学則レベルでの改定は行わなかったが、Mission 及び Vision については大学の5年間の取り組みを反映し、マイナーチェンジを行っている。

【基準1の自己評価】

（1）成果が出ている取り組み、特色ある取り組み

成果が出ている取り組みとしては、中期計画策定時に建学の精神及び教育理念について再確認を行い、Mission 及び Vision について再検討を行う取り組みである。主に大学協議会の構成員が中心となるが、見直し作業を行うことにより、建学の精神、教育理念、Mission 及

び Vision への理解が深まり、全教職員に周知するための体制構築につながる。何より執行部間のベクトル合わせが行われ、組織としてのパフォーマンス向上に資するのは大きな成果であると考えられる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大学を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、6 割以上の大学が入学定員未充足の状態に陥っている。このような環境下で地域の高等教育を担い続けていくためには、本学の価値がどこにあるのかを不断に自問自答していかねばならない。教育の質の向上を常に目指し、これまで以上に学生の付加価値を高めていくことが必要であると同時に、継続して取り組むべき課題でもあると考えている。そのためには、建学の精神である「自主・自立」を体現する教育とはどのようなものか、どのように Mission や Vision を実現していくのかを繰り返し検討していくことが重要となる。

各センターや委員会、事務組織の各部署において、建学の精神及び教育理念、Mission、Vision を実現するための教育課程、学生対応、学生サービス、課外プログラム、教育環境整備、そして FD 及び SD 活動について更なる議論を行うことが必要だと考える。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

建学の精神及び教育理念、Mission、Vision を日常の実際の業務に落とし込むため、年間目標の設定と自己評価を活用している。具体的には、年度初めに学長が建学の精神、教育理念、Mission、Vision に基づき「高崎商科大学及び短期大学部・年度運営方針」を提示する。この方針がブレイクダウンされ、部署、センター、委員会レベルの年間目標が設定される。そしてさらに、これらの年間目標を実現するため、個々人の年間個人目標にブレイクダウンされていく。この様に使命・目的及び教育研究上の目的が個々の取組みに反映される仕組みが確立されている。

しかしながら、まだ高いレベルでの浸透はなされていない。今後は、学長や学部長、学科長による周知の機会を意識的に創出し、浸透を図りたい。また、各センターや委員会における年度初めの年間計画の共有と、年度末の事業報告を必ず行う体制を構築し、センター及び委員会の構成員が、建学の精神及び教育理念、Mission、Vision 等に則った活動を行っているという意識の醸成に努めていきたい。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の建学の精神や教育理念、教育目的を実現するために、令和 5（2023）年 6 月に「内部質保証の方針」を定めた。

当該方針において、まず本学でいう「内部質保証」とは「教育及び研究活動等の質や学生の学修成果、教育環境等を検証し、向上・改善を行っていくことにより、これらが適切な水準にあることを自ら保証していく継続的なプロセス」と規定した。次に、自己点検・評価の客観性及び妥当性、有効性を高めるため、自己点検・評価委員会による定期的・継続的な点検・評価を実施することや、外部評価を実施し、その結果を反映させた自己点検・評価結果は外部に公表し、社会的責任を果たす方針が示された。そのうえで、内部質保証の実質化を図るため、自主的・自律的に定期的な検証・評価を行い、本学における教育の適切性を担保するための組織体制を定めている。

内部質保証の具体的活動を推進するために「自己点検・評価規程」に基づいて、自己点検・評価委員会を設置し、全学的な観点から自己点検・評価の企画及び実施を行うことや、教育に関する自己点検・評価については、アセスメント・ポリシーに基づき実施することなどの方針が明記されている。内部質保証の責任は、大学協議会が担う。大学協議会は、全学的な方針を策定し、内部質保証の推進に関係する組織に対し支援及び助言を行い、関係組織の連携を図るなど、具体的に内部質保証の状況を把握する責務を有することが示され、本学における責任の所在が明確となっている。

また、ガバナンス機能の充実や透明性を確保する目的で、「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 ガバナンス・コード」を令和5年（2023）年3月に策定した。これにより学校法人の運営については理事会、評議員会の役割や理事、監事、評議員の責務が、教学マネジメントについては学長、大学協議会、教授会の役割が明記され、組織の基盤強化が図られた。

なお、当該ガバナンス・コードの遵守について点検評価を実施し、その結果である「2024年度 学校法人高崎商科大学 ガバナンス・コード適合（遵守）状況」を作成し、本学ホームページで情報公開している。

本学では、「内部質保証の方針」が定められ、全学的な方針及び組織体制が整備されている。内部質保証のための責任の所在も明確になっている。今後は、内部質保証がより効果的・実質的に機能するよう努めていく。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

（2）2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「内部質保証の方針」を受け、「高崎商科大学自己点検・評価規程」により、自己点検・評価に関する組織について規定している。当該規程第2条により「自己点検・評価委員会」が設置され、学長が委員長を指名することや、自己点検・評価項目の設定、実施計画の策定及び分析など点検・評価について定めている。

自己点検・評価を実施するため、平成31（2019）年2月に「アセスメント・ポリシー」

を策定した。さらにより実効性のあるものとするため評価・検証項目を14項目から18項目へと見直すなど、令和4（2022）年4月に改定した。当該「アセスメント・ポリシー」は、本学で定める3つのポリシーが適切であるか、また本学の教育活動が3つのポリシーに基づき適切に機能しているかどうかについて、多面的、総合的に点検・評価し、必要な改善につなげることを目的としている。

なお、教育活動の適切性や学生の学修成果を把握・測定するため、授業や学生生活全般に関するアンケート、各種調査、学生に関するデータ分析などを各センター・委員会が実施、検証を行っているが、それら個々の調査・分析などの活動に基づき、全学共通の尺度に則って評価・検証することを、本ポリシーにおいて「アセスメント活動」と定義している。

アセスメント活動の実施体制は、アセスメント・ポリシーに詳細に明記している。各センター・委員会が責任を持ってアセスメント活動を実施しており、責任の所在も明確化されている。

本学での自己点検・評価に関しては、教職員個人レベル、各科目レベル、学部・学科・研究科レベル、全学レベルなど全てのレベルにおいて自主的・自律的に実施されている。

教員、職員個人レベルにおいては、学長から各年度初めに示される年度運営方針や中期行動計画進捗管理表を踏まえて「個人目標達成計画書」及び「アカデミック・ポートフォリオ」を作成し、提出している。年度途中においては、前期、後期それぞれ1回ずつ上長による面談が実施されており、実施計画書の進捗状況が把握されている。また年度末には「個人目標達成自己評価書」及び「アカデミック・ポートフォリオ」の自己評価箇所を記載し、提出している。

各科目レベルでは、「カリキュラムマップ」に基づいてディプロマ・ポリシーに関連付けた科目設定を行っている。また、「スキル別科目担当表」に基づいて、ディプロマ・ポリシーに関連するジェネリックスキルを意識したシラバスを科目担当者が作成し、授業が実施されている。半期終了時点で学生による授業アンケートが実施され、その結果を各教員が確認し、自己評価につなげている。FD推進委員会はこの結果を確認、検証し、必要に応じて教員に対し改善計画の提出を求めている。

学部・学科・研究科レベルでは、学生の学修成果を測定するため、ディプロマ・ポリシーに関連した能力に関するルーブリックによる自己評価が実施され、その結果は教授会で情報共有されている。また、アセスメントテストを実施し、学生のリテラシーレベル及びジェネリックスキルの修得状況を分析し、学修成果の可視化に努めている。その結果は教授会で情報共有がなされている。

センター・委員会レベルでは、年度当初に各センター長・委員長・所長が「年間計画書」を作成し、年度末には「自己点検・評価報告書」を作成して、自己点検・評価委員会宛てに提出している。前年度からの改善点も含めて、アセスメント活動の実施状況が明記されている。それらに基づいて、自己点検・評価委員会では、各部署でのアセスメント・ポリシーに則ったアセスメント活動の実施状況や具体的実施内容を点検・評価し、3つのポリシーの整合性を検証している。

本学における内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、アセスメント・ポリシーに示す実施方針及びアセスメント・チェックリストに基づき、自己点検・評価委

員会が、年間を通じて総合的、計画的に実施している。各センター・委員会で実施しているアンケート調査のほかセンター・委員会を跨ぐ全学的データ分析は、IR 推進委員会で集約、分析が行われている。IR 推進委員会による DP の適切性に関する分析結果はカリキュラム検討委員会にフィードバックされた後、自己点検・評価委員会へ報告がなされている。

なお、全学レベルでは、自己点検・評価委員会が毎年「自己点検評価書」を作成し、学外に対する説明責任を果たすため、本学ホームページにおいて情報公開している。

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、前述のとおりアセスメント・ポリシーに基づいて、自己点検・評価が実施されている。各種アンケート調査は、各センター・委員会で実施され、分析が行われている。複数の部署に関わるような全学的なデータの収集や分析については、IR 推進委員会が分析を行っている。令和 6 (2024) 年度に IR 推進委員会で実施したデータの収集・分析は、以下の 6 点である。

① 入学者選抜の妥当性

令和 3 (2021) 年度から令和 6 (2024) 年度の入学生を対象に、入試区分の違いと入学後の成績 (GPA)、並びにリテラシー領域及びコンピテンシー領域 (いずれも PROG による測定) との関係性について分析を行った。学力 (GPA) に関しては、入学後の学修活動において顕著な差は見られず、一定の水準が保たれていることが確認された。一方、リテラシー及びコンピテンシー領域については、入試区分の特性が反映されており、多様な資質・能力を持つ学生が受け入れられていることが明らかとなった。これらの結果から、現在の入試制度は適切かつバランスの取れた運用がなされていると評価され、分析結果は入試委員会にて情報共有を行った。

② 少人数教育の検証

昨年度に実施した「令和 3 (2021) 年度前期・後期」及び「令和 4 (2022) 年度前期・後期」の検証に加え、新たに「令和 5 (2023) 年度前期・後期」の 2 期分のデータを追加し、再度検証を行った。その結果、履修人数別の到達度 (GPA) に関して令和 3・4 年度においては、少人数クラスの GPA のほうが高くなる傾向が見られたが、令和 5 年度ではその傾向は確認されなかった。一方で、授業の充実度・満足度に関するアンケート結果については、全ての年度において履修人数が少ないほど評価が高くなる傾向が一貫して見られた。これらの分析結果は、今後の少人数教育推進に向けた参考資料として、FD 推進委員会に報告を行った。

③ アセスメントテスト分析

アセスメントテストの結果について分析を行った。本分析は、2022 年度より継続して実施しているものであり、今年度も引き続き良質なキャリア形成には「挑戦する経験」「継続する経験」「実行・検証する経験」が進路に対する準備状態に大きく影響していることが確認された。また、「キャリア選択自己効力感」に対して最も肯定的な影響を与えていたのは「成長実感」であることも、例年同様に明らかとなった。さらに、「注力すべきことがない」

「人間関係の構築に不安を感じている」といった学生においては、退学リスクが相対的に高まる可能性が示唆された。これらの分析結果については、関連委員会・センターに共有し、結果を踏まえた今後の取組みの検討を依頼した。

④ 学修成果達成度アンケート分析

学修成果の達成度を把握するため、毎年ディプロマ・ポリシー（DP）に基づく自己評価アンケートを学生に実施しており、令和 6（2024）年度卒業生の結果についても集計・分析を行った。その結果、多くの項目で上昇傾向が見られ、特に「チームワーク」「発信力」「論理的思考力」の伸びが顕著であった。これらの集計データ及び分析結果は、本学ホームページにて公開している。また、当該自己評価アンケートにおける能力項目が企業の求める人材要件と整合しているかを検証するため、県内外の企業を対象にアンケート調査を実施した。その結果、「専門性」に加え、「デジタルリテラシー」「創造的思考力」「論理的思考力」「課題解決力」などの能力が比較的高い水準で求められていることが明らかとなった。

⑤ IR 活動の推進及び業務体制の見直し・充実

本学及び本学短期大学部、愛知東邦大学、沖縄大学の 4 大学による共同 IR 研修会を開催した。研修会では、各大学の取組み事例を紹介し、相互に情報共有を行った。また、同 4 大学においては、定期的な情報交換会も実施しており、次年度より 4 大学共通の退学者アンケートを実施する予定である。アンケートの結果を基に退学要因を分析し、退学率の低減に向けた取組みを進めていく計画である。

⑥ ポートフォリオに関する分析

未入力者が多かったことから、入力の促進に取り組んだ。次年度からは、DP 達成度、外部試験（PROG）、成績データを組み合わせた分析を実施し、それぞれの相関関係を明らかにする予定である。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が中心となり、本学の「内部質保証の方針」及び「アセスメント・ポリシー」に則って実施している。アセスメント・チェックリストによるアセスメント活動は、年間を通じて計画的に実施しており、各センター・委員会で実施しているアセスメント活動に関して詳細な報告や情報共有が適切に行われている。各センター・委員会による各種調査・データの収集・分析に加えて、全学的なデータの分析は IR 推進委員会において適切に実施されている。自己点検評価書はもとより、各種調査結果は本学ホームページで適宜公開している。

以上のような IR 活動を通じて得たデータをさらに有効に活用し、本学における教育の質保証、向上・改善に取り組んでいく。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望は、毎学期末（7月・1月）に実施している授業アンケートによって把握している。これは各授業についての学生の意見を汲み上げる目的で実施しており、FD推進委員会により組織的な授業改善活動の一環として実施されている。教員の担当科目に対するアンケート結果は、授業改善のための資料として教職員間に開示し、集計結果は、1号館エントランス掲示板に掲示することによって学生にも開示している。授業アンケートによる結果が種別平均値を一定の数値下回る場合は、該当の教員に対して「授業改善計画書」の提出を義務づけるなど、授業改善のために活用されている。

また、上記調査同様に毎学期末（7月・1月）に実施される「学生生活・満足度に関するアンケート」でも学修支援に関する学生の意見・要望を把握している。アンケートは基本項目・学生生活調査・大学満足度調査のカテゴリーから構成され、全32設問ときめ細やかな調査が実施されている。集計結果については、学生生活・学習支援センターで分析・検討が行われ、次年度以降の学生サービス向上に活かされている。なお、改善策を講じた項目については、その改善内容を全学生にフィードバックしている。

調査結果としては、令和6（2024）年度の後期の大学満足度調査で「教育・学修支援」について、「満足している」及び「どちらかといえば満足している」の回答が80%、「満足していない」と「どちらかといえば満足していない」の回答は0%であった。同年前期調査でも、前者が83%、後者は1.2%であり、高い満足度を維持している。満足していない理由として、「今の1年生はプログラミング、AI等をやっているが、2年生以上は履修することが出来なかった」「授業アンケートの期間をテスト期間の終わりまで伸ばしてほしい」などの意見が出された。科目履修に関しては、必修科目とのバッティングを極力避ける形で時間割を組む等の工夫を毎年行っている。他方で、課外講座（TUCチャレンジ講座）を充実させ、本学の教員が担当する講座の場合には無料で提供している。授業運営については、授業アンケートにて担当教員から改善内容を回答してもらうとともに、授業運営をテーマとしたFD研修会等を検討していく必要がある。

学生生活に対する意見については、前述のとおり「学生生活・満足度に関するアンケート」により汲み上げている。当該アンケートにて出た意見は、学生生活・学習支援センター、学生課、保健室、学生生活支援室にて共有され、次年度以降の支援に活かされている。

また、学修環境に関する学生の意見・要望についても「学生生活・満足度に関するアンケート」の学生生活満足度調査により把握し、改善に向け検討が行われている。集計結果として、令和6（2024）年度後期大学満足度調査の「施設」に関する項目では、「満足している」と「どちらかといえば満足している」の回答が83%程度、「満足していない」と「どちらかといえば満足していない」の回答は4%程度である。前期の同調査でも、前者

が84%程度、後者は5%程度であり、高い満足度を維持している。満足していない理由として、「ネット環境が悪い」「トイレの施設の老朽化」「駐車場の駐車スペースが足りていない」「新紙幣に自動販売機が対応できていない」といった声が寄せられた。以前より、要望・意見の多いネット環境については、ここ数年でWi-Fi環境の整備を進め、現在はほとんどの建物・教室で利用可能となっており、改善がなされている。

「学生生活・満足度に関するアンケート」以外にも、ピアサポーターによる「Melly」（学内コミュニケーションシステム）を活用した学生相談窓口を開設しており、1・2号館には意見箱を設置、匿名でも投函できるようになっている。「Melly」でのオンライン投稿と意見箱での匿名投稿で、学生から意見を汲み上げながら、ピアサポーターによる問題解決・支援も行っている。

近年の社会構造の変化に伴い、多様なニーズをもった学生が入学してきている。前述のように既に「授業アンケート」や「学生生活・満足度に関するアンケート」は、例年実施されているが、部活やサークル、ボランティア、企業連携活動、国際交流活動など課外活動と併せて、学生生活状況等に関する学生情報を把握する必要性が以前から指摘されていた。そのような要請を受け、令和2（2020）年度、「学生生活・満足度に関するアンケート」の調査項目が細分化され、授業以外の学生生活や学内の諸活動などについての項目が新たに加えられた。今後は、学生からの意見だけではなく、これらの調査の分析結果から見えてくるものを検討し、学生にとって必要とされる支援や学修環境整備を検討していく必要がある。

上記の調査に加え、自己点検・評価委員会では学生から直接意見を聴取する機会を令和4（2022）年度から設け、毎年9月に行っている。これは学生2名に対し教職員2名程度の小グループを複数作り、学生に率直な意見を語ってもらうものであり、アンケート結果も参考に意見聴取を行っている。令和6（2024）年度に「駐車場の駐車スペースを学年別に指定してほしい」「学食で朝食を提供してほしい」「日本語リテラシーの記述式試験について担当の教員による格差を是正してほしい」「大学院生も教科書注文システムを利用できるようにしてほしい」などの意見が出された。これを受けて教務委員会など担当部署へ検討の依頼がなされた。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

外部の様々な意見を取り入れるため外部評価委員会が設置されている。中期計画の進捗状況や年度運営方針を踏まえて、学部・研究科全般の教育研究活動について詳細な議論がなされている。令和6（2024）年度外部評価委員会では、特に以下の2点について審議がされた。

- ① 2025年度のカリキュラムと3つのポリシー及び社会との接続について
- ② 入学者選抜の妥当性について

本学では卒業生の就業先に対して、アンケート調査を行っている。本学卒業生一人ひとり及び全体評価を実施し、集計結果を分析している。また、毎年6月に実施されている保護者懇談会においても保護者からの意見を聞くため、アンケート調査を実施している。さ

らに、社会連携センターにおける地域推進会議・地域連携委員会でも学外関係者からの意見・要望の聞き取りを実施している。様々な機会を捉えて、大学の取組み内容とその適切性について、本学の教育研究活動等が3つのポリシーと整合性があるか、DPは社会のニーズに沿っているか等について検討がなされている。

令和6（2024）年度に認証評価を受審し、「適合」の評価を得た。日本高等教育評価機構から受領した「令和6年度 大学機関別認証評価 評価報告書」は、ホームページに掲載し、自己点検・評価結果の学内共有と学外への公表を行った。また、令和元（2019）年度から令和6（2024）年度の自己点検・評価の結果について、「自己点検評価書」を作成し、ホームページ上で公表している。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学における内部質保証については、アセスメント・ポリシーにより3つのポリシーを起点とした自己点検・評価を全学的組織的に実施している。これにより、3つのポリシーがそれぞれ独立したものではなく、学生の教育活動の中で連携し、計画的恒常的に学修成果を検証する組織体制を有して機能している。具体的には、学生の学修成果向上のために100分授業導入の検討や、APの検証を踏まえた入試制度の見直し、学生の教育の質を高めるためのカリキュラムの見直しなどが実施されてきた。

本学は、1学部2学科、1研究科を擁する小規模大学であることから、比較的大学全体の情報共有が行いやすく、PDCAサイクルも実施しやすい。情報の透明性も確保しやすい環境を活かして、自己点検・評価委員会を中心にアセスメント・ポリシーに基づき、各種アセスメント活動を実施し、PDCAサイクルを実践している。

令和2（2020）年度からの5年間の中期計画が令和6（2024）年度末で終了した。令和7（2025）年度からは、次期の中期計画が策定され、実施される。これを受けてさらに組織体制を強化し、学部・学科・研究科におけるアセスメント活動を学校法人全体の発展へと連携させていく。

【基準2の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では「内部質保証の方針」が定められ、内部質保証のための恒常的な組織体制が整備され、内部質保証のための責任の所在が明示されている。「高崎商科大学自己点検・評価規程」が定められ、内部質保証のための自己点検・評価を実施する組織体制が整備されている。また、アセスメント・ポリシーが策定され、アセスメント・チェックリストに基づき、自主的・自律的にアセスメント活動が実施されている。

IR推進委員会において、各種調査・データの収集・分析を実施し、その結果は必要に応じて各部署にフィードバックされ、大学教授会において情報共有している。各センター・委員会が実施している各種調査結果や毎年自己点検・評価委員会が作成している「自己点検評価書」は、本学ホームページで情報公開している。

3つのポリシーを起点とした内部質保証の向上に取組み、入試制度やカリキュラムの見直し、100分授業の導入など教育の質の改善・向上に反映している。内部質保証のための

大学全体の PDCA サイクルの仕組みが確立しており、学生はもとより、学外関係者の意見を適宜取り入れて、必要な改善が実施されている。このように、本学の内部質保証は組織的に整備され、かつ有効に機能しており、教育の質保証に向けた真摯な取組みが継続的に実施されていることや、不断な改善活動を含む組織的好循環が結果的に学生の定員確保につながっているものと考えられ、大きな成果がでているものと判断する。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

年度末に各委員会・センターから「自己点検・評価委員会」宛てに提出される「令和 6 年度自己点検評価書」には、各部署において自己点検・評価を実施した結果、解決すべき課題や次年度以降の改善策が明記されている。例えば、合同カリキュラム検討委員会からは、令和 6（2024）年度より導入された 100 分授業の効果の検証や現行の新カリキュラムの効果の検証などが次年度以降の課題であることが指摘された。また、FD 推進委員会からは、少人数教育の推進やブレインストーミングの更なる推進、IR 推進委員会からのデータに基づいて教育の質の保証のために実施していく必要があること、合同学生委員会からは、コロナウイルス感染症により落ち込んだサークル所属学生数や学園祭入場者数の向上を目指すことなど、様々な課題が提起され、その対策が今後の検討課題とされている。

令和 7（2025）年度から本格的に実施するリスキリング事業等を通じて、TUC ブランドを確立し、さらに地域社会に貢献できる大学として発展していくことも今後の課題である。本学では、令和 6（2024）年度日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、「適合」の評価を得た。その際、「優れた点」として、「着実な定員確保につなげていること」や「法令で求められる情報に加え、教育関係のデータやアンケート結果などをホームページで積極的に公開していること」の 2 点を高く評価していただいた。「改善を要する点」や「指摘事項」は特になかった。

また、令和 6（2024）年度実施の外部評価委員会においては、特に対処すべき課題は出されなかった。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

上記(2)で示したとおり、各委員会、センターから提起されている様々な課題については、各部署で責任をもって着実に改善していく。複数の委員会やセンターに関わるような組織横断的課題に関しては、連携して課題解決に注力していく。各改善活動の実施状況や進捗状況は自己点検・評価委員会がアセスメント活動を通じて、本学における教育研究活動の質保証について、点検・評価を行っていく。

学校法人全体に関しては、中期計画の進捗状況を適時確認しながら、組織全体としての内部質保証の実質化を図っていく。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

<商学部>

アドミッション・ポリシーは、平成 17（2005）年度に、それまでの A0 アドミッション・ポリシーを発展させ、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を持たせる形で策定された。その後もカリキュラム改定を踏まえた修正が加えられ、平成 29（2017）年4月に経営学科、会計学科が商学部設置されるにあたり、改めてアドミッション・ポリシーの策定を行った。

令和 2（2020）年度末にカリキュラム検討会議から学長に対し、令和 4（2022）年入学者から適用されるカリキュラム改定に伴う答申がなされ、このカリキュラムに対応するアドミッション・ポリシーが令和 3（2021）年度初頭、以下のように策定され、現在も入学者受け入れの指針としている。

高崎商科大学商学部は、本学の「人材育成の方針」に立脚し、総合的に実践する応用能力を有した幅広い職業人を育成します。

本学部への志望者には、基礎的・基本的な知識や技能、及び思考力・判断力・表現力を求めます。特に、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」などを基礎とした国語科の学習内容を重視します。また、自ら課題を発見し、解決に向けて探究し、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を求めます。

さらに、学内外での幅広い活動、ビジネスやICT、コミュニケーションなどに関する資格の取得は望ましいと考えます。関連した競技会などへの参加やその成果、高度な資格取得は評価します。

高崎商科大学商学部では、以下のような志向性、資質を持った志望者を歓迎します。

1. ビジネスモデル開発や起業を通じて、企業社会の革新を志す人
2. 情報・ネットワーク技術で、地域や企業の価値創出を目指す人
3. 会計学の専門性を深め、職業会計人としての社会貢献を目指す人
4. 多様な人と協働して、地域の課題解決に取り組む人

アドミッション・ポリシーは、入学試験要項や大学ホームページの「建学の精神」ページ、大学ポートレート、学生便覧、新入生保護者のためのガイドブック、学生会発行のキャンパスガイドなどに掲載され、明示・公表されている。

<大学院商学研究科>

大学院については、大学院入学試験要項並びに大学ホームページの入試情報ページ、大

学ポートレート、学修の手引きにて3つのポリシーを明記し周知している。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

<商学部>

開学以来、選抜方法を多様化することで、多様な志望者に対応できる入学試験制度を構築、運用してきた。アドミッション・ポリシーを実質的に担保するために、以下を入試制度に組み入れている。

アドミッション・ポリシー第2文「本学部への志望者には、基礎的・基本的な知識や技能、及び思考力・判断力・表現力を求めます。特に、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」などを基礎とした国語科の学習内容を重視します。」に対応して学校推薦型選抜、総合型選抜での評定平均を含めた総合的評価、基礎学力を問う口頭試問やペーパーテスト、一般入試・センター試験利用入試での国語の必須化などを行ってきた。

アドミッション・ポリシー第3文「また、自ら課題を発見し、解決に向けて探究し、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を求めます。」に対応して、下記の3点を実施してきた。

- ① 探究・ブレインストーミング型（総合型選抜）の導入
- ② 学校推薦型選抜、総合型選抜での面接質問事項の精査、受け入れ判断における学びの態度や姿勢の重視
- ③ 全入試種別における任意の活動報告書の活用

アドミッション・ポリシー第4文「さらに、学内外での幅広い活動、ビジネスやICT、コミュニケーションなどに関する資格の取得は望ましいと考えます。」に対応して、学校推薦型選抜、総合型選抜での面接質問事項の精査、資格特待制度、全入試種別における任意の活動報告書の新設などを行ってきた。

アドミッション・ポリシー第5文「関連した競技会などへの参加やその成果、高度な資格取得は評価します。」に対応して、会計学科における学校推薦型選抜へのHaul-A 特待生推薦の導入、資格特待制度、全入試種別における任意の活動報告書などの対応を行ってきた。

入学者の選抜業務は、教授会に設置された組織である入試委員会と大学事務局組織に設置された広報・入試課が中心となって実施している。入学試験要項の作成、願書受付から合否通知発送、入学手続きまでの業務を厳正かつ適切に実施している。

また、試験当日は、学長を入試本部長とする入試本部が設置され、入試委員を中心に厳正に試験を実施している。入試問題はすべて本学の専任教員が作成する。科目ごとの取りまとめ、確認、校正の手順が「入試関連業務実施のガイドライン」としてまとめられ、学習指導要領や入試制度の変化に応じて内容の確認が行われている。外部機関による精査を令和2（2020）年度入試より全科目に拡大して実施し、問題や解答例の適合性と本学の入試問題として適切な水準の確保を図っている。

合否判定の審査においては、試験結果に基づきアドミッション・ポリシーとの適合性も考慮して、学長、学部長、入試委員長、入試委員、事務局長、事務局次長、広報・入試課

長からなる予備審査会で審査を行い、最終的な合否はその後開催される教授会の審議を経て、学長が決定している。

入学試験の区分と選抜方法の概要については、入学試験要項及び大学ホームページを通じて公表されている。

上記の入試制度の詳細及び運用がアドミッション・ポリシーに即したものとなっているかの検証は、入試委員会にて随時行われている。入学後に入学者がアドミッション・ポリシーにどの程度適合しているかについての組織的な検証は、平成 30（2018）年度に制定されたアセスメント・ポリシーに沿って令和元（2019）年入学生より実施している。具体的には、IR 推進委員会が入学生に対し外部アセスメントテストを実施し、その結果や傾向を学科ごとに集計している。

令和 6（2024）年度入試に関し、IR 推進委員会により入学者選抜の妥当性について検証が行われ、入試委員会の求めに応じて以下の結果が報告された。

大学及び短期大学において、入試区分ごとに一定の傾向は見られたものの、入学後の GPA 平均値には統計的な有意差は確認されなかった。また、入試区分と入学後に実施されたアセスメントテスト（PROG）の結果との関連性について分析したところ、リテラシー領域及びコンピテンシー領域の総合平均値においても、入試区分ごとに一定の傾向は見られたものの、統計的な差異は認められなかった。

これらの結果から、GPA 成績及びアセスメントテストの分析から入試区分による合格者の学力・能力に大きな差は見られず、本学における入学者選抜は適切に実施されているものと判断される。

<大学院商学研究科>

大学院でも学部同様、アドミッション・ポリシーに沿った入試制度の運用を行っている。具体的には、一般入試（学部卒業者対象）、社会人入試（企業で働く者、主婦等でさらに学ぼうとする者対象）、外国人留学生入試の区分を設け、一般入試では専門科目試験及び面接試験、社会人入試では小論文試験及び面接試験、外国人留学生に対しては小論文試験及び日本語・面接試験により判定を行っている。また、本学出身者については「学内推薦入試制度」を設けており、GPA が 2.3 以上の学生を対象としている。いずれの入試制度も面接が含まれており、アドミッション・ポリシーに沿ったものとなるように、大学院研究科委員会で周知が行われている。

入学試験の実施については学部と同様の手続きで進められる。合否判定も試験結果に基づき、学長、研究科長、大学院研究科委員会委員による予備審査会で審査を行い、その後開催される大学院教授会の審議を経て、学長が決定している。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

<商学部>

アドミッション・ポリシーに沿い、適切な学生数の維持のため、予備審査会及び教授会

では区分別定員数を意識しながら合否判定を行ってきた。令和 7（2025）年度の商学部全体の収容定員充足率は 122%となり、補助金対象となる収容定員の 130%以内を維持している。2025 年度入学試験において、学部全体では、入学定員充足率は 130%となり、学部単位での定員を適正規模に管理する選抜を行うことができている。

学科単位では、経営学科が充足率 126%、会計学科が 138%となった。志願者数及び入学者数は、経営学科では隔年で増減する傾向があるのに対し、会計学科では比較的安定している。令和 7（2025）年度入試では、会計学科の入学者増に対応して教室内の机の追加補充などの調整を行い、教育の質を確保している。

<大学院商学研究科>

大学院における過去 3 年間の在籍者数は、「商学研究科入学者数（過去 3 年間）」に示すとおりである。令和 4（2022）年度までは定員（5 名）割れが続いていたが、令和 5（2023）年度は定員を超える 6 名の入学者数となった。しかしながら、大学院の場合、年度による入学者数の変動が大きく、令和 6（2024）年度及び令和 7（2025）は入学者が 0 名であった。

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA（Teaching Assistant）の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

（2）3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

<商学部>

① オリエンテーション

高等学校から大学での学生生活へ円滑に移行するため、新入学生全員対象の入学前教育に加えて、新入生オリエンテーションを実施している。その中では、学修・履修と学生生活全般に亘る説明、指導が行われる。特に学修・履修に関しては、各学科長による大学での学修の概要説明があり、また事務局教務課担当職員からは履修登録の助言と指導が行われる。

2 年次以降の在学生に対しても、学年別に新年度オリエンテーションが実施されている。令和 2（2020）年度からは学内専用コミュニケーションツール「Melly」において各種説明動画を配信し、履修・成績や卒業要件、諸制度についての確認など、学生がいつでも、どこからでも情報が入手できる支援を強化している。また、対面でも履修相談を受け付けており、具体的に質問等を受けながら指導、助言も行っている。

② ゼミナール形式授業

本学では担任制はとっていないが、1 年次の「日本語リテラシーⅠ・Ⅱ」、2 年次の「日本語リテラシーⅢ・Ⅳ」、3 年次の「課題研究Ⅰ（前期）・課題研究Ⅱ（後期）」4 年次の「卒

業研究Ⅰ（前期）・卒業研究Ⅱ（後期）」と4年間に亘り、ゼミナール形式の必修科目を履修する。ゼミナール形式科目の担当教員は、学修のみならず学生より就職、進路、学生生活全般についての相談を受け指導・助言するなど、きめ細かく学生をサポートする体制が確立されている。

③ オフィスアワー

すべての専任教員は、前期・後期の各期に週2回のオフィスアワーを設定し、学生の質問・相談を受け付けている。2回のうちの1回は授業時間帯に、残り1回は極力、昼休みの時間帯に設定するよう配慮している。オフィスアワーの時間帯は、教員が研究室に待機し学生に応じているが、多くの教員は通常授業日には研究室もしくは学内にいるため、オフィスアワー以外も臨機応変に来訪を受けている。

兼任講師についても、オフィスアワーの設定を義務づけている。本学では、兼任教員に講師控室を用意しており、授業の開始前、もしくは終了後に学生からの質問・相談に応じよう、文書にて依頼を行っている。仮に授業前後で時間を割くことが難しい場合でも、メールで学生への対応を行うなど、質問・相談を受け付ける環境の確立を強く依頼している。

④ 学生生活・学習支援センター

本学では、学生の学修に関する疑問や問題点を解決するための組織として「学生生活・学習支援センター」が設置され、(a) 学習支援・スタディーズスキル育成、(b) 学生相談・自己発見・自己実現、(c) 資格取得・キャリア形成といった学修支援活動を行っている。センター員は、事前予約にて個別学生相談を受け付ける体制を整えている。

⑤ 資格・検定試験対策講座

「TUC チャレンジ講座」と題し、学生のスキルアップ、資格取得、キャリア形成を支援するため、学生生活・学習支援センターにおいて各種資格・検定対策講座等を開設している。

資格取得を目的とした講座では国内及び総合旅行取扱管理者、基本・応用情報処理技術者等、教員採用試験（公立・私立）等の講座を開設しており、ファイナンシャルプランナー（FP）やTOEIC、IT パスポート等の資格取得を対象としたTACと連携した通信講座も用意している。その他にも学生の主体的学修を促し、学問に対する興味・関心を持たせることを目的とし、毎年専任教員によるオリジナル講座を設定している。

⑥ 教職員の協働体制

本学では、全てのセンター及び委員会が教員と事務職員で構成されており、教職協働の体制が確立されている。事務職員は正式なセンター員及び委員として参画が求められており、センター及び委員会が行う活動には全て関わる。全学の教学をマネジメントする大学協議会や、本学の方向性を示す中長期計画策定会議、教育の質向上を図るFD推進委員会においても、事務局長、事務局次長を中心とする事務職員のメンバーが配置されている。

3-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

<商学部>

① TA 制度とチューター制度

ティーチング・アシスタント (TA) 制度については、大学院生を対象に導入されており、学部生に対する演習、実習等の授業に係る教育補助業務を行うこととしている。本制度は、「高崎商科大学大学院ティーチング・アシスタント規程」に基づいて設置され、大学教育の充実に加え、大学院生の指導者としての資質向上のための機会提供を目的としている。

商学部の専任教員からのティーチング・アシスタントの申請は、学部長を経由し、大学院研究科長に要請がなされる。ティーチング・アシスタントの選考基準は、教育補助に係る授業科目、もしくは当該授業科目と密接な関連のある授業科目において、優秀な成績を修めていることが条件となっており、学部生に対する支援の質を確保している。

また、学部ではチューター制度（学修チューター・遠隔授業チューター）を導入している。チューター制度は「高崎商科大学チューター規程」に基づいて運用されており、学生同士の意思疎通を円滑にし、学修への取組みや卒業後の進路といった学生生活の全般的な問題解決を図り、チューターも含めた学生相互の成長を促すことを目的としている。学修支援の観点からチューターとして選出されるには、学業特待生 A 以上、もしくは履修規程に定める資格取得における単位認定に該当する資格保有が条件であることに加え、専任教員の推薦が必要である。審査の段階では、申請学生の科目履修状況、単位修得状況、授業態度、人柄などを十分に考慮し、学部長面接を経て、総合的に判断されている。令和 6 (2024) 年度は、3 名が採用された。

なお、新型コロナウイルスの影響から令和 2 (2020) 年度前期より、全学的に遠隔授業が実施され、遠隔授業をスムーズに実施するための緊急措置として「遠隔授業チューター」を特別採用した。円滑な授業実施の支援を行うため、採用の条件は、GPA 2.6 以上の 3 年次もしくは 4 年次とした。令和 3 (2021) 年度以降も一部の科目にて遠隔授業の実施しているため採用を続けており、令和 6 (2024) 年度については 9 名（前期 5 名、後期 4 名）が採用された。

② 成績不良者対応

学期末や年度末に成績不良の学生に対し、学部長、教務担当職員と学生生活・学習支援センターが協力して個別に面談を行い、原因の把握、問題解決のための助言を行うとともに、次年度の履修計画、学修計画の支援も行っている。

学期末や年度末の個別面談とは別に、退学・留年を減らす対応策の 1 つとして各科目の担当教員は、学内教育支援ネットワークシステム「Active Portal（通称 A-Portal）」にて出欠管理を行い、フォローや支援が必要と判断された学生について随時、事務局と共有している。なお、過去 6 年間の入学年度別退学者の状況は、【表 3-2-1】に示すとおりである。

平成 30 (2018) 年度入学者の退学率は 14.85%であったが、令和元 (2019) 年度は 9.13%、令和 2 (2020) 年度は 10.78%と大きく改善されている。令和 3 (2021) 年度入学生は現 4 年次に在籍しており、令和 4 (2022) 年度は現 3 年次である。過去の実績からも比較的 1・2 年次での中退が多い傾向が見られることから、令和 3 (2021) 年度及び令和 4 (2022) 年度はさらに改善が見込まれる。

【表 3-2-1】商学部の入学年度別退学者の状況（過去 7 年間）（令和 7 年 5 月 1 日現在）

入学年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
退学除籍	30 名	21 名	25 人	19 人	18 人	12 人	6 人
退学率	14.85%	9.13%	10.78%	9.13%	7.50%	4.82%	2.45%

③ Active Portal（教育支援ネットワークシステム）

Active Portal（通称 A-Portal）により、PC から学生の履修情報や成績情報、GPA などの学生情報を教職員が閲覧可能となっているほか、WEB による出欠管理システムが構築されている。このシステムでは、休みがち検索といった機能から特定の学生に絞った出席状況も確認でき、学修支援、指導に活用され、退学や留年などの低減を図る対応が迅速にできるようになった。また、学生も履修状況や取得単位、授業の出席状況、その他休講・補講・定期試験日程等の情報を自分で確認・管理できるようになっている。

④ 学内情報環境の整備

教室や学生ホールなどに学生所有の PC やスマートフォンが接続可能な Wi-Fi アクセスポイントが整備されており、レポートや授業準備などで活用されている。また、学生用の貸出 PC が 40 台準備されている。0A 教室 3 室は、授業で使用していない時間帯は学生に開放しており、自由に使用することが可能となっている。自習やレポート作成、情報の検索・収集など様々に活用されている。

なお、PC のトラブル対応や利用相談については、メディアセンターにヘルプデスクが設置され、専従の技術者が応じている。

⑤ 障がいのある学生への配慮

障がい支援・配慮については、「高崎商科大学障がい学生支援に関する規程」に基づき、学生生活・学習支援センターが各関係部署と連携して支援を行っている。入学前の段階で、広報・入試課及び学生課と連携を図り、希望に応じて本人及び保護者などへの事前ヒアリングを実施している。その後本人の希望に応じて配慮申請を行い、本人の意思を確認したうえで関係する教職員への情報共有等も行っている。

履修が確定した後、配慮が必要な学生については授業教室の対応を行い、定期試験時についても申請内容に基づき特別対応を実施している。

⑥ 教員相互による授業参観

授業改善に向けた取組みの一環として、FD 推進委員会により前期及び後期の終盤時に、授業開放期間を 2 週間設け、他の教員の授業を参観できる制度を確立している。専任教員は、期間中に他の教員の授業を 2 科目以上参観し、参観後には「授業開放参観報告書」の作成を行い、事務局に提出することが義務づけられている。なお、この制度は専任教員だけでなく、非常勤教員及び事務職員にも適用されており、それぞれ 1 科目以上参観し、専任教員同様、参観後に「授業開放報告書」の提出を義務づけている。また、授業開放期間以外でも、授業の参観は可能となっている。

⑦ 学生による授業アンケート

前期末及び後期末に「学生による授業アンケート」を実施している。これは学生の意見を汲み取るとともに、組織的な授業改善活動の一環として FD 推進委員会により実施されている。担当科目についてのアンケート結果は、授業改善のための資料として教職員に開示され、集計結果を Active Portal（通称 A-Portal）により学生にも公開している。

また、授業アンケートによる結果が全科目の平均値を一定の数値下回る場合、該当の教員に対して「授業改善計画書」の提出を義務づけている。

さらに大学全体の改善のため「学生生活・満足度に関するアンケート」を毎年度実施しており、その中で学修・教育システムの満足度についても調査している。

< 大学院商学研究科 >

大学院については、平成 19（2007）年度より、学部教育の充実並びに大学院学生に教育訓練の機会を提供することを目的として、「高崎商科大学大学院ティーチング・アシスタント規程」が制定され、TA 制度が導入されている。

修士論文作成に関しては、1 年次の年度末に中間報告会を実施、また 2 年次には修士論文発表会での研究成果の発表と、その後に行われる最終試験での審査を義務づけ、主査 1 人・副査 2 人による指導・助言・評価を行っている。修了判定については、主査及び副査の判定に基づき、大学院研究科委員会において学生一人ひとりの修了要件を確認し、大学協議会で再確認した後に、大学院教授会の議を経て、学長が課程修了を認定するという厳正なシステムを採っている。また充実した研究が行えるよう、大学院生用に研究室 1 部屋と各学生に専用の机と PC が用意されており、研究環境が整備されている。

大学院については、少人数ということもあり、院生からの意見・要望等は、基本的には研究指導教員や教務課が対応している。院生から休学や退学などについて相談を受けた際には、研究指導教員が必ず面談を行い、院生の状況を把握したうえで状況の改善に取り組んでいる。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では、教育課程内において全学生が社会的・職業的自立に必要な知識とスキルを修得できるよう 1 年次に「キャリアデザインⅠ」、2 年次に「キャリアデザインⅡ」を必修科目として設置している。「キャリアデザインⅠ」で自己を深く見つめ、さらに広く社会を見る目を養って、受身の姿勢から脱却し、自ら発信する学修への基礎を創り、「キャリアデザインⅡ」で進路選択活動の基礎力を身につけ、ビジネスに関する基礎的な技能の獲得によって自らのキャリア形成を図っている。そのうえで、1 年次に「短期キャリアプログラム」、

2 年次に「長期キャリアプログラム」、「インターンシップ」を選択科目として配置し、体験や実践を通して学生が主体的に自らのキャリアを設計できるカリキュラムを組み立てている。さらに必修科目として「自己管理とビジネス倫理」、選択科目として「他者理解と信頼関係」「チームワークとリーダーシップ」「ライフイベントと価値観」などを配置している。このようなカリキュラム体制で、全学的な社会的・職業的自立に関する支援を行っている。

3-3-② キャリア支援体制の整備

教育課程外においては、キャリアサポートセンターによる進路選択の実践に向けた講座を実施している。講座は、講義ではなく、実際の行動を伴い、進路選択活動における具体的な準備、対策のための体験やトレーニングの機会として提供している。これらによって自己効力感を高め、自らがデザインしたキャリアに向けた主体的な行動力の強化を支援している。

また、講座の中で内定を得た先輩学生によるパネルディスカッションを実施し、身近な存在である先輩の行動や心構えを参考にしながら自らのキャリア形成を意識した進路選択を支援している。その他、学生と事業者の出会いのきっかけを提供するための各種イベントを企画・運営している。特に、以下2点の本学独自の取組みは、進路選択における気づきや視野拡大につながり、キャリア形成を図るうえで貴重な支援策となっている。

〔TUC シンプルオファー〕

本学独自の逆求人仕組みを運用している。学生のプロフィールを希望事業者に提供する取組みで、事業者側からのオファーをきっかけに就職活動を展開するためのものであるが、それに加えて不特定多数の事業者に読まれることを意識することでプロフィール入力での応募書類の完成度が高くなることや、想定外の業界からのオファーで自身の学びや身につけた能力が活かせる仕事の視野が広がることなどの副次的な成果につながっている。

【表 3-3-1】 TUC シンプルオファー利用状況

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
利用学生数	116 名	105 名	82 名	84 名
利用事業者数	53 社	95 社	101 社	122 社

※利用学生数には併設の高崎商科大学短期大学部の学生を含む

〔学内オンデマンド合説〕

コロナ禍により対面での学内合説が実施できなくなったことをきっかけに導入した。事業者が提供してくれた 20 分程度の動画を学生が専用サイトから視聴する。各事業者の動画を視聴し終わると事業者が指定した自社採用サイト等のリンク先へ移動するプログラムとなっている。導入当初は、動画制作負担や学生の反応がわからないことに対する不安から参加事業者が少なかったが、現在は多くの事業者が参加している。学生の視聴回数も増加傾向にあり、一定の評価を得ている。対面イベントにも対面ならではのメリットはあるが、近年の傾向として「タイパ」「コスパ」を重視する学生が増える中で 24 時間、いつで

も、どこでも、何度でも視聴できる点で学生のニーズに応える形の情報提供となっている。

【表 3-3-2】学内オンデマンド合説の状況

	参画事業者数	総視聴数
2021 年 6～7 月（インターンシップ情報）	17 社	334 回
2022 年 2～3 月（就職情報）	46 社	904 回
2022 年 6～7 月（インターンシップ情報）	22 社	387 回
2023 年 2～3 月（就職情報）	56 社	1,794 回
2023 年 6～7 月（インターンシップ情報）	24 社	311 回
2024 年 2～3 月（就職情報）	85 社	1,849 回
2024 年 6～7 月（インターンシップ情報）	29 社	413 回
2025 年 2～3 月（就職情報）	105 社	1,349 回

※視聴学生には併設の高崎商科大学短期大学部の学生を含む

本学では、就職率だけでなく、就職希望者数に対する内定件数の割合（内定獲得率）も集計している。令和 6（2024）年度は、就職希望者数 183 名に対し、内定件数が 289 件で 158%となっており、複数の選択肢から十分に比較検討ができ、満足度や納得感の高い進路選択が行われている。その他、近隣の 6 大学で協定を結び、「群馬県私立大学キャリアサポート会議」を組織してキャリア形成や進路支援に関する情報交換を行いながら合同企業説明会等の進路支援施策を共同で実施している。また、令和 5（2023）年 11 月には群馬経済同友会と連携・協力に関する協定を締結。以降も経済団体との連携により企業の実務者によるキャリア教育や就業体験の機会提供、職業紹介の拡充が図られている。

さらに、キャリアサポートセンターでは、キャリアコンサルタント（国家資格）の有資格者を中心に心理系、カウンセリング系の研鑽を積み、個別の相談等に対応している。本学では、相談へのハードルを下げ、躊躇なく相談できる環境を整備するため、3 年次配当の必修科目「課題研究Ⅰ」・「課題研究Ⅱ」（専門ゼミ）の担当教員による個人面談、キャリアサポート課の職員による 4 年次生全員との個人面談を実施している。

進路選択の多様化や煩雑化に伴い、学生の相談件数も増加し、内容も複雑になっている。コロナ禍以降はオンラインによる相談にも対応している。コロナ禍による入構制限等で来室数が減少している時期にも相談件数は増加していた。相談については一人ひとりとしっかり向き合うため、従来から予約制で実施している。予約は来室や電話で受け付けるが、令和 6（2024）年 1 月からは、求人検索システムの機能によりインターネット上での相談予約も可能とした。

【表 3-3-3】キャリアサポートセンター利用状況

年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
相談件数	932 件	949 件	1,473 件	1,496 件	2,111 件	1,751 件	1,363 件
来室数	4,839 人	4,406 人	1,424 人	3,265 人	4,498 人	3,667 人	2,918 人

※相談件数には併設の高崎商科大学短期大学部の学生を含む

キャリアサポートセンターでは、改善のための現状把握、ニーズ調査のため、毎年卒業時にキャリア支援の満足度や要望等を確認するための「卒業時キャリアアンケート」、在学時の学びや支援の効果、仕事に対する意欲や態度を確認するための「卒業後1年・3年経過者アンケート」、卒業生の評価を確認するための「就業先からの卒業生評価」を実施している。

なお、「就業先からの卒業生評価」は、卒業後3か月～6か月の期間でそれぞれの卒業生の就業先に評価を依頼している。就業先での教育・研修を含まない学卒者としての能力や意欲、態度についての評価を得ることで、ディプロマ・ポリシーの適切性の確認にもつなげている。上記アンケートは、集計後、キャリアサポートセンター会議で分析し、教授会へ報告した後、ホームページ等で公開している。

教育課程外で実施している講座やイベントは、近年の就職支援会社等が提供しているコンテンツが充実していることもあり、学生が各種準備等を自ら主体的に行うことを妨げないよう原則任意参加で実施している。不参加の学生は、自らの考えで準備を進めている場合もあるが、情報が伝わらず講座やイベントの存在が認知されていない場合もある。周知については更なる工夫や改善が必要と考える。また、就職支援会社等は講座運営スキルが高く、労働市場の現状にも精通しているため、外部講師として協力していただく機会が増えている。そのため、外部コンテンツと同じと判断されないよう、学内講座に関しては事前に一定期間に開催予定のイベントテーマや内容をまとめて案内し、学生がテーマ毎に要・不要を判断して予定を組むことができるように工夫を行っている。また、本学ポータルサイトからの発信や指定場所での掲示に加え、学生生活上の動線に合わせた案内によって、進路選択の必要性を自覚していない学生の目にも触れるようにし、より多くの学生に情報が伝わる周知に取り組んでいる。特に、講座やイベントの企画、運営に際しては、内製化への取り組みを増強している。講座やイベントを内製することで、学生の進路特性や準備の進捗など状況に応じた運営を可能にするほか、学内に講師がいることで、疑問や不安などを学内で直接質問できるようになり、相談や情報提供などの利用促進も期待できる。

3-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

＜商学部＞

本学では小規模大学の利点を活かし、きめ細かい学生への支援が展開できるように努めている。全学生が安定した学生生活を送り、学修に専念できるように様々な組織や支援体制を整備している。

① 学生サービス、厚生補導のための組織

〔学生サービス全般の組織〕

学生サービス全般を充実させるための組織として、「学生生活・学習支援センター規程」に基づき、「学生生活・学習支援センター」が設置されている。当該センターでは、主に学習支援・スタディーズスキル育成、学生相談・自己発見・自己実現支援、資格取得・キャリア形成のための支援が行われている。また、学生の学生生活の中で生じる問題や悩み、学修に関する質問や相談を受けるための窓口として機能しており、予約による相談がセンター員により実施されている。

当該センターは専任教員 6 名（うち 2 名は短期大学部専任教員）と、専任職員 5 名が所属しており、学生の様々な相談に対応している。また、専任職員 5 名のうち 1 名は保健師を充当し、体調を崩した学生への対応や健康相談にも対応できるよう配慮している。

特に出席状況が良くない学生は、経済的問題や家庭の問題、精神的問題等、深刻な問題を抱えている場合もあるため、演習を担当する教員からの情報や、各科目における出席状況をもとに、学生への電話連絡、呼び出し、必要に応じて個別面談を実施している。

また、成績が確定した 2 月末から 3 月にかけて、卒業不可の学生、進級要件未充足 (GPA1.0 未満) の学生、4 年間の修業年数で卒業できないことが確定した学生、休学中の学生に対して個別面談を実施している。その中で、個々の学生が抱えている問題を把握し、対応策の検討や今後の学修計画の策定、学生の学修環境の整備への助言、学修意欲の確認を行っている。

〔健康相談、心的支援の組織体制〕

学生の健康に関する相談は、保健室が設置され 1 名の保健師が常駐し対応している。健康診断の結果にて指摘事項があった際には、状況に応じて保健室より指導が行われる。また、年に 1 回、校医による健康相談会を実施しており、令和 6（2024）年度は 11 月に行われた。

こころの悩みを感じる学生には、「学生生活支援室」に配置しているカウンセラーにより対応している。令和 4（2022）年以降は、相談希望者が増加したため、公認心理師 2 名体制で週 2 回の相談日を設けている。

また、新入生を対象に「健康調査（GHQ30 精神健康調査）」を実施し、何かしらの問題を抱えている学生を早期に発見し、適切な対応が取れる体制を取っていることを伝え、学生には相談できる場所があることを意識づけている。

〔その他、生活支援、障がい学生支援などの体制〕

前述した「学生生活支援室」の設置に加え、1 人暮らしの学生のアパートやアルバイトの斡旋等を行っている。また、新入生全員を対象とした新入生オリエンテーションにおいて、薬物乱用防止に係る啓発・指導や大学生が巻き込まれやすい事件を中心に、群馬県警に講師を依頼し「防犯講話」を実施している。

入学時に学生生活において支援が必要な学生については、入学前から面談を行い、配慮申請を受け付けている。これまでの対応事例としては、教員への授業内、また定期試験での配慮とその内容の共有、車椅子の設置、医療器具の設置等がある。その他、障がいのある学生への配慮については、「高崎商科大学障がい学生支援に関する規程」を策定しており、令和 6（2024）年 4 月 1 日から施行している。

〔学生委員会の設置〕

学生が大学生活を送っていく中で生じる様々な問題に対応する組織として、「高崎商科大学学生委員会細則」に基づき、「学生委員会」が設置されている。当該委員会では、学生の厚生に関すること、学生の課外活動に関すること、学生会活動に関することなど、厚生補導業務に従事している。当該委員会には専任教員4名（うち1名は短期大学部専任教員）と、専任職員4名が所属しており、学生の様々な問題に対応している。課外活動を行う中で発生する相談や、学生の懲戒等への対応も行っている。課外活動への支援等は学生課の事務職員が随時対応しており、きめ細やかなサービスが提供されている。

〔自宅外通学者の集い〕

新たに一人暮らしを始めた新入生を対象に、自宅外通学者の集いを4月下旬に継続して実施している。新潟、長野、それ以外の地域、留学生など出身地域ごとに集まり、学生同士及び教職員と面識を持つことにより、孤立を未然に防止する取り組みである。

令和6（2024）年度入学生では、「学生ピアサポーター」の企画・運営のもと、一人暮らしの新入生を対象に「自宅外通学者の集い」を実施し、約40名が参加した。また、新入生交流会を4月に実施し、不安の払拭や友人関係の構築を進め、大学生活へのスムーズな導入を促している。

〔オリエンテーション時における、学生サービスや相談窓口の案内〕

例年、新入生に対しては入学式の翌日から3日間、オリエンテーションが実施されている。2～4年次在学学生に対しては、健康診断等の際に必要な資料を渡し、Web配信によるオリエンテーションを実施している。

② 経済的側面からの支援

学生が安心して勉学を継続するための経済的支援の仕組みとして、日本学生支援機構奨学金、その他各種奨学金に加えて、本学独自の「後援会緊急貸与奨学金」、「ワーク・スタディ奨学金」、「TUC各種特待生制度」、「資格取得奨励金制度」を設けている。また、学修支援を行う「チューター制度」、学生生活支援を行う「ピアサポーター制度」も整備し、一定額の報酬を支払い、学生の支えとしている。

「後援会緊急貸与奨学金」とは、卒業年次を対象とし、家計の急変に対応するために本学後援会により設けられたものである。「ワーク・スタディ奨学金」は学生委員会にて管理されており、経済的に困窮している学生を対象とし、各学年から2人を選出し、支援を行っている。選出された学生は大学事務局の業務を月間20時間以内行うことにより、月額3万円以内の奨学金給付を得ることができる。令和6（2024）年度は、大学生7名・短大生2名が受給した。

「TUC各種特待生制度」は、学業・スポーツ・Haul-Aの各分野に分けて実施されている。学業の特待生制度は成績優秀者を対象とする制度であり、GPA評価によって年間授業料4分の1から全額が免除される。スポーツの特待生制度はスポーツの実績を有する学生を対象とする制度であり、実績により年間授業料半額から全額が免除される。Haul-A特待生は会計学科のみに適用される制度であり、学校推薦型選抜に合格した者が対象で、最大で入

学金全額及び4年間の授業料全額が免除される。また、2年次以降の在学学生を対象とするTUC 特待生制度は、成績優秀者を対象とする学業特待制度であり、GPA 評価によって年間授業料4分の1から全額が免除される。

「資格取得奨励金制度」は、入学後に本学の指定する資格を取得した場合、資格取得のための受験費用額が支給されるものである。「チューター制度」は、学生が授業補助や遠隔授業の支援を行う制度であり、「ピアサポーター制度」は、学生が同じ学生のキャンパスライフを充実させるために活動を行う制度であり、共に報酬が支払われている。そのほか、私費留学生については、「私費外国人留学生授業料減免」の制度が整備されている。

各種奨学金の利用状況は、以下【表 3-4-1】のとおりである。入学時から家計困窮に苦しんでいる学生や、在学中の家計急変によって休学や退学を考えなければならなくなった学生からの問い合わせには、随時、親身に対応している。また、学生の状況を的確に把握し、学業に支障がないように職種や時間に配慮しながらアルバイトの紹介等も行っている。

【表 3-4-1】 奨学金の状況 (令和6年度)

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	支給対象学生数 (a)	在籍学生総数 (b)	在籍学生数に対する比率 (a / b*100)
日本学生支援機構奨学金 (第1種)	学外	貸与	255	920	27.7%
日本学生支援機構奨学金 (第2種)	学外	貸与	222		24.1%
日本学生支援機構奨学金 (給付)	学外	給付	136		14.8%
私費外国人留学生学習奨励費	学外	給付	0		0.0%
私費外国人留学生授業料減免 (新入生)	学内	給付	0		0.0%
私費外国人留学生授業料減免	学内	給付	4		0.4%
ワーク・スタディ奨学金	学内	給付	9		1.0%
後援会 緊急貸与奨学金	学外	貸与	0		0.0%

③ 学生の課外活動への支援

学生の人間教育の観点から、また学生が有意義な学生生活を過ごすために課外活動は重要な意義があり、本学では「学生会」を中心に課外活動への支援が行われている。本学では「学生会会則」に基づき「学生会」が組織され、学生全員が会員となっている。学生会は、後援会を通じて学生の課外活動に対する経済的支援を行っており、学生委員会が助言、指導を担っている。また教室等の必要な施設を提供し、学生の課外活動を支えている。前年度の支援状況については、以下【表 3-4-2】のとおりである。

【表 3-4-2】学生の課外活動への支援状況（令和 6 年度実績）

	活動資金支援		
	数	金額	1 件あたりの金額
サークル活動	67	1,325,990	19,791
サークル活動(後援会)	1	1,000,000	1,000,000
群馬県私立大学スポーツ大会	8	99,000	12,375
学園祭(後援会・同窓会)	2	2,770,770	1,385,385
地域連携活動	201	2,228,769	11,088
起業活動	5	102,210	20,442
国際交流活動	52	1,560,845	30,016
国際交流活動(後援会)	10	836,110	83,611
企業連携活動	169	2,024,222	11,978
サークル活動	67	1,325,990	19,791

「学生会」には学生総会、学生会執行部、クラブ連絡協議会、彩霞祭実行委員会、選挙管理委員会、監査委員会の各機関が置かれ運営されている。また、サークル活動や部活動、各種同好会の活動を支援するため、部室や体育館、サークル活動の拠点として活用できる学内諸施設を提供している。

学生会主催の行事は、主に新入生歓迎会を兼ねた「体育祭」や、近隣住民の方々も多く参加する「七夕祭」、「彩霞祭」と称する学園祭が例年開催されており、学生主体の活気ある課外活動が実施されている。そのほか、運動部・サークルを中心に年 1 回、救急救命講習を実施し、非常時の対応に備えている。

また、本学に設置された国際交流委員会においては、課外活動の 1 つとして各種海外研修プログラム（IPP0 プロジェクト）を実施している。令和 6（2024）年度の実施状況は、以下【表 3-4-3】のとおりである。

【表 3-4-3】 海外プログラム実施状況（令和 6 年度実績）

プログラム名	参 加 者
ベトナムフンドン大学インターンシップ	大学生：3 名
ベトナム SSP（ショートスティプログラム）	参加者なし
その場で IPP0～Hawaii 編～	大学生：2 名、短大生：7 名
Sun Pacific College 語学研修	大学生：2 名
台湾 SSP（ショートスティプログラム）	大学生：2 名、短大生：4 名
彩霞祭 ブース出展	大学生：3 名、短大生：8 名
TAFE 語学研修	大学生：2 名

< 大学院商学研究科 >

大学院生については、修士論文執筆への指導・助言のみならず、研究活動が計画的に行われるよう、学生生活全般に及ぶ相談に応じるなど、手厚く支援が行われている。少人数

という環境を生かし、指導教員のみならず、研究科長による面談や教員による個別指導を随時実施している。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な管理運営

校地・校舎の面積は、【表 3-5-1】のとおりである。施設設備の維持・管理は、総務課が中心となって担当しており、日常的な修理・修繕から大規模な工事を伴うものに至るまで、各業者と打ち合わせを行いながら対応している。大規模な工事については年次計画を立て予算組みのうえで対応している。

主な施設設備の日常的な保守点検業務は、外部委託しており、建物内清掃、ゴミ収集、学内植栽・樹木等管理及びグラウンド整備、情報機器管理、情報ネットワーク管理、空調機器管理、電気設備保守、防災設備保守、建物維持管理などについて、それぞれ専門業者と年間契約を結び、日常管理と定期検診を実施している。

なかでも、2・4号館の自動ドア、3・4号館エレベーター、受水槽、消防設備など、安全面で重要と思われる施設設備は毎年定期的に点検を行っており、令和4（2022）年度には全校舎について建物劣化調査を行い、修理・修繕を行った。

教室や個々のPCトラブルなど情報関連設備の維持・管理については、事務局とメディアセンターとで協力して行っている。

〔校地〕

本学の大学設置基準に規定される必要校地面積は8,000㎡、共用する短大の短期大学設置基準に規定される必要校地面積は2,200㎡で、合計の設置基準面積は10,400㎡である。これに対して本学は、38,132.02㎡を保有している。

〔運動場〕

屋外運動場（17,801.00㎡）として、野球・ソフトボール場、サッカー場などを保有し、体育館（1,104.96㎡）、テニスコート2面（内1面はフットサルコートと兼用）も保有している。これらの施設は、授業で使用するほか、学生の課外活動においても活用されており、運動場については、支障のない範囲で地域住民へも開放している。

〔校舎〕

それぞれ設置基準に規定される必要校舎面積は、大学4,958㎡、短大2,710㎡の合計7,668㎡であるが、大学全体として13,474.12㎡を保有している。

平成30（2018）年度に新たに設置された教育棟4号館（通称SKY）は、学生食堂、ラーニングコモンズスペース、5教室、5研究室、社会連携センター、経理研究所を備えており、学修環境は大幅に向上された。また、学生数増加に伴う昼食時の混雑緩和のため、3号館ラウンジに新たにカフェ（25カフェ）も新設し、飲食スペースの拡大も行った。

〔図書館〕

図書館は、2号館1階に位置する。延床面積は852.92㎡（閲覧スペース703.69㎡、書庫スペース149.23㎡）である。開館時間は、月曜日から金曜日までは午前8時50分～午後6時30分まで、土曜日は午前9時～午後4時までとなっている。

〔体育施設〕

屋外運動場で利用するソフトボール用の道具（ボール、グローブ、バット）やサッカーボールを貸し出ししているほか、体育館ではバスケットボールやバレーボール、空手道などの各種運動を推進するため、バスケットゴール、バレーネット、マットなどを用意し貸し出しを行っている。また、テニスコートは2面に分かれており、フットサルでも活用できるようにしており、テニスラケットなどの貸し出しも行っている。

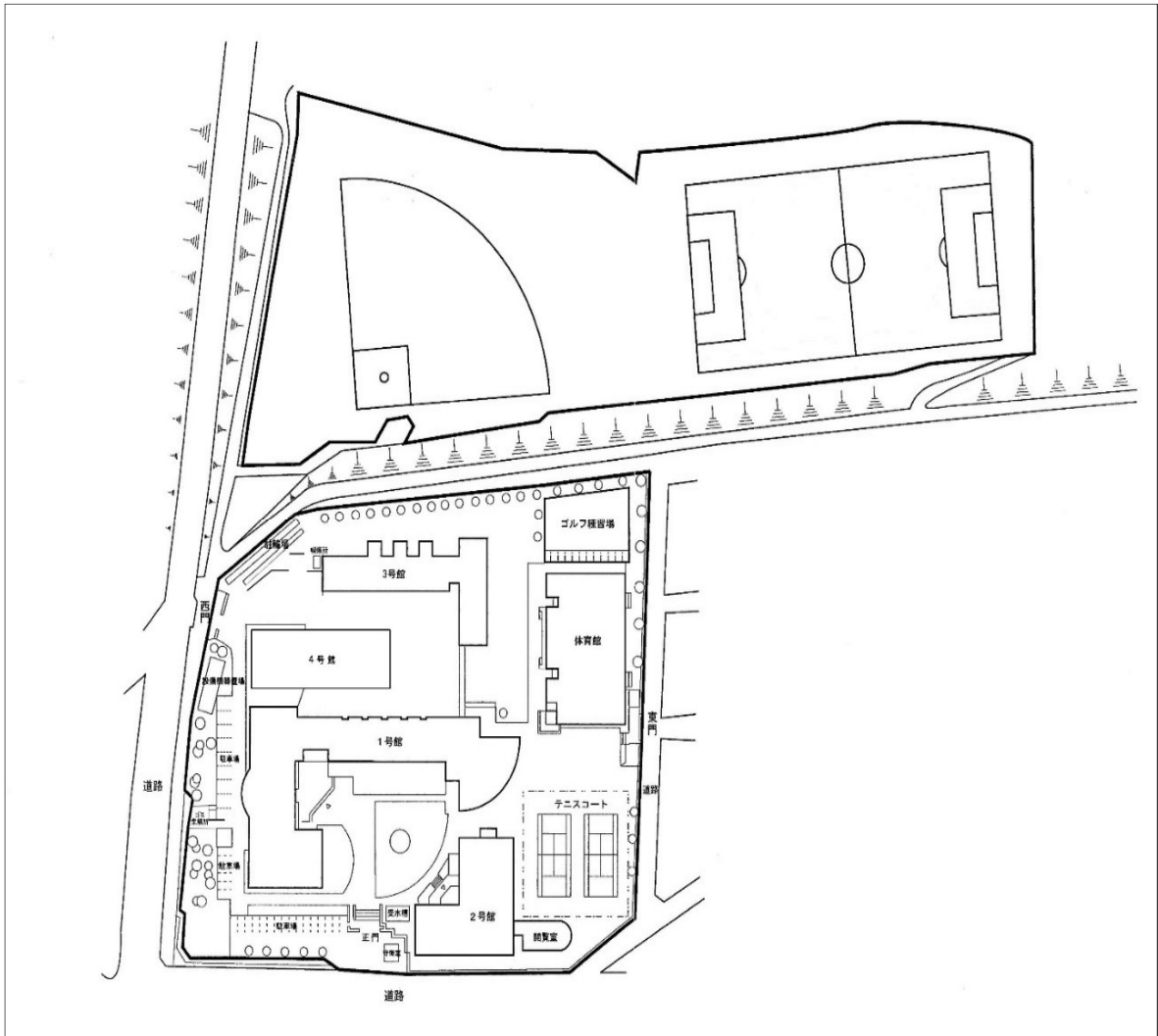
〔情報処理施設〕

情報処理施設としては、コンピュータ教室3室があり、合計154台のPCを設置している。また、4号館2階では29台のノート型PC、図書館では12台のノート型PC及び20台のタブレット端末を貸し出ししている。前述したコンピュータ教室3教室については、授業時間以外は学生が自由に利用できるように開放している。

〔付属施設〕

自転車・バイク通学をする学生のために、屋根付きの駐輪場を設けている。また、任意保険への加入、運転免許証の保有を確認し、保護者の同意を得たうえで、自動車通学も許可している。学生数の増加に伴い、大学周辺5ヶ所計337台分であった駐車場を整備・拡大し、計362台分を確保している。

【図3-5-1】 キャンパス施設配置図



【表 3-5-1】 校地・校舎面積一覧

区 分	収容定員	校 地		校 舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
高崎商科大学	810 人	8,000.00 m ²		4,958.00 m ²	6,171.61 m ²
高崎商科大学 短期大学部	240 人	2,400.00 m ²		2,100.00 m ²	2,143.91 m ²
共 用			38,132.02 m ²		4,053.64 m ²
計		10,400.00 m ²	38,132.02 m ²	7,058.00 m ²	12,369.16 m ²

※上記校舎面積は【表3-5-2】に記載のある体育館を除く

校舎施設は、1号館、2号館、3号館、4号館及び体育館からなり、各建物の施設概要は【表3-5-2】のとおりである。

【表3-5-2】建物別主要施設一覧

建物名	面積 (㎡)	主 要 施 設
1 号館	4,091.92	(管理棟) 理事長室、学長室、法人本部長室、学部長室、会議室、メディアセンター室、サーバー室、学生生活・学習支援センター、事務局、法人本部、講師控室、Meeting Room、学生生活支援室、保健室、応接室、同窓会事務局、教育情報資料室、企業連携 Working Room (教室棟) 講義室、大講義室、コンピュータ室、アクティブ・ラーニング教室、大学院生研究室、自習室、倉庫、コンビニ、学生ホール
2 号館	2,996.83	図書館、学生ラウンジ、講義室、コンピュータ室、アクティブ・ラーニング教室、社会連携センター Working Room、ENGLISH COMMONS、Self Study Room、教員研究室、会議室、教職指導室、教職支援室
3 号館	2,938.12	講義室、コンピュータ室、ゼミ室、キャリアサポートセンター、教員研究室、学生ホール (カフェ)、学生会本部
4 号館	2,331.93	講義室、教員研究室、経理研究所、社会連携センター、学生食堂、SKY ATRIUM、LEARNING COMMONS、彩霞祭準備室、会議室
守衛室	10.36	守衛室
体育館	1,104.96	アリーナ、器具庫、シャワー室、部室
合 計	13,474.12	

3-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習施設の概要として、講義室、演習室や情報処理学習施設等は、【表 3-5-3】のとおりである。講義室、演習室には、多くの教室で PC、プロジェクター、TV、書画カメラなどのマルチメディア機器及び学内 LAN (有線・無線) が整備されており、電子教材やビデオ教材、書画カメラによる資料のスクリーン表示などを活用した授業が行えるよう環境が整えられている。また、グループワーク等の能動的な授業展開が可能な施設は、1 号館 111 教室、2 号館 221 教室、231 教室、237 教室、3 号館 1 階のゼミ室 (311～314 教室)、4 号館すべての講義室であり、プロジェクター、可動式の机・椅子があり、アクティブ・ラーニングに対応している。

高崎商科大学

【表 3-5-3】各教室の情報機器関連設備（2025 年 5 月 1 日現在）

館	教室番号	教室	収容人数	教師卓パソコン	持込ノートPC接続	LAN接続コンセント	wi-fi	HUB	学生用パソコン設置	DVD（デジタル放送録画再生非対応）	ビデオ	プロジェクター
1号館	111	アクティブラーニング	40人	○n	アナ	-	1	-	-	BR	-	○(4台)
	112	講義室Ⅱ	56人	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	113	講義室Ⅲ	72人	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	133	講義室(PCD)	22人	○	-	-	1	-	-	PC	○	モニター
	134	講義室Ⅴ	72人	○	-	-	1	-	-	PC	○	モニター
	135	講義室Ⅵ	72人	○	-	-	1	-	-	PC	○	モニター
		大講義室	324人	○n	○	-	4	-	-	BR	-	○
	131	中講義室	160人	○	アナ	-	2	-	-	○	○	○
	132	礼法室	一人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	122	自習室	一人	-	-	-	-	○(基幹系)	-	-	-	-
		公務員	一人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	121	OA教室	52人	○n	○	-	-	○(基幹系)	52	PC	-	○
		ゼミ室Ⅰ	一人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ゼミ室Ⅱ(院生室)	一人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ゼミ室Ⅲ(自習室)	一人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		学生ホール(コンピ)	一人	-	-	-	1	-	-	-	-	-
		エントランス(正面)	一人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3号館	321	講義室Ⅰ	110人	○	アナ	-	1	-	-	○	○	○
	322	講義室Ⅱ	100人	○	アナ	●*	1	●*	-	○	○	○
	331	中講義室	180人	○n	○	-	2	-	-	BR	-	○
	332	OA教室	54人	○	アナ	-	-	○(基幹系)	54	PC	○	センターモニター
	311	ゼミ室Ⅰ	20人	-	○	-	1	-	-	-	-	-
	312	ゼミ室Ⅱ	20人	-	○	-	1	-	-	-	-	-
	313	ゼミ室Ⅲ	20人	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	314	ゼミ室Ⅳ	20人	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	315	ゼミ室Ⅴ	20人	-	-	●*	1	●(Box)*	-	-	-	-
	323	ゼミ室Ⅵ	24人	-	-	●*	1	●(Box)*	-	-	-	-
	324	ゼミ室Ⅶ	24人	-	-	●*	1	●(Box)*	-	-	-	-
		学生ホール(ペーカリ)	一人	-	-	-	1	-	-	-	-	-
		キャリアサポート室	一人	-	-	-	1	-	3	-	-	-
		体育館	一人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		エントランス(東側)	一人	-	-	-	-	-	2	-	-	-
		エントランス(西側)	一人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2号館	221	講義室Ⅰ	63人	○n	○	-	1	-	-	○	○	○
	223	講義室Ⅱ	54人	○n	アナ/デジ	-	1	-	-	BR	○	○
	231	講義室Ⅲ	63人	○n	○	-	1	-	-	○	○	○
	235	講義室Ⅳ	36人	○n	-	-	1	-	-	-	-	モニター
	236	(メイク)	30人	○n	-	-	1	-	-	○	○	-
	222	中講義室Ⅰ	150人	○	アナ	-	2	-	-	PC	-	○
	232	中講義室Ⅱ	137人	○	アナ	-	2	-	-	○	-	○
	237	アクティブラーニング	48人	○n	アナ/デジ	-	1	○(基幹系)	-	BR	-	○(3台)
	234	OA教室	48人	○	アナ	-	-	○(Box)	48	PC	-	○(2台)
	211	社会連携センター	-	-	-	-	1	-	-	-	-	○
	212	自習室	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	233	イングリッシュコモンズ	-	-	-	-	1	○	-	-	-	-
		ラウンジ	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
		エントランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		図書館	-	-	-	-	2	-	30+(20tab)	BR	-	-
4号館	421	講義室	54人	○n	○	-	1	-	-	BR	-	○
	422	講義室	54人	○n	○	-	1	-	-	BR	-	○
	431	講義室	44人	○n	○	-	1	-	-	BR	-	○
	432	講義室	44人	○n	○	-	1	-	-	BR	-	○
	433	中講義室	140人	○n	○	-	2	-	-	BR	-	○
	434			○n	○	-	2	-	-	BR	-	○
		アトリウム	-	-	-	-	3	-	-	BR	-	○
		ラーニングコモンズ	-	-	○	-	1	-	10	-	-	モニター

〔図書館〕

図書館は、メディアセンターの管理の下に運営がなされ、2号館1階に位置する。蔵書数は、令和7（2025）年3月31日現在で71,896冊（和書64,952冊、洋書6,944冊）、学術雑誌123種（和雑誌122種、洋雑誌1種）、視聴覚資料3,738点であり、図書71,896冊の内、参考図書として百科事典、辞書、法規集、白書、年鑑等5,204冊を所蔵している。なお、洋雑誌については電子ジャーナルを利用し、約150の分野をカバーしている。その他、令和2（2020）年度から新聞等記事検索、企業・業界分析ができるデータベースも利用している。

閲覧室の座席数は120席で、このほかにDVD等を見ることができるよう設備された2ブースからなる視聴覚コーナーや雑誌・新聞コーナー、ソファ席11席、ハイカウンター席9席、個別自習ブース6席、グループワーク対応席16席、ラーニングコモンズスペースも整備されている。令和3（2021）年度には、学生支援のための学生団体であるピアサポーターからの意見を反映し、ガラス戸のパーテーションを設置。図書館機能を2分割し、静かな従来の学修スペースに加え、活発な意見交換や議論ができるスペースも確保した。

また、図書館には、図書館情報システムが導入されており、全ての図書が電算化され、図書管理、目録データ作成、貸出、蔵書検索等が行えるようになっている。館内には、蔵書検索用のパソコン端末2台を設置し、学外からもインターネットを利用して、蔵書を検索できるシステムとなっているなど、情報化が図られている。

令和6（2024）年度の図書館利用状況は、開館日数275日、入館者数25,497人（うち学外一般利用者88人）、貸出冊数2,858冊（うち職員648冊、学外一般利用者125冊）、貸出人数は1,692人（うち職員343人、学外一般利用者83人）である。入館者数は約13%の減、貸出人数は7%増加している。また、貸出冊数も2%増となった。

館内で貸出手続きを行っていたノートパソコンの半数を移設、自動貸出ロッカーに移行したことで入館者数は減ったが、図書貸出については増加した。

年度初めの新入生に対するオリエンテーションの中で図書館の紹介及び「図書館利用案内」の配布を行うほか、ゼミ単位、個人単位での図書館ガイダンスを実施している。引き続き、学内誌「図書館ニュース～パイディア～」等による書籍の紹介を行い、読書に対して興味を持たせる取り組みを行っていききたい。

また、令和5（2023）年度より学生ボランティアとして図書館サポーター活動を開始し、学生協働で図書館の活性化に取り組んでいる。学生が図書館に入る本を選ぶ「選書ツアー」やビブリオバトルの開催も学生の企画運営とすることで、読書活動に親しむ機会を作っている。ビブリオバトルは県大会の開催に発展し、県内の読書活動推進にも貢献している。

新たに令和6（2024）年度は公共図書館とのコラボ企画を行い、学内にとどまらず地域へと活動の場を広げているところである。

そのほか、他の図書館等との連携では、群馬県大学図書館協議会（加盟県内18大学）に加盟し、また、群馬県図書館協会資料相互貸借サービスを利用しているほか、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス参加館となり、学内外の方に利用されている。

〔ICT環境について〕

学内全てのPCについて「Microsoft Office (Excel・Word・Power Point)」の各アプリケーションがそれぞれインストールされている。1号館のコンピュータ教室 (Windows10 52台) は、「Microsoft Office2019 (Excel・Word・Power Point)」を、2号館コンピュータ教室 (Windows10 48台) は同じく「Microsoft Office2019 (Excel・Word・Power Point)」を、また3号館のコンピュータ教室 (Windows10 54台) は「Microsoft Office2019 (Excel・Word・Power Point)」がインストールされている。

コンピュータ教室等をはじめとする学内のパソコンは全て学内LANに接続され、自由にインターネットが使用できる環境になっている。学内にはファイルサーバーを設置しており、レポートの提出や教材の提供などに使用されている。

また、一部のゼミ室を除いて、すべての校舎に無線LANが設置され、ネットワークが使用可能な環境となっている。無線LANは、セキュリティに配慮して教務システムや学内LANと切り離しており、学生個人所有の端末等も接続できるように整備されている。

学生や教職員は、学内ポータルサイト「A-Portal」に接続し、教室変更、休講・補講、定期試験日程、資格試験日程、各種説明会日程などの様々な情報を得ることが可能となっている。

平成28 (2016) 年4月より学修環境の整備を目的として、図書館にて12台のノート型PC及び20台のタブレット端末の貸出も開始した。(令和3 (2021) 年度にChromebook2台追加) 貸出を行っているノートPC及びタブレット端末は学生ホールやゼミ室等で無線LANを利用することが可能となっている。

平成30 (2018) 年度には、4号館2階のラーニングcommonsにノートPC10台の貸出ロッカーを設置した。ノートPC貸出ロッカーは、ICカード対応型になっており、学生は学生証をICパネルにかざすことにより、貸出・返却が可能であり、無線LANを利用できるようにすることで学生の自主学修を促進する仕組みとなっている。令和3 (2021) 年度は、新型コロナウイルスの影響により同貸出ロッカーの利用を一旦中止したが、現在は再開しており、29台に増設されている。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

1号館から4号館、すべての号館及び体育館には、緩やかな勾配のスロープがあり、車いす利用者も楽に移動できる。また、玄関出入口の自動ドアは、2号館及び4号館に設置してある。エレベーターは、3号館及び4号館に設置してあり、誰もが利用できる多機能トイレは、3号館1階と4号館2階、3階に設置されている。比較的使用頻度の高い、1号館1階の大講義室は車いすに配慮し、左右の通路を広くとっている。

〔基準3の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、アドミッション・ポリシーに基づいた入学者の受け入れから学修支援、キャリア支援、学生生活支援、学修環境整備に至るまで、学生の多面的な成長を支える体系的な取組みが実践されている。学生受入れに関しては、ポリシーに即した多様な入試制度を整備し、探究・協働的学修に資する志願者選抜を行っている。学校推薦型選抜や総合型選

抜における評価項目の精査、活動報告書の導入、Haul-A 特待制度などにより、知識・技能に加え主体性や協働性を備えた学生の受入れが図られている。

入学後は、ゼミナール形式科目による4年間一貫の学修支援、TA・チューター制度によるきめ細かな学びの伴走支援、オフィスアワーによる相談体制、学生生活・学習支援センターによる個別対応など、教職協働による充実した支援体制が整備されている。さらに、履修・成績管理や学修相談に活用される「Melly」や「A-Portal」といったICTツールの活用により、学生が主体的に学びを設計できる環境も整っている。

また、キャリア教育では「キャリアデザイン」科目を中核としつつ、「TUC シンプルオファー」や「オンデマンド合説」等の独自施策を展開しており、進路選択の多様化に対応した支援を実現している。学生生活支援においても、保健師や公認心理師の常駐、障がい学生への個別対応、緊急奨学金や資格取得支援制度の充実など、小規模大学の特性を活かしたきめ細かい支援が展開されている。こうした一連の取組みにより、退学率の改善や学生満足度の向上といった成果も表れている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

一連の自己点検・評価及び学生アンケート、IR推進委員会による検証などを通じて、いくつかの課題も明らかになっている。入学者受け入れに関しては、アドミッション・ポリシーの趣旨をよりの確に反映させる入試制度の改善や、各選抜方式の評価結果と学修成果の関連性の継続的な検証が求められている。IR推進委員会による分析からは、入試方式ごとのGPA分布に差異が見られた年度も存在しており、引き続き入学後の学修成果に関する分析の深化が課題とされる。

また、学修支援では、オフィスアワーやチューター制度の実際の活用状況にばらつきがあるとの指摘や、制度の周知・活用促進の必要性が示されている。特に、支援制度やイベント情報が一部の学生に十分に伝わらず、認知不足による未参加が見られるケースが報告されており、周知方法の工夫が求められている。さらに、キャリア支援講座や相談体制の活用には個人差があり、学生の状況に応じた支援の均質化と対応の強化も今後の課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

これらの課題に対して、本学では各制度の運用改善と可視化に取り組んでいる。入試においては、IR推進委員会が主体となって入試方式別の学修成果データを分析し、入試制度の妥当性検証を行っているほか、総合型選抜における基礎学力試問への小論文導入等、アドミッション・ポリシーに即した制度改善が行われた。

学修支援においては、教職協働体制を全センター・委員会において継続・強化しつつ、FD・SD活動の活性化によって教職員の支援能力向上を図っている。オフィスアワー制度の柔軟な運用や利用促進、チューター制度の教員の理解と対象学生への説明強化も今後の重点施策である。学生生活支援では、保健・心理支援の体制強化に加え、ピアサポーターや課外活動支援の多様化が進められており、支援の広がりが期待される。

大学院においては、令和6(2024)年度に教育理念・3つのポリシー・コース編成の見直しを完了し、令和7(2025)年度以降はリカレント教育やリスキリングに対応した教育プ

プログラムの開発が進められる予定である。今後も中期計画に基づき、学部・大学院を通じた質の高い教育環境と支援体制の確立を目指していく。

以上のことから、評価機構が定める基準3「学生」を満たしていると自己評価する。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

<商学部>

本学は、「自主・自立」の建学の精神に基づき、「実学重視」「人間尊重」「未来創造」の教育理念の下、「高等学校教育の基礎のうえに、広く深い教養を培い、人格の陶冶に努めるとともに、広く社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材の育成を目的」としている（学則第1条）。これらを受けて、商学部の教育目的は、「教養教育と商学に関する専門基礎科目の教授研究により、高度な知見と専門的能力及び総合的な判断力、創造力を培い、知識基盤社会を支える素養のある人材を養成する」ことである（学則第6条）。

本学では、商学科1学科体制下の平成26（2014）年にディプロマ・ポリシーをはじめとする3つのポリシーを策定し、翌年度の学生便覧等により周知しながら適切に運用してきた。

商学科から経営学科・会計学科への学科再編に伴い、学科ごとの人材育成の方針を新たに策定した。これに基づき、学部における学修成果の見直しを行い、その学修成果に沿ったディプロマ・ポリシーが新たに策定され、これは現在在籍している平成29（2017）年度から令和3（2021）年までの入学生を対象に適用されている。

その後、学科再編が令和3（2021）年に完成年度を迎えたことから、新カリキュラムに移行すべくディプロマ・ポリシーの見直しを行い、その翌年度である令和4（2022）年度以降の入学生から適用されている。これにより、令和4（2022）年度から当面の期間は入学した年度で異なる2つのディプロマ・ポリシーが併存する教育課程の運用がなされている。

人材育成の方針は大学ホームページに、学修成果は大学ホームページ及び学生便覧に、そしてディプロマ・ポリシーは、大学ホームページ、各年度の学生便覧、キャンパスガイド及び新入生保護者のためのガイドブック等でステークホルダーに周知されている。

以下に新旧両カリキュラムのディプロマ・ポリシーを掲載する。

●旧カリキュラム

高崎商科大学商学部は、所定の卒業要件を満たし、以下の能力を身に付けた者に学士の学位を授与します。

1. 職業人的倫理観を持ち、組織で協働できる能力
2. 情報の収集、分析を行い、進んで課題解決に臨む姿勢
3. 専門的分野の学びを、実務や社会で応用できる能力
4. 大学での学びを地域に還元し、価値を創造する姿勢

とりわけ「3. 専門的分野の学びを、実務や社会で応用できる能力」では各学科において、次の能力を有することを求めます。

《経営学科》

1. 経営学の専門的知識を持ち、組織全体を見渡す能力
2. 経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）を多面的に理解し、活用できる能力
3. 語学力を持ち、グローバルな視野に立って考える能力

《会計学科》

1. 会計学の専門的知識を持ち、職業会計人として社会的責任を全うできる能力
(職業会計人…公認会計士、税理士、会計に関する教員・公務員、会計に関する企業人)
2. 財務分析を行い、経営改善に関する助言を行える能力

●新カリキュラム

高崎商科大学商学部は、所定の卒業要件を満たし、以下の能力を身に付けた者に学士の学位を授与します。

1. ビジネスにおける倫理観を持ち、社会や組織で協働できる能力
2. デジタルリテラシーを身に付け、課題発見・解決に臨む姿勢
3. 多様性を尊重したコミュニケーションを行い、グローバルな視点で考える能力
4. 専門的分野の学びを、社会で応用できる能力
5. 大学での学びを地域に還元し、価値を創造する姿勢

【経営学科】

1. 経営学の専門的知識を持ち、組織の在り方や今後の変化を見通せる能力
2. 経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）を多面的に理解し、活用できる能力

【会計学科】

1. 会計学の専門的知識を持ち、職業会計人として社会的責任を全うできる能力
(職業会計人…公認会計士、税理士、会計に関する教員・公務員、会計に関する企業人)
2. 財務分析を行い、経営改善に関する助言を行える能力

<大学院商学研究科>

大学院は、建学の精神である「自主・自立」に基づき、「教育基本法及び学校教育法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められ

る職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的としている」(大学院学則第1条)。これを受けて、大学院の教育目的は、「学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、構造的・システマ的分析能力、実践的な問題解決能力及び管理運営能力を養い、知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人材を養成すること」である(大学院学則第4条)。

これらを基本理念として、ディプロマ・ポリシーを策定し、大学ホームページ、学修の手引き等でステークホルダーに周知している。

以下に、現行のディプロマ・ポリシーを掲載する。

高崎商科大学大学院は、「2年以上在学して必要な単位を修得し、学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること」を修了要件とし、以下のような能力を身につけた者に修士の学位を授与します。

1. 一般的及び専門的教養の基礎の上に、構造的・システマ的分析能力を身につけている。
2. 実践的な問題解決能力及び管理運営能力を養い、知識基盤社会を支える高度で知的な素養を身につけている。
3. 高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することができる。
4. 調査、研究のために必要となる様々なスキルを身につけ、企業や産業が直面する諸課題に対し高度な判断能力、分析能力を活用することができる。

以上のことから、大学、大学院ともにそれぞれ教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、周知を行っているとして自己評価できる。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知、厳正な適用

(修了認定基準等の策定と周知)

＜商学部＞

本学の教育課程では、科目、学年、学位プログラムのそれぞれにおいてディプロマ・ポリシーを踏まえた基準が設定され、これらは学生便覧等で学生に周知されている。

〔単位認定基準(科目)〕

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは体系的に構成されており、ディプロマ・ポリシーで示された具体的な能力や姿勢に関連付けて授業計画(シラバス)が作成され、その中の各項目で、科目の概要、到達目標、必要とする能力や姿勢、履修者に求める水準等が設定されたうえで、学生に公開されている。各科目ではこの到達目標に沿った授業計画を策定し、成績評価、単位認定を行うことにより、ディプロマ・ポリシーで求められる具体的な能力や姿勢を育成する体制をとっている。また、令和2(2020)年度からカリキュラムマップに加えてスキル別科目担当表が作成された。カリキュラムマップは、各授業科目がどのディプロマ・ポリシーに関連しているかを示し、スキル別科目担当表は、デ

ィプロマ・ポリシーに関連したジェネリックスキル（「主体性・探究心」「表現力」「論理的思考力」等）をどの授業科目が運用面で養成するかを示したものである。現在はこれら 2 つの観点から教育課程を構成しており、明確にディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準を適用している。

〔進級基準（学年）〕

進級基準は、特定の必修科目の履修と、GPA の 2 点から構成されており、これは履修規程第 13 条に定められている。GPA を進級要件に加えることによって、一定の学修成果を担保する基準としている。

以下に 3 年次及び 4 年次への進級要件（一部省略）を掲載する。

（進級要件）

- 3 年次に進級するには、平成 29（2017）年度以降の 1 年次入学生は「日本語リテラシーⅠ」、「日本語リテラシーⅡ」を修得していなければならない。
- 4 年次に進級するには、平成 29（2017）年度以降の 1 年次入学生は、専門教育科目の研究科目区分における 3 年次配当科目の必修科目すべてを修得していなければならない。
- 3 年次及び 4 年次に進級するには、それぞれ直近の第 2 学年及び第 3 学年の GPA が 1.0 以上でなければならない。ただし、学部長もしくは学生生活・学習支援センター員による面談において、学習意欲等が確認され、次年度の学修計画が示された場合はこの限りではない。

〔卒業認定基準（学位プログラム）〕

卒業認定の手続は学則に定められ、卒業認定基準は科目区分ごとに定められた卒業要件単位数によって構成されており、卒業認定そのものは卒業要件単位数と在学年数によって行っている。なお、上記の進級要件を厳格に運用しているため、4 年次の段階でディプロマ・ポリシーが定める一定水準の能力や姿勢を達成していると考えられる。

卒業要件は学則第 40 条に定められており、具体的な卒業要件は、4 年以上の在学、学則別表カリキュラムの各区分に定められた卒業要件単位数の修得、及び合計で 124 単位以上の取得である。この要件を満たした者については、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

<大学院商学研究科>

本学大学院の教育課程では、科目、学年、学位プログラムにおいてディプロマ・ポリシーを踏まえた基準が設定され、これらは本学の大学ホームページ及び学修の手引き等で院生に周知されている。

〔単位認定基準（科目）〕

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは体系的に構成されており、各科目の

シラバスにおいて、授業を通して身につけることができる能力としてディプロマ・ポリシーとの関連性を明記している。また、シラバスには成績評価基準が明記されており、それに則り厳正に単位認定を行っている。

〔進級基準（学年）〕

本学大学院では特に進級基準を定められていないが、在籍年度の経過により1年次から2年次に進級することになっている。

〔修了認定基準（学位プログラム）〕

課程修了認定の手続は大学院学則第6章に定められており、修了認定基準は科目区分ごとに定められた修了要件単位数の取得と学位論文及び最終試験の合格となっている。

課程修了要件は大学院学則第38条、第39条、第40条並びに第41条に規定され、具体的な卒業要件は、2年以上の在学、大学院学則別表1の各区分に定められた修了要件単位数の修得及び合計で30単位以上の修得、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することである。この要件を満たした者について、大学院研究科委員会及び教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

以上のことから、大学、大学院ともにディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知を適正に行っていると自己評価できる。

（単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用）

<商学部>

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を厳正に適用するため、科目、学年、学位プログラムのそれぞれにおいて、以下のように様々な運用上の手続を定めている。

〔単位認定基準（科目）〕

学則第31条では「単位取得の認定」として単位認定方法が規定されており、科目担当者はシラバスにおいて科目の到達目標及び成績評価の基準項目、評価の比率（%表記）を記載し、初回の講義にて周知している。

成績評価については、100点満点で行い、60点以上を合格、60点未満を不合格としている。成績評価基準及び成績表記は、【表4-1-1】のとおりである。

【表4-1-1】成績評価基準

区 分	合 格			不合格	不合格又は 定期試験欠席
評価基準点	80～100	70～79	60～69	60未満	評価不能
評 価 表 示	A	B	C	D	K

※「K」評価は、定期試験欠席、受験資格なし並びに履修放棄と判定された場合等

学期末及び年度末における授業科目の成績評価につき、A評価及びD評価の学生が科目

履修者の半数を超える場合には、教務委員会へ報告と説明を書面で行う(教務マニュアル)。また、成績表配付後、成績評価に疑義がある学生は書面により成績問い合わせを行い、それに対し担当教員は文書で回答を行う「学生からの成績評価問い合わせ制度」を設けている。

〔進級基準(学年)〕

上記に記載している進級基準を厳正に適用するにあたり、GPA 運用の詳細と進級認定の手続は以下のようになっている。

GPA の算定方法は、科目ごとの GP を、60 点未満(D 評価)及び評価不能(K 評価)は 0 ポイント、60 点台(C 評価)を 1 ポイント、70 点台(B 評価)を 2 ポイント、80 点台(A 評価)を 3 ポイント、90 点以上(A 評価、「AS」とも称される)を 4 ポイントとして算出し、それに各授業科目単位数を乗じ、その総和を登録科目総単位数で除したものを GPA とする(履修規程第 12 条)。

GPA は、厳格な成績評価や学業成績を図る基準並びに進級要件としても利用されるだけでなく、学業特待生選考や履修上限単位数の緩和等に利用されており、GPA が極端に低い学生に対しては学部長や学生生活・学習支援センター員の個人面談による履修指導時の判断材料になっている。また進級不可要件としての「GPA1.0 未満」は、後期試験終了後の学生生活・学習支援センター員等による個人面談にて学修意欲の確認と学修計画の策定を行い、次年度の学修支援を行うとともに、教務委員会により進級許可の判断を行っている。

修得単位数と必修科目の履修状況等による進級判定は、年度末に卒業判定に準じた厳密な手続で行われ、事務局教学課が精査した資料を教務委員会が学生ごとに単位修得状況等を細部にわたって審査し、大学協議会における確認作業の後、教務委員会より教授会に提案がなされ、教授会の議を経て学長が最終決定を行うことになっている。

〔卒業認定基準(学位プログラム)〕

卒業認定も、事務組織、複数の教員組織による複数回のクロスチェックを経る厳正な手続で行われ、事務局教務課が精査した資料を教務委員会にて学生ごとに単位修得状況等を細部にわたって審査し、大学協議会における確認作業の後、教務委員会より教授会に提案がなされ、教授会の議を経て学長が最終決定を行っている。

＜大学院商学研究科＞

修了認定基準を厳正に適用するため、大学院においても大学院学則にて科目の評価のみならず論文審査及び最終試験における運用上の規則を定めている。

〔単位認定基準(科目)〕

大学院学則第 30 条では「単位取得の認定」として、大学院履修規程第 9 条では「成績評価と単位認定」として、それぞれ単位認定方法が規定されており、科目担当者はシラバスにおいて科目の到達目標及び成績評価の基準項目、評価の比率(%表記)を記載し、初回の講義にて周知している。

学位論文の審査に当たっては、「大学院学位論文審査基準」を設け、厳格に内容を審査し

ている。

なお、成績評価基準及び成績表記は、上記商学部におけるものと同一である（大学院履修規程第9条第2項）。

〔進級基準（学年）〕

上記で記載しているとおり、1年次から2年次への進級につき在籍年度の進行以外の要件はない。

〔修了認定基準（学位プログラム）〕

修了認定は、事務組織、複数の教員組織による複数回のクロスチェックを経る厳正な手続で行われ、事務局教務課が精査した資料を大学院研究科委員会にて院生ごとに単位修得状況等を細部にわたる審査を行い、大学協議会における確認作業の後、大学院研究科委員会より教授会に提案がなされ、教授会の議を経て学長が最終決定を行っている。

以上のことから、大学、大学院ともに単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用を行っているとして自己評価できる。

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

＜商学部＞

本学のカリキュラム・ポリシーは、平成 29（2017）年度から令和 3 年度（2021）、そして令和 4（2022）年度以降でそれぞれの教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに整合性を持たせて一体的に策定を行い、アドミッション・ポリシーも含めた 3 つのポリシーとして周知されている。

直近のカリキュラム改定もカリキュラム検討委員会、大学協議会、大学教授会の議を経て実施しており、これまでと同様の手続きで行われている。これに伴い令和 4（2022）年以降の入学者を対象とするカリキュラム・ポリシーも策定され、現 1・2 年次に適用されている。これにより昨年度から当面の期間は入学年度で異なる 2 つのカリキュラム・ポリシーが併存した状態で教育課程の運用が行われている。

カリキュラム・ポリシーは、大学ホームページ、各年度の学生便覧、キャンパスガイド及び新入生保護者のためのガイドブック等でステークホルダーに周知されている。以下、令和 4（2022）年度以降の入学者に対するカリキュラム・ポリシーを記載する。

●新カリキュラム・ポリシー

高崎商科大学商学部は、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けさせるため、以下の方針に基づき教育課程の編成及び教育の実施を行います。

1. 主体的に人と交わり、探究心を持って自ら進んで学問に相対する姿勢を醸成するため、全学年において演習形式の授業科目を配置する。
2. 基礎教育科目では、学問の実践に必要な基礎的能力と、ビジネスにおける倫理観、社会や組織で協働できる能力を身につけさせるため、「思考力」「人間力」「社会力」「人間の理解」「社会の理解」の区分を配置する。
3. デジタルリテラシー、情報収集力、データ分析力を身につけさせるため、「ICT 活用力」の区分を配置する。
4. 多様性を尊重したコミュニケーションを行い、グローバルな視野を養うため、基礎教育科目に「表現力」の区分を配置し、学部共通基幹科目に発展的な関連する科目を配置する。
5. 専門教育科目では、商学の広い知識を身につけさせる。さらに経営学及び会計学の専門的知識と研究法を深めていけるよう、「経営」「会計」の分野を中心に授業科目を体系的に配置する。経営学科では、主に経営、情報、観光まちづくりの各分野の専門的学修を進めるため、体系的に関連する授業科目を配置する。会計学科では、主に会計、金融の各分野の専門的学修を進めるため、体系的に関連する授業科目を配置する。
6. 学士課程教育での学修成果を地域に還元し、価値を創造する姿勢を身につけさせるため、専門教育科目に地域社会や企業課題を発見・解決する P B L 型及び産学官連携等の実践的授業科目を配置する。

<大学院商学研究科>

本学大学院のカリキュラム・ポリシーは、大学院研究科委員会、大学協議会、大学院教授会の議を経て、ディプロマ・ポリシーに整合性を持たせ一体的に策定されている。大学院のカリキュラム・ポリシーは、大学ホームページ、学修の手引き等でステークホルダーに周知されている。以下、カリキュラム・ポリシーを記載する。

高崎商科大学大学院は、学部教育を基礎に上位の教育機関として高度で知的な素養のある職業人を育成するために、商学研究科商学専攻に「流通・マーケティング担当リーダー養成コース」「情報ビジネス・情報システムの専門家養成コース」「ビジネスリーダー・起業家養成コース」「会計・財務の専門家養成コース」の4コースを設置するとともに、3つの学問領域「基礎科目」「専門科目」「演習」を以下の方針に基づいてカリキュラム編成しています。また、大学院においても教職課程が開設され、高等学校教諭専修免許状（商業）の取得が可能となっています。

1. 基礎科目は、導入、総論の科目として必修（1 科目）及び流通・マーケティング・経営・マネジメントに関する基礎理論を学ぶ科目として選択（2 科目）の計 3 科目から構成される。

2. 専門科目は、院生各々の問題意識や興味、関心にきめ細かく対応し、また応用的・専門的な知識を深めるために、「商学・情報学分野」（10 科目）及び「経営学・会計学・経済学分野」（13 科目）の合計 2 分野 23 科目から構成される。これらの専門科目は全て選択科目である。
3. 演習は、基礎科目・専門科目の履修をとおして、院生各々が定めた研究テーマについて、学位論文作成を行う科目として必修（2 科目）により構成される。

以上のことから、大学、大学院ともにカリキュラム・ポリシーの策定と周知を行っているとして自己評価できる。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

＜商学部＞

本学におけるカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの改定は、平成 28 (2015) 年度及び令和 2 (2020) 年度に実施した。現在、在籍している学生に適用されているものは両カリキュラム・ポリシーである。両ポリシーの改定にあたっては、カリキュラム検討委員会により検討され、まずディプロマ・ポリシーを改定し、ディプロマ・ポリシーの達成を念頭に置きながらカリキュラム・ポリシーを改定してきた。これら改定の順序、つまりディプロマ・ポリシーに掲げた能力に整合した科目区分設定と科目群の選別、体系的の検討を行うことによって両ポリシーの整合性と一貫性を確保している。また、カリキュラムマップ等を作成することで様々な角度から検討を行い、整合性を担保している。以下、まず令和 4 (2022) 年度の 4 年次に適用されている平成 28 (2015) 年度策定の両ポリシーについて述べる。

ディプロマ・ポリシーでは、学士の学位を授与するために身につけるべき 4 項目の能力あるいは姿勢が列挙されており、これらは基本的に経営学科、会計学科共通のものである。なお、第 3 項目が「専門的分野の学びを、実務や社会で応用できる能力」という包括的・一般的な記述となっていることから、さらに学科ごとに詳説した項目が準備され、それぞれ経営学科で 3 項目、会計学科で 2 項目の能力が列挙されている。

一方、カリキュラム・ポリシーは、第 1 項目と第 2 項目で基礎教育科目と専門教育科目の区分について概説し、第 3 項目から第 6 項目にて特徴のある科目について述べている。

双方の対応関係は、以下のようになっており、ディプロマ・ポリシーの各項目の涵養が想定される科目の区分と特色のある科目とに重層的な関連性がつけられている。

【表 4-2-1】CP と DP の関連（旧カリキュラム）

DP 項目	関連する CP 項目及び詳細
DP1	CP1「人間力の養成」「社会力の養成」区分、CP3、CP4
DP2	CP1「思考力の養成」「表現力の養成」区分、CP4、CP6
DP3	CP1、CP3、CP4、CP6
DP4	全 CP、特に CP5

※DP はディプロマ・ポリシー、CP はカリキュラム・ポリシーを指す

次に現1～3年次に適用されている令和2(2020)年度策定の両ポリシーについて述べる。このディプロマ・ポリシーでは、学士の学位を授与するために身につけるべき5項目の能力あるいは姿勢が列挙され、これらは経営学科、会計学科共通のものである。なお、第4項目が包括的、一般的な記述となっていることから、さらに学科ごとに詳説した項目が準備され、経営学科・会計学科共に2項目の能力が列挙されている。

一方、カリキュラム・ポリシーは、第1項目で全学年における授業科目を、第2項目で基礎教育科目の区分について、第4項目で学部共通基幹科目における発展科目の配置を、第5項目で専門教育科目の区分及び配置について概説し、第3項目及び第6項目にて特徴のある科目について述べている。

双方の対応関係は、以下のようになっており、ディプロマ・ポリシーのそれぞれの項目の涵養が想定される科目の区分と特色のある科目とに重層的な関連性がつけられている。

【表 4-2-2】CP と DP の関連（新カリキュラム）

DP 項目	関連する CP 項目及び詳細
DP1	CP1、CP2
DP2	CP3
DP3	CP1、CP4
DP4	CP5
DP5	CP6

※DP はディプロマ・ポリシー、CP はカリキュラム・ポリシーを指す

< 大学院商学研究科 >

大学院におけるカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの策定は、大学院研究科委員会等により検討されている。まず、ディプロマ・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーの達成を念頭に置きながらカリキュラム・ポリシーを策定してきた。これら策定の順序、つまりディプロマ・ポリシーに掲げた能力に整合した科目区分設定と、科目群の選別、体系性の検討を行うことにより、両ポリシーの整合性と一貫性を担保している。

以上のことから、大学、大学院ともにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を担保していると自己評価できる。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

< 商学部 >

平成 28 (2015) 年度に策定された旧カリキュラム及び令和 2 (2020) 年度に策定された新カリキュラムでは、カリキュラム・ポリシーに記載された科目の区分が明記され、この区分に従い体系的に教育課程を編成し、授業科目が配置されている。

経営学科、会計学科共にコース制を導入しており、これらは基本的に学生が学修プログラムを自らデザインするための手がかりとして提供されるものである。そして、それぞれのコースを念頭においた履修モデルも作成され、学生のコース選択に役立っている。履修モデルは、令和元 (2019) 年度から学生便覧及び本学のホームページに掲載・周知されて

いる。なお、新カリキュラムでは、経営学科のカリキュラムにコース制が敷かれており、より専門性に踏み込んだ学修が構築されている。また、体系的な履修のため、科目ナンバリングも行われており、これはシラバスにも明記されている。

これらに加え、カリキュラム・ポリシーの実効性の担保と教育の質保証の一環として、スキル別科目担当表を学生便覧に掲載している。これはディプロマ・ポリシーでの要件を主体・多様・協働、思考・判断・表現の区分、さらに 10 項目のスキルに細分化し、各科目が主にどのスキルの育成を担当するかを記載したものである。これは、ディプロマ・ポリシーの達成に向け、カリキュラム全体でバランスよく授業内容及び授業方法を構成するとともに、学生自身が伸ばさせたいスキルを意識しながら履修科目を選択する手がかりとなっている。また科目担当者は、各科目のシラバスに、科目の到達目標や当該科目とディプロマ・ポリシーとの関連性を記載している。

本学では独立した初年次教育の科目区分は設けていないが、複数の区分に属する 1 年次配当科目が連携して体系的な初年次教育を構成しており、この方針は「高崎商科大学の初年次教育」として学生便覧に明記されている。

本学の年間履修登録単位数は原則 40 単位（半期 20 単位）であるが、GPA による単位制限の緩和という例外や資格取得による単位認定制度もあわせて整備し、単位制度の実質化及び学修時間の確保をしている。

以下に、カリキュラム・ポリシーの実質化のために行っている施策を記す。

- ① アウトキャンパススタディに充当する日を学年暦の中に設定し、1 年次配当の必修科目を含む複数の科目において学外活動を行っている。
- ② 地域の自治体・企業と提携した PBL 型の授業を行っている（「3.5 本の矢プロジェクト」等）。
- ③ すべての科目を半期完結とし、年 2 回の履修登録の機会を設けることで、留学など長期にわたる学外活動に対応している。

<大学院商学研究科>

人材育成のために、カリキュラム・ポリシーにて「学部教育を基礎に上位の教育機関として高度で知的な素養のある職業人を育成する」ことを明示している。この様にカリキュラム・ポリシーとの一貫性が明確となっている。

大学院もコース制を導入しており、各コースではそれぞれ養成したい人材像を念頭に置き、具体的な職種を例示している。これらは基本的に院生が学修プログラムを自らデザインするための手がかりとして提供され、それぞれのコースを念頭においた履修モデルが大学ホームページに掲載・周知されており、院生のコース選択に役立っている。

以上のことから、大学、大学院ともにカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成が適切に行われていると自己評価できる。

4-2-④ 教養教育の実施

<商学部>

本学では、以前は独立して「教養教育」の項目を設定していたが、現行のカリキュラム・

ポリシーやディプロマ・ポリシーでは独立した「教養教育」の項目は設定していない。これは、本学における教養教育が、平成 29（2017）年度以降の旧カリキュラムがジェネリックスキルを包含したものとなり、令和 4（2022）年度以降の新カリキュラムでは、リベラルアーツ教育や STEAM 教育等も含まれ検討され、多様な学びを構成している。このことから本学では、「専門分野の研究」や「実践的な能力の育成」と対比させて「教養」及び「教養教育」を位置付けるのではなく、前者の基盤として教養教育をより広い範囲で捉えている。これらは主として基礎教育科目によって担われ、同時に専門教育科目や課外活動等によっても発展深化するものと位置付けている。

具体的には、ジェネリックスキルに含まれる「コミュニケーションスキル」「数量的スキル」「情報リテラシー」「論理的思考力」「問題解決力」を主たる目的とする科目を基礎教育科目として配置し、「社会人基礎力」を構成する 3 つの能力及び 12 の能力要素を明示的に科目内容に盛り込んだ科目を基礎教育科目、専門教育科目に広く配置している。

＜大学院商学研究科＞

本学大学院では、大学院学則にもあるように「学部における一般的及び専門的教養の基礎」を前提にしている。つまり大学院入学の時点で一定程度の教養教育を受けている前提に立っているため、単独の科目で教養を養成する授業科目は設けていないが、科目ごとに教養的内容を提供している。

以上のことから、大学、大学院ともに教養教育の実施が適切に行われていると自己評価できる。

4-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

＜商学部＞

本学では、以前からアクティブ・ラーニングの導入・推進、フィールドワークの導入・推進、PBL 型授業の導入・推進に努めている。とりわけ令和 6（2024）年度のシラバスからシラバス作成時に教員が授業方法として導入するアクティブ・ラーニングの種類にチェックを入れることで、これらに該当する科目か否かが学生に周知されることになっている。

そして、本学における教授方法の工夫や開発は、FD 推進委員会及び SD 推進委員会が実施する全学的な FD 活動、そして各授業担当教員が担っている。また、地域や企業との連携した教育方法も関連部局等によって進められている。

FD 推進委員会では、教育の質向上を目的とした教育方法、教育内容の検討、工夫を行っており、年に 1 回、9 月に専任教員が原則全員参加する FD 研修会を以下のとおり実施し、他に随時小規模な FD 研修会を実施している。

【表 4-2-3】FD 研修会等一覧

実施年度	テーマ等
平成27（2015）年度	アクティブ・ラーニング
平成28（2016）年度	ワークショップ形式でのシラバス作成
平成29（2017）年度	ループリックの試作
平成30（2018）年度	教材の施策と教授法の検討
令和元（2019）年度	マイクロティーチングのセッションを授業種別に3パターン実施
令和2（2020）年度	オンラインでのアクティブ・ラーニングを実現するための方法論
令和3（2021）年度	グループワークによるループリックの作成等
令和4（2022）年度	外部講師による「ポートフォリオ導入」の準備
令和5（2023）年度	公認心理士師による学生への声掛けとメンタル不調対策
令和6（2024）年度	外部講師による学生ポートフォリオの活用、本学教員による生成AI

各授業担当教員は、従来の一方的な講義形式から双方向な授業への移行を意欲的に実践しており、教育の質向上と深化を図っている。例えば、以下のような工夫が各授業において行われている。

- ① 発言した学生に加点をすることによる、意見発信を積極的に行う雰囲気づくり
- ② 他の授業とのコラボレーション
- ③ Web ホワイトボードアプリを活用したグループによる協働同時作業
- ④ Teams 等のシステムを活用した学生同士のピアレビュー
- ⑤ 先輩学生を巻き込んだ授業展開
- ⑥ 積極的なフィールドワークの活用

< 大学院商学研究科 >

大学院においては、全ての科目で少人数教育が行われており、特に学位論文作成における研究指導にあっては、研究の進捗状況に合わせてきめ細かい配慮と指導を行っている。論文作成の過程においてケース・スタディやフィールドワーク等も用いることで、その作業を通して調査、研究のために必要となる様々なスキルを身につけ、社会で必要となる実践力を養成している。

院生の研究発表の機会は研究の進行に合わせて準備され、1 年次の 3 月の修士論文中間発表会、2 年次 1 月の修士論文発表会にて院生はパワーポイントを用いて途中経過等の発表を行い、主査・副査以外の大学院担当教員の指導を受けることができる。商学の広い分野の視点を持ちつつ、学位論文に相応しい専門性を確保するようにしている。2 月の最終試験では提出された学位論文を基に、主査 1 人、副査 2 人による口頭試問が行われる。

以上のことから、大学、大学院ともに教授方法の工夫・開発と効果的な実施が適切に行われていると自己評価できる。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

< 商学部 >

本学では、学科再編に伴って3つのポリシーが改定される前から授業アンケート等の点検・評価の制度が整備されている。令和元（2019）年以降から外部評価委員会を発足させ、年に1度、3つのポリシーに対する点検を行っている。新旧それぞれ3つのポリシーの施行に合わせてアンケート等の内容の検討が順次行われて、現在も引き継がれている。

まず、令和5（2023）年度から、大学ホームページ及び学生便覧に「高崎商科大学 学修成果」として現行カリキュラムで身につく学修成果を以下のとおり公開している。

高崎商科大学商学部では、教養教育と商学に関する専門基礎科目の教授により、高度な知見、専門的能力、総合的な判断力、創造力を培うとともに、ビジネスにおける倫理観、社会や組織で協働できる能力、デジタルリテラシー、課題発見・解決に臨む姿勢、多様性を尊重したコミュニケーション能力、グローバルな視点で考える能力及び価値を創造する姿勢が身につきます。学科に関連した専門知識を身につけるだけでなく、実践的な教育や活動に参加することでそれらを社会で応用できるようになる。

経営学科においては、経営学の専門的知識を身につけ、組織はどうあるべきかを理解し、今後の変化を見通せる能力や経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）を多面的に理解し、活用できる能力が身につく。

会計学科においては、会計学の専門的知識を身につけ、財務分析を行い、経営改善に関する助言を行える能力が身につく。

具体的には、商学部の正課及び課外の学修により以下の学修成果を身につけていく。

主体性	社会で起きている事象や課題を自分事と捉え、自ら進んで考え、自らの意思で決断するマインドを身につけている
職業倫理	不法・不正な強要等に対して、公平・公正・社会正義の視点を持って、他者に示すことができる
協働力	チームメンバーに働き掛けて雰囲気作りをするなどチーム全体を活性化させることができる
多様性	性別等、様々な違いを尊重し、等しく扱い、多様な考え方で交流ができる
表現力	思いや情報等を、様々なツールを活用して伝え、相手を理解・納得させることができる

論理的思考力	ものごとを順序立てて考え、問題の本質を捉えて、筋道の通った表現・説明ができる
創造的思考力	新規または独創的な考え、疑問、形式、成果物を創造することができる
課題発見力	複数の情報からデータを分析し、解決すべき課題を設定できる
課題解決力	調査分析を行い、効果と効率を意識しながら、最適な方法で問題の解決策を提案できる
ICT 活用力	課題発見や課題解決のために、情報の整理・分類から得た知見や、データ処理の結果を多角的に検討し利活用することができる
社会での応用力	経営、情報、観光まちづくり、会計、金融の専門的知識とスキル及びビジネス全般の基礎的知識を利活用できる

学生の学修状況・意識調査については、毎年度前期、後期の終了時に、全授業科目を対象とした学生による「授業アンケート」を実施している。学生本人の授業への取組みのほか、教員の授業への取組み状況等についてアンケートを採り、その結果を授業改善のための基礎資料とするとともに、FD推進委員会においても検討がなされ、組織的なFD活動に反映されるように努めている。

アンケートは、学内ポータルサイト「A-Portal」によりWeb上で行い、11項目の設問に対し、5段階で回答する方式（授業についてのアンケート）による部分と自由記入方式

（授業自由記入アンケート）による部分とに分かれ、無記名で項目ごとに評価する形式で実施している。平成29（2017）年度のアンケートより、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、「授業評価」に加えて「学生ができるようになったこと」の観点も含めた質問に一部変更を行った。

令和元（2019）年度以降の入学者を対象として、外部機関によるアセスメントテストが導入されている。4年生に対して「GPS-A」を導入しており、大学教育における学修成果を汎用的能力（ジェネリックスキル）と性格特性の両面から測定し、学生の「思考力」「対人力」「自己管理能力」などの成長を可視化することができる。また、1～3年生は「PROG」を受験しており、リテラシー能力（社会人基礎力）及びコンピテンシーの可視化を目的としたアセスメントツールとして、知識・技能に加え、主体性、協働性、課題解決力などの評価が行えるものとなっている。いずれも「学力偏差値」では測れない非認知能力や実践力にフォーカスさせ、学修の進行に伴う経年的変化、学生の属性や項目間の相関等の分析を行うことで、より詳細かつ精度の高い学修成果の点検を行っている。

また、自己点検・評価委員会が中心となり、アセスメント・ポリシーに基づきディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性の検証を毎年行っている。これらは成績等の学修成果やアセスメントテストの結果、DPループリックによる学生の自己評価、社会や就職先のニーズ等の観点より検証作業を行っており、学修成果の点検及び評価として機能している。

そして、学生自身では、A-Portalの「自己評価」の項目において学生用ポートフォリオ

により学修成果を振り返ることができる。

就職状況の調査については、4年次の4月に「進路登録カード」を各学生がキャリアサポートセンターに提出し、卒業後の希望進路を登録している。その後、就職活動をしている各学生から就職活動状況や結果の報告を逐次受け、継続してサポートを行う体制を採っている。

就業先からの卒業生評価アンケートについては、平成27（2015）年度より、実施。当該年度より卒業生が採用されている企業・事業所等に郵送し依頼しているほか、企業訪問時等を活用して直接依頼を行っている。大学教育のあり方や人材育成への要望等も確認できる調査となっている。

上記のほかに学生からの意見を聞く取組みとして各学期末に「学生生活・満足度に関するアンケート」を実施しており、学修・教育システムや進路支援、教員・職員の学生対応などについて回答してもらい、大学全体の改善のための取組みを行っている。

また、学生生活・学習支援センター主催の自宅外通学生の集いや他の面談の機会を利用して、学生の状況を逐次把握している。さらに自己点検・評価委員会においては、毎年学生を招集し、教育内容や学修環境、キャンパス環境、学生生活の状況等について意見聴取も実施している。

〔資格取得や就職状況の共有〕

月例の教授会において、資格取得状況や就職状況が担当部署長より報告されている。資格取得に向けた年間スケジュールを意識した学生への働きかけや、その年の社会状況に応じた就職活動での留意点を踏まえた学生指導が効果的に行えるようになっている。

〔IR推進委員会によるアンケート等の横断的分析と結果共有〕

IR推進委員会において、学生を対象としているアンケート結果や成績等の教務情報、学生からの相談や対応履歴を組み合わせる横断的な分析を行い、IR推進委員会にて状況を把握し、関連する部署に分析データのフィードバックを行っている。

<大学院商学研究科>

本学大学院では、小規模であることから院生の学修状況や意識については各指導教員により把握されている。指導教員及び科目担当者から院生に関する情報が上がってきた場合には、必要に応じて大学院研究科委員会にて協議・検討を行うことになっている。

学位論文の審査に関しては、学位論文審査基準が定められており、学位論文の評価方法が確立している。修士論文中間発表会及び修士論文発表会を学修の成果を点検する機会として捉え、大学院担当教員だけでなく大学院生にも参加を促すことにより、自己点検を促している。

以上のことから、大学、大学院ともに3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用が適切に行われていると自己評価できる。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

<商学部>

前項で述べた点検・評価の結果は、教員個人及び個別授業科目のレベル、また、大学全体のレベルそれぞれにおいてフィードバックされ、教育内容・方法及び学修指導などの改善のために活用されている。

〔授業についてのアンケート〕

授業アンケートの評価結果はコンピュータ処理され、各科目の集計表を A-Portal より各教員にフィードバックし、各科目の結果に対するコメントを義務づけている。記入されたコメントは、FD 推進委員会にて確認を行い、必要に応じて委員長から口頭による注意やアドバイスを行う体制を構築している。集計表は各学期末に学内で掲示し、全学生に対してもフィードバックしている。また、次期の履修計画の参考とするよう学生に呼びかけている。なお、アンケートの各質問項目において平均値を大幅に下回った場合（原則 0.8 ポイント以上）には、担当教員に対して「授業改善計画」の記入を義務づけている。また同アンケートの「自由記入欄」における学生のコメントについても教員に対して回答させる方式を採っている。このようにどのような点に改善の余地があるのかを検討できる体制が確立しており、FD 推進委員会が中心となって教員個人による個別授業の改善を促し、支援する形となっている。

令和 2（2020）年度の前期にはコロナ禍への対応で急遽遠隔授業への移行や学期半ばでの遠隔・対面の切り替え等があったため、それ以降はアンケート項目に遠隔授業を想定したものを追加している。

また、アンケート全体に対する所見は、FD 研修会や教授会などで報告され、大学教育全体の課題として共有されている。

〔ルーブリックに基づく学修成果の自己評価〕

一部の科目においては担当教員が成績評価のためにルーブリックを用いている。また学生自身は A-Portal の「学生ポートフォリオ」において、自身で年度毎に自己評価を記入し、自身の学修の成果を確認・点検することができる。

〔資格取得や就職状況の共有〕

ゼミ科目担当の教員は、A-Portal にて授業履修生が取得した資格の一部履歴を閲覧することができる。3 年次にはゼミ科目担当教員による全学生に対する個別面談が行われ、希望進路状況や就職活動の進捗が確認されている。4 年次には、キャリアサポートセンターの職員による全学生に対する個別面談が行われ、同様の確認がなされている。これらの面談内容は担当教員とキャリアサポートセンターとで共有されている。内定企業が決定した際には、A-Portal にて情報の共有が行われる。このように日常的により適切できめの細かい指導を行えるようになっている。

<大学院商学研究科>

大学院については、大学の FD 研修会に参加することにより、教育内容・方法及び学修指導の改善が個々の指導教員によって実施されている。

大学院担当教員や大学院生等に公開されている修士論文中間発表会や修士論文発表会における大学院生へのアドバイスや指摘は、学修指導の点検・評価のフィードバックとして機能しており、これによって教育内容や方法及び学修指導等の改善に活かされている。

大学院での教育は学部教育を基礎としていることから、社会の多様なニーズに応えるとともに、学部教育に対応し、接続を考慮したカリキュラムの検討を行っている。例えば平成28（2016）年には、税理士試験の科目免除の要件を加味して「税法特論」を「税法特論Ⅰ」「税法特論Ⅱ」の2科目構成として「会計・財務の専門家養成コース」を強化し、データ人材育成を目的として「プログラミング特論」の科目を増設した。また、大学院のシラバスについては、科目概要・各コマの授業内容及び使用テキスト等を記載したものをA-Portalに掲載している。学部と同様に、到達目標、予習・復習に関する時間、成績評価方法を明示し、院生が理解できる体制を構築している。

以上のことから、大学、大学院ともに教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックが適切に行われていると自己評価できる。

【基準4の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

経営学科においては新カリキュラム導入により、コース必修が導入されている。会計学科ではそのような制度を導入していないが、これは会計学科の各科目が専門的内容を包含していることを考慮したものである。経営学科では、コース必修を導入することでコース選択の重みが増し、それぞれの分野の専門性をより深めることができている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ① 経営学科におけるコース必修につき、新カリキュラムが完成年度を迎えていないことから、完成年度における検証作業が必須となる。
- ② 令和6（2024）年度において大学院におけるFD活動が行われ、そこでは学会における院生の発表をモチーフにした検討会が行われた。しかしながら当該年度のFD活動はこれ一回のみであり、改善に資するFD活動として機能していないのではないかと懸念がある。また、所属する院生の数が少数であるため、授業アンケート等の院生の声を拾い上げる取組みは行われていなかった。
- ③ 本学の外部評価委員会において、毎年、カリキュラムの検証を行っている。その中で、3年次以降のゼミナール科目及び3年次配当の専門科目（実践区分）における、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーのいわゆる「三つのポリシー」に即した授業運営・設計が重要であると指摘された。特に、学生の学修成果を的確に導くためには、各科目のシラバスの記載内容が三つのポリシーと整合している必要があり「シラバスの適切化」が課題として挙げられた。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

上記（2）①において挙げられた課題に対し、経営学科におけるコース必修につき、新カリキュラムが完成年度を迎えていないことから、完成年度における検証作業を行う。

上記（2）②において挙げられた課題に対し、大学院におけるFD活動の充実については、

前年度に FD 活動が行われなかったことを踏まえると上記のように少ないとの感は否めない。この点を含め、大学院に対して FD 活動の充実を、FD 推進委員会委員長、大学院研究科長及び大学院研究科委員長に検討及び充実を依頼する。また、令和 7（2025）年度では在籍院生が 1 名のため、授業アンケートに代わる方法を模索する。

上記（2）③において挙げられた課題に対しては、FD 推進委員会でシラバス作成に関するガイドラインを見直しており、令和 6（2024）年度シラバスにおいては、ディプロマ・ポリシーに関連するジェネリックスキルに関して各科目の関連性を改めて再確認するよう科目担当者に対して指導している。さらには、同委員会において全学的なチェック体制を強化しており、FD 活動を通じて、教員が「3 つのポリシー」に基づいたシラバス記述の重要性と実践についての理解を促進している。今後は、特に 3 年次配当の専門科目を中心に、カリキュラム全体の見直しも継続的に行い、ポリシーとの一層の整合性を図るとともに、授業設計・運営等、教育の質的向上を目指す予定である。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

（1）5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

（2）5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学における組織的な意思決定を行うための手続きは、学校教育法等関連法規に従い、学長のリーダーシップを担保して実施できるように、規程等の整備を行ってきた。学長のリーダーシップの確立、実質化・実効性を確保するための制度、施策について、以下に述べる。

〔年度運営方針の提示と評価〕

毎年度開始時に、学長より「大学年度運営方針」が提示される。すべての教職員個人及びすべての教員組織、職員組織はそれぞれの年度方針を策定し、その実現に向けて教育・研究・社会貢献活動を行い、組織運営を行っている。それらについては、年度単位で自己点検評価を行っている。

〔大学協議会の主宰〕

学長が議長となる大学協議会は、「高崎商科大学協議会規程」に則り、高崎商科大学の教育研究及び管理運営に関する重要事項について協議している。具体的には教授会に諮る前に、学部、大学院、短期大学部及び附属機関等に関わる全ての事案を協議し、各組織体の活動状況・情報の共有、調整を、全学的な観点に立って行っており、原則として月 1 回開催されている。

大学協議会は、学長のリーダーシップを組織的に支える最重要な機能を担っている。協議会のメンバーは法人本部長、研究科長、学部長、学科長、学生部長、各センター・研究所長、事務局長、事務局次長ら役職者から成り、学校法人と大学双方、また、教員組織と職員組織双方から構成されている。大学協議会の教員メンバーは、各委員会の担当役職者も兼ねており、議事のみならず、教授会報告事項、審議事項の執行、実施状況の確認を大学協議会にて行っている。このように、学内のセンター・委員会から教授会に至るそれぞれの合議体が学長のリーダーシップを支え、円滑に運営されている。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

学長及び前項の大学協議会と他の研究教育組織との関係は、権限と責任が規程によって明確に規定され、学長のリーダーシップの下で運営されている。以下に組織体ごとに概説する。

〔大学協議会〕

学長が主宰する大学協議会は、「高崎商科大学協議会規程」に則り、本学の教育課程の編成に関する全学的な方針を策定している。本学の使命及び目的を達成するため、当該内容は同規程の第1条に明確に定められている。同協議会では、本学の使命及び目的を達成するため、各センター・委員会や部署から提供される教学関連のデータや提案事項、報告事項を元に議論を行い、3つのポリシーを踏まえながら全体の方針について検討を行っている。このように教学マネジメント体制の構築に努めている。

〔大学教授会・大学院教授会〕

教学に関する主たる審議機関として、学部には大学教授会、大学院には大学院教授会が設置されている。学長が議長として両教授会を招集する。原則として、毎月1回定例で開催されている。両教授会とも、学長、教授、准教授、専任講師及び学長指名による他の職員が構成員となり、教育研究の基本方針や教育課程、入学・卒業等の重要事項について審議を行い、学長に意見を述べている。このことは、「高崎商科大学教授会規程」第5条に審議事項として明記されており、全教職員に対して周知されている。教員の採用や昇任等の人事に関する事項については、通常の教授会とは別に学長及び教授のみで構成する大学人事教授会、大学院人事教授会において審議され、学長が候補者を理事長に内申し、理事長が決定している。

〔センター・委員会〕

大学教授会の下に、教務委員会、学生委員会、入試委員会、国際交流委員会、カリキュラム検討委員会、IR推進委員会、教育実習委員会、教員養成カリキュラム検討委員会が置かれ、それぞれ関連した委員会細則に基づき運営がなされている。また、独立した規程を根拠とする学長直轄の委員会としてFD推進委員会、SD推進委員会、自己点検・評価委員会、外部評価委員会が置かれ、運営がなされている。

大学院教授会には、大学院研究科委員会が置かれ、大学の各委員会と同様に細則に基づいて運営がなされ、関連事項を協議している。こうした各委員会での協議事項は、各々の

教授会において報告され、重要事項については審議が行われる。

メディアセンター、学生生活・学習支援センター、社会連携センター、キャリアサポートセンター、経理研究所においても、必要に応じてセンター会議等が開催され、各業務に関わる事項を協議している。協議内容は、大学協議会及び教授会で報告され、重要事項については教授会の審議を経て運営がなされている。以下に各センター・研究所の目的と業務をまとめる。

① メディアセンター

情報、語学に関する教育システム、図書館・図書館情報システムの管理・運営を担当するセンターであり、学生に対する教育支援、教職員の学生指導等に係る業務の円滑な遂行を支援している。紀要の発行を担い、教員の研究支援を行っている。令和3（2021）年度からは研究倫理講習会等も実施している。

② 学生生活・学習支援センター

学生生活全般についての学生相談や学修方法、学修計画、資格取得のための助言・指導活動などの学生支援を行うセンターである。

③ 社会連携センター

地域連携、企業連携、高大連携、地域課題解決等に関する取組みを推進するなど、産業・文化の振興、人材育成をととして、地域社会の発展に貢献するために活動するセンターである。当センターは、令和6（2024）年度において、従来の「地域連携センター」が発展的に改組されたもので、地域に限定せず、社会全体との連携を見据え、活発な活動を展開している。

④ キャリアサポートセンター

当センターは、令和6（2024）年度において、大学と短期大学部の委員会組織として活動してきた就職委員会を統合して設置されたもので、進路支援、キャリア育成支援、卒業生支援等を展開しているセンターである。

⑤ 経理研究所

簿記・会計・経理の領域に関する学術研究及び教育水準の向上を図るとともに、地域社会及び地域産業の発展に貢献することを目的にしている。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織の構成と業務については、「学校法人高崎商科大学事務組織規程」及び「学校法人高崎商科大学勤務規程」にて規定されている。

本学事務局は、総務課、教務課、学生課、広報・入試課、キャリアサポート課、社会連携課によって組織され、大学・大学院・短期大学部を一体化した事務局となっている。また、本学の事務職員は、大学協議会、教授会をはじめ、大学・大学院・短期大学部の教学活動を担う全てのセンター・委員会等に構成員として参画し、教育職員と共に業務を遂行

している。

事務局における所属部署と参画するセンター・委員会は必ずしも一致せず、複数のセンター・委員会に参加する形となっている。組織横断的なユニットとすることで、複数の部署の連携が必要となる案件を円滑に進めることを目指している。複数のセンター・委員会に所属することで職員の経験と知見を深め、全学的見地からの職務遂行につなげることを目的とした教職協働の組織構成としている。

教職員間での情報共有や方針の周知、浸透については年間2回の全学会議を実施しており、共通した認識の下、教職協働の体制が構築されている。

また、教務委員会など大学と併設の短期大学部とで独立した運用が求められる委員会は分離させ、また入試委員会、学生委員会、FD推進委員会など、連携の深まりと相乗効果が期待できる委員会は、大学・短大の合同委員会としている。これらは別組織であるため、権限と責任の明確化に配慮しつつ、効果的な組織運営を図っている。このように教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

令和7（2025）年5月1日現在の学部専任教員は、大学設置基準の教員数30人を満たしている。学部教育を担当する教員の構成は、専任31人（教授20人、准教授9人、講師2人）、うち専任教員は経営学科23人、会計学科8人である。また兼任教員は40名である。

「基礎教育科目」を主に担当する教員は5人、「専門教育科目」を主に担当する教員は23人、他に教職科目を主に担当する教員が3人となっている。専任教員の男女別構成は、31人中5人が女性教員である。また、専任教員の年齢構成は、50代以上の教員が半数以上となっている。また外国人教員は、男性1人、女性1人の2人である。

大学院研究科については、研究指導教員11人、研究指導補助教員4人ともに学部の専任教員が大学院の専任を兼務しており、さらに外部からの兼任教員3人で構成されている。

以上のように、教員組織に関して、教育目的及び教育課程に即した専任教員、兼任教員の適正な配置となっている。

教員の採用及び昇任は、「高崎商科大学教育職員任用規程」、「高崎商科大学特別任用教育職員規程」及び「高崎商科大学兼任教育職員規程」に基づき、適切かつ厳正に行われている。採用・昇任のいずれも、建学の精神に基づいた学部・研究科の教育・研究等の遂行に相応しいかを教員人事の基本方針としている。

これらの規程のうち基本となるのは「高崎商科大学教育職員任用規程」であり、その中で「人事推薦の基準」と「人事審査の基準」の条項において教授、准教授、講師、助手の各職位とその適格性等が規定されている。

「高崎商科大学特別任用教育職員規程」については、平成17（2005）年度に、それまでの「特任教授規程」を改定し、新たに「特任准教授」「特任講師」が加わる規程となった。また、「高崎商科大学兼任教育職員規程」においては、これも実学重視の教育の観点から「審査の基準」の条項の中に「特定の分野について、大学における教育を担当するにふさわしい知識及び経験を有すると認められる者」という規定が設けられている。

教員の採用は、学部長、研究科長が必要のある旨を学長に申し入れ、学長は理事長に承認を得たうえで、原則として公募により行っている。応募書類に関して、募集対象領域に合致し、あるいは関連・隣接する領域の教員の中から、学長が指名する主査、副査（1～2人）が書類選考を行う。結果は大学協議会で協議され、候補者に対する面接及び模擬授業が行われる。面接及び模擬授業には、学長、学部長、研究科長、法人本部長が対応する。面接の結果を踏まえた候補者を教授のみによる大学人事教授会で審査し、学長が最終候補者を理事長に内申し、理事長が採用を決定することにより行っている。大学院科目担当の教員候補者については、大学院人事教授会によって同様に行っている。

また、昇任についても手続きは採用の場合と同様であり、候補者の履歴書、教育研究業績書等について、学長が指名する主査、副査が書類審査を行い大学協議会、人事教授会の審査を経て、学長が候補者を理事長に内申し理事長が決定している。

教員評価については、平成17（2005）年度より学園全体として「人事考課制度」が導入されており、これに基づき教員の教育、研究、校務、地域貢献活動等に関して多面的かつ総合的な評価が行われており、こうした評価制度によって教員組織の活性化が促されてきた。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学のFD活動は、「高崎商科大学ファカルティ・ディベロップメント規程」に基づいてFD推進委員会を中心とした組織的・全学的な活動として行われている。

主な取り組みとしては、毎年全教員・全科目を対象として前期、後期の各学期終了時に実施される学生による「授業アンケート」（11項目の5段階評価）及び「授業自由記入アンケート」を行っている。アンケートの評価結果は各教員にフィードバックされ、同時にFD推進委員会においても検討がなされ、授業改善につなげている。授業アンケート結果は学内に一定期間公開され、担当科目についての「自由記入アンケート」に書かれた受講生の意見や要望に対しても、真摯に受け止め担当者からA-Portalにより回答している。特に問題のある場合には、FD推進委員会から当該教員に「授業改善計画書」の提出を求めるなどの改善努力を促し、その後の改善状況についてのフォローも行っている。

さらに、教員同士が授業を参観して授業改善に役立てるため、授業公開の制度を設けている。教職員による授業の相互参観のための開放期間が前期7月・後期12月に設けられてい

る。年度ごとに要件を指定し、参観を義務づけ、授業方法や授業内容、クラス運営について互いに課題を共有するために、参加者アンケートをまとめた参観報告書を教員間で共有している。

また、シラバスの作成に当たっては、担当者による執筆が終わった段階で、全内容をFD推進委員会で確認を行い、執筆のためのガイドラインや、3つのポリシー、カリキュラム本体及びカリキュラムマップ等との整合性を確保する観点から、担当者への助言や修正依頼を行っている。

4-2-⑤で詳説したFD推進委員会主催の研修会を継続的に実施している。また、SD推進委員会との共催での研修会も実施し、他大学との共同SD、共同IRにも取り組んでいる。FD推進委員会では、年度末に活動の成果を振り返り、年度初めの計画策定に反映させている。

教育研究活動向上のための個人による定期的な取組みとして、各教員は、毎年度開始時に「教員個人教育・研究活動計画書」を提出し、年度末には「教員個人教育・研究活動報告書」を提出することとされており、本計画書及び報告書は令和4（2022）年度より「アカデミック・ポートフォリオ」に統合された。教育活動と研究活動に分けて記載され、特に教育活動では、前年度の授業アンケートなど学生の評価を踏まえて、それぞれの担当科目ごとに教育課題と実施計画と目標を明らかにし、年度末には成果・問題点等を自己チェックしている。教員は自ら毎年度見直しを行い、授業改善に取り組んでいる。

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

学内における教職員向けのSD研修と共に、学内外で行われる他大学との合同研修会やオンライン研修を含む各種セミナーに積極的に参加できるよう、SD推進委員会がその機会を提供しSD（職能開発）に対する意識と職員の資質・能力向上に努めている。

研修の主軸となるのが、SD推進委員会が設定する研修会等である。本委員会は、「高崎商科大学 スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき組織しており、令和6（2024）年度の構成員は各部署よりまんべんなく専任教職員9名（商学部教員2名、短期大学部教員1名、事務職員6名）を配置している。

同規程では、SDを「専任教育職員・事務職員を対象とした管理運営や教育・研究及びその支援までを含めた質向上のための組織的な取組み」と定義されており、以下の3項目について計画的、継続的に令和6（2024）年度も企画・運営が行われた。

個人の能力向上に資する事項

- ① 個人の能力向上に資する事項の実施
- ② 学内組織の業務改善、組織間の連携強化、知識共有に資する事項
- ③ 教職協働を図る教育・研究及びその支援に資する事項

具体的な令和6（2024）年度のSD研修は、年間を通して「集合型研修」「合同研修会」「e-ラーニング」による研修を実施し、2024年度年間活動報告書にその詳細を示している。大学職員としての視野を広げる研修や、学生支援の際に必要な社会情勢を踏まえ、理解を深める研修も取り入れた。また、本委員会による企画とは別に、部署やチームによる独自研修会についても実施している。人事評価及び職員育成については、「学校法人高崎商

科大学教育職員人事考課規程」、「学校法人高崎商科大学事務職員人事考課規程」に基づき人事考課制度を導入しており、それに伴い全ての専任教職員が年間の個人目標を立てることとしている。年間の目標を計画する際は、学園全体の中期計画、学長による大学年度運営方針、事務局長による事務局方針を踏まえ、各部署やセンター・委員会の所属長による年度方針や年度計画を基にブレイクダウンすることで、個々の教職員が全体像を認識し、ベクトルを合わせて目標設定を行っている。そのため、必ず上長の面談を経て目標設定が行われ、その目標が適切であるかが確認されることになっている。年間の業務は常に目標を意識しながら行われ、10月頃に中間面談が行われる。この中間面談では、目標に対する進捗の状況を確認することとなっており、進捗状況に対してその目標が適切であるか、上方もしくは下方修正は必要かについて面談を通して決めることとしている。年度の終わりには人事考課票により、評価が行われる。年度初めの年間個人目標の計画についての面談と併せ、前年度の評価についてのフィードバックが行われる。以上の人事評価活動及び目標管理制度は、本学が組織的に行う教職員の教育制度として実施しているものである。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

教員の研究環境として施設・設備面においては、以下のとおり整備され、適切に運用されている。

- ① 会議用テーブル、椅子、本棚、ロッカーなどの什器・備品が設置されている。また、すべての専任教員に研究室が割り当てられ、研究費による追加の購入・設置も認められている。守衛の警備時間外の機械警備に対応しており、24 時間 365 日、研究室を使用することが可能になっている。
- ② 研究専用ではないが、学内会議室の運用には余裕があり、研究会等での利用がなされている。
- ③ 講義室、ゼミ室、コンピュータ教室等は授業や入試行事以外に、学会、研究会等での利用に供されている。
- ④ 文科省の「地（知）の拠点整備事業」の採択に伴い、富岡市に学外サテライト施設があり、学外での社会調査や公開講座等の利用が可能となっている。

また、メディアセンター及び事務局教務課は教員の研究を支援する組織として、通常業務のほかに、以下の活動も行っている。

- ① 科研費以外の競争的研究費情報の提供
- ② 科研説明会、研究倫理講習会の実施
- ③ 科研費申請のための体制整備
- ④ 研究関連規程等（研究倫理規程、不正防止計画、教員個人研究費のためのガイドライン等）の整備

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学における研究倫理の審査はメディアセンターの所管であり、研究資料の所在情報の管理及び「ひとを対象とする研究」の届け出に伴う研究倫理の審査を担当している。また、研究倫理確立のために、関連する規程等の整備や管理を行っており、平成 29（2017）年度においては、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に適合させるため、関連する以下の規程等の改定を実施した。

- ① 「高崎商科大学 研究倫理規程」（「ひとを対象とする研究」計画書を含む）
- ② 「学校法人高崎商科大学公的研究費等取扱及び不正使用防止規程」

これらの規程を大学公式サイトで公開し、不正告発・相談窓口を設置するとともに、以下のような研究倫理に関する活動を行っている。

〔研究倫理講習会〕

10 月上旬に「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（日本学術振興会）に沿って、委員が関係法令や最近の事例等の説明を行い、その後、日本学術振興会が公開している e-learning の受講を行っている。

〔学部学生・大学院生への研究倫理教育〕

適切に情報倫理教育が行われるように必要に応じて FD 推進委員会に申し入れを行い、関連する科目のシラバスの確認を行っている。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

本学における学内の研究資金として以下の制度が整備されている。

〔教員研究費〕

すべての専任教員は年間 35 万円を上限として規定の手続きに沿って研究経費に充当することができる。また、「教員個人研究費のためのガイドライン」、「Q&A 集」が整備され、利用に供されている。

〔共同研究費〕

複数の教員が特定の研究課題について共同して行う研究を対象とする。1 件あたり上限 100 万円であり、大学協議会にて配分額が決定される。

〔教育改革研究費〕

教育理念に基づく教育の質的向上を図り、有用な人材を育成するための研究を対象とする。1 件あたり上限 100 万円であり、学長が審査、決定を行う学長裁量経費である。

〔地域志向教育研究費〕

地域を志向した本学の取組みを推進するための教育・研究等を対象とする。1 件あたり上限は教育活動助成が 30 万円、地域志向研究助成が 100 万円である。文部科学省「地（知）の拠点整備事業」の助成に伴い創設した制度であり、審査委員会の審査を経て、大学協議会に諮り、学長が適否及び交付額を決定する。

〔海外研修旅費〕

海外での学術研究、教育研究事情の調査研究などの研修に要する旅費を対象とする。1 人 1 件 40 万円を上限とし、詳細は規程で定められている。大学協議会の審査を経て、学長が配分を決定する。

研究に対する人的支援として、RA（Research Assistant）職等は設けていないが、学内外の研究費に関して、資金管理・検品等の使用管理事務において事務局が教員を支援しており負担軽減を図っている。

〔基準 5 の自己評価〕

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、学長のリーダーシップが規程等で制度的に担保され、また、大学協議会を中心とした補佐体制がその実効性を確保するために機能しており、役職者を中心とする教職員組織が教職協働で学長のリーダーシップのもと機能的に施策を遂行している。権限と役割を明確にした教学マネジメントが構築され、全学的に学長のリーダーシップを支援する体制が整備されているものと評価することができる。

また、個々の教職員は適切に配置され、FD・SD 活動を中心に様々な職能開発の機会が準備されており、教職員ともに協働しながら力を発揮し、能力を伸ばす環境の整備が進んでいる。FD 活動にあっては、FD 推進委員会により全学的・組織的な活動として実施され、教育内容・方法等の改善・工夫が積極的になされ、教育の質の向上に貢献している。SD 活動にあっては、学内外で様々な形で行われ、企画段階から教職員が主体的に参画し、高い効果を上げている。

こうした教職員の適材適所の配置と各人に対する効果的な職能開発に加え、教職員に対して継続性を保持した人事考課が適切に運用されることにより、大学の諸活動の成果を高め、効果的な大学運営に資する人材育成も図られていると評価することができる。

教員の研究環境は、施設設備面、規程等制度面、予算面で適切に整備されており、研究倫理を確保するための施策も取り組んでおり、外部資金も獲得できている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、令和 6（2024）年度日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、「適合」の評価を得ており、その際に、「改善を要する点」や「指摘事項」は特になかった。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

(学長の適切なリーダーシップの確立・発揮)

現状においては、学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制が構築され、必要な規程も整備されているが、予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成する観点から、絶えず点検・評価を行い、その結果を基に、改善・改革を進める必要がある。第三期中期計画においては、教学マネジメント体制について、本学が目指す教育を実現するため、教学マネジメント体制を一層強固なものとするため、PDCAサイクルを確実に履行し、その実効性を高めるための方策を検討し、実行することとしている。

(教員の配置)

これまで、建学の精神に立ち教育理念に基づいた教育目的及び教育課程に即した教員を確保し、設置基準に適合させるとともに、整備された規程のもと、カリキュラムの編成に応じた適切な教員配置を進めてきた。また、教員組織の活性化を企図した人事考課制度を導入し、教育・研究・学内業務・地域貢献活動などを対象とした考課結果を処遇にも反映させるといった改革も比較的短期間に行ってきたところである。引き続き、教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の確保・配置を行うべく、国際情勢や社会環境・ニーズなどの変化に対応し、教育の質の向上、大学ブランディング戦略を推進する。

(教員・職員の研修・職能開発)

大学教職員は、適切な環境を整備し、質の高い教育を提供する役割があるため、専門知識や教育スキル、方針の理解、運営・支援スキルの向上、協働する姿勢など、高い知識と能力、意識が求められている。

FD活動については、全学的、組織的な活動として定着し、教育内容・方法等の改善・工夫開発に資するものとして機能しているが、中期計画においては、さらに発展させ、教育の質向上を目指した教員団の職能開発の一環として、教員の個人的・集団的な日常的教育改善のための取組みを促進・支援するとともに体制整備を含め、多様なアプローチによる深化したFD活動を組織的に進めることとする。

SD活動については、SDへの取組みが、業務全体の効率性やレベルアップを図り、優れた教育サービスの提供を実現し、学生に提供する教育の質を担保し、さらに大学運営や教育環境の基盤を強化するものであることを踏まえ、人事考課制度による目標管理とのつながりを持たせ、将来的には職位や目的別の研修も企画、運営していくことが必要である。

また、近年の活発なSD活動によりスキルアップに対する意識や自己啓発意欲の高揚が確認されていることから、こうしたSDへの取組みに関する意識を醸成しつつ、部署単位あるいは職位単位、個人による研修の促進及び支援についても強化を図っていく。

(研究支援)

商学・経営学及び情報分野への研究並びに地域及び社会に関連する研究を一層推進するために、研究支援の環境整備、制度整備を進めるとともに中期計画に掲げた目標に向かって科学研究費補助金及びその他外部資金へ申請し、獲得を目指す。

以上のことから、評価機構が定める基準 5「教員・職員」を満たしていると自己評価する。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学は「学校法人高崎商科大学寄附行為」及びこれに基づく「高崎商科大学学則」のほか「内部統制システム整備の基本方針」に基づく関連諸規程等により管理運営を行っている。寄附行為の定めに基づき、理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、評議員会は重要事項について意見を述べ、理事長は法人を代表してその業務を総理している。役員及び評議員の選任についても寄附行為の定めのとおり、誠実に行っている。理事会の運営並びに法人業務の決定が、公正かつ円滑に執行されるために必要な事項を定めることを目的として、「学校法人高崎商科大学理事会規則」を設けている。

また、学校法人全体の業務の管理運営を適切に行うため、「学校法人高崎商科大学事務組織規程」、「学校法人高崎商科大学稟議規程」、「学校法人高崎商科大学文書保存規程」、「学校法人高崎商科大学文書取扱規程」、「学校法人高崎商科大学経理規程」、「学校法人高崎商科大学リスク管理規程」等をそれぞれ定め、その定めに従い業務が遂行されている。教職員全体に対する規律としては、「学校法人高崎商科大学勤務規程」、「学校法人高崎商科大学懲戒規程」、「学校法人高崎商科大学コンプライアンス規程」、「学校法人高崎商科大学ハラスメント防止に関する規程」、「学校法人高崎商科大学教育職員人事考課規程」、「学校法人高崎商科大学事務職員人事考課規程」等をそれぞれ設け、組織倫理及び行動規範を明確に定めている。

これらのことを自ら定期的に点検するため、「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部ガバナンス・コード」を制定し、毎年度末にはガバナンス・コードの遵守状況を確認している。確認した内容は「ガバナンス・コード適合（遵守）状況」として理事会に報告を行い、ガバナンス・コードと共に本学ホームページにて広く公表している。

学校教育法施行規則や私立学校法等の法令に定められた、公表すべき教育・研究に資する情報及び学校法人に関する情報については、本学ホームページの「情報公開」にて適切に公開している。また、法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて公開している。具体的には、海外の協定校、大学間連携、地域連携、産学官連携、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム等についての情報を積極的に公開している。

ガバナンス・コードの制定はなされているが、組織内外の認知がまだ高いとは言えない。全体会議や教授会、保護者懇談会、後援会総会、同窓会総会等の機会を活用し、教職員や

外部のステークホルダーへの周知を積極的に行っていく必要がある。また、ハラスメント防止については、現時点で特段問題は出ていないが、社会の急速な変化に伴い、SNS 上での誹謗中傷やジェンダー問題等、問題が多様化している。従来以上にハラスメント防止への意識を高めていく必要があるため、「学校法人高崎商科大学コンプライアンス規程」に基づき、学園全体研修やSD研修会等による意識の醸成を積極的に推進していきたい。

以上のとおり、各種規程に基づく運営を行っており、経営の規律と誠実性は維持しているものと自己評価する。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への取組みについては、省エネルギー機器の積極的な導入、太陽光発電設備の導入、各建物へのウォーターサーバーの配置、学内コンビニでのプラスチックバッグ有料化、リサイクル活動の推進、グリーンボンドでの資金運用等が挙げられる。

人権への配慮等については、「学校法人高崎商科大学コンプライアンス規程」、「学校法人高崎商科大学ハラスメント防止に関する規程」、「セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドライン」、「学校法人高崎商科大学公益通報者の保護等に関する規程」を制定しており、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、その他のハラスメントを明確に定義し、各種ハラスメントの防止及び対策等について適切に管理運営を行っている。また、教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び申立てに対応するため、ハラスメント相談員を置いている。

個人情報の保護に関しては、「学校法人高崎商科大学個人情報の保護に関する規程」を設け、個人情報の定義、管理責任者の配置、情報漏えいへの対応等を定め、体制の整備を行っている。

安全への配慮については、「学校法人高崎商科大学リスク管理規程」、「学校法人高崎商科大学安全衛生管理規程」、「学校法人高崎商科大学情報セキュリティポリシー」、「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 危機管理基本マニュアル」を整備している。「学校法人高崎商科大学リスク管理規程」は、発生のおそれがある、または既に発生した危機に迅速かつ的確に対処するための体制及び対処方法等を定めることで、学生や職員、近隣住民等の安全確保を図ることを目的に制定されている。当該規程には危機事象の対応区分をはじめ、対応の基本方針、体制、対処方法、事後対策等が規定されている。「学校法人高崎商科大学安全衛生管理規程」では、学校法人における安全衛生活動の充実を図り、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明確にし、教職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的として、学校法人の義務や衛生管理者及び産業医の配置、委員会の設置、健康診断の実施等が規定されている。「学校法人高崎商科大学情報セキュリティポリシー」は、学生や教職員等が情報資産を安全かつ適切に利用できるようにするための基本方針が定められており、当該ポリシーの下に「学校法人高崎商科大学情報ネットワーク管理・運用規程」、「高崎商科大学セキュリティインシデント対応規程」等が整備されている。「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 危機管理基本マニュアル」では各種災害や感染症、不審者対応、課外活動での留意事項等を定めており、危機を未然に防止し、また危機が発生した際に被害を最小限にとどめる対策を講じている。これにより、教職員及び学生の安全確保を行っている。

昨今の災害の状況と社会情勢の変化を勘案すると、「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 危機管理基本マニュアル」の見直しが必要と判断される。令和 7（2025）年度よりスタートした「第 3 期中期計画 2025-2029」に当該マニュアルのアップデートを行うことが組み込まれている。

以上のとおり、環境保全、人権、安全への配慮がなされた運営を行っているとして自己評価する。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会については、私立学校法に基づき「学校法人高崎商科大学寄附行為」第 11 条第 1 項において「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」とあり、明確に最終的な意思決定機関として位置づけられている。理事は寄附行為の第 6 条に規定されており、定めに従い適切に選任されている。さらに同条第 10 項には「理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。」と定められており、意思決定の体制は確立されている。また、同条第 11 項では「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」とあり、書面での意思表示が可能となっている。理事会は基本的に全理事が出席するが、この措置により、不測の事態でも意思決定ができる体制が整っている。「学校法人高崎商科大学理事会規則」第 2 条では、副理事長及び常務理事を置くことができることになっており、また、第 9 条には「理事会の承認を得て学園長及び顧問又は理事長の指名する者を同席させることができる。」とあり、理事会機能の補佐体制は構築されている。これらをもって、理事会は適切な運営体制が構築されている。なお、令和 7（2025）1 月に私学法改正に伴う寄附行為の改定についても認可が得られており、「学校法人高崎商科大学理事会規則」についても同年 3 月に理事会の承認を得て改定され、更なる体制の整備がなされている。

理事会は定期的開催されており、令和 6（2024）年度においては年間 8 回開催された。各回において、予算、決算、事業報告、事業計画、寄附行為の改定、規程の制定及び改定等、法人及び各部門に関する重要事項が審議され、確実に執行されている。また、「学校法人高崎商科大学理事会規則」第 10 条に規定するとおり、財務や学務、企画・広報等の重要な業務については常勤理事が担当する定めとなっている。常勤理事が責任をもって各業務を担当することにより、理事会が状況をより把握できるだけでなく、意思決定もスムーズとなり、専門性も高まる。この体制を採ることにより、機能性と機動性を実現している。

理事会の運営をより円滑に行うため、また学校法人運営に関する重要事項を深く議論するため、「学校法人高崎商科大学法人企画調整会議設置規則」に基づき企画調整会議を設置している。構成員は同規程第 2 条に「法人企画調整会議は、理事長、法人の設置する学校

の長及び法人本部長をもって構成する。」と規定されており、理事長を含む常任の理事による会議体となっている。当該会議において現場の状況を把握し、課題を共有することで、適切な意思決定が行える仕組みになっている。

日常的な案件については、「学校法人高崎商科大学稟議規程」に基づき、決裁を行っている。稟議事項は同規程第3条に規定されており、定めに従い事務処理が適正になされている。また、より機動的な意思決定を行うため、ワークフローによる稟議体制を導入している。これによりスピーディーな案件処理が可能となっている。

以上のとおり、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制が整備されていると自己評価する。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

使命・目的の実現のため、本学校法人では5年間の中期計画を策定している。令和6(2024)年度において運用されていた中期計画は令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5年間の計画であり、当該年度は中期計画の最終年度となる。中期計画には高崎商科大学並びに高崎商科大学短期大学部の Mission と Vision が明確に記載されており、それに基づいた活動項目や担当組織も詳細に示されている。

中期計画が示す方向性に従い、大学の年度運営方針が策定され、さらにこれに基づき、各センターや委員会、事務局の年度方針や計画が設定される仕組みになっている。これらの方針や計画に基づき、各教職員が個人目標やアカデミック・ポートフォリオを設定する。個人目標については、10月頃を目安に進捗管理の人事面談が人事考課者によって行われ、3～4月には人事考課が行われる。この考課結果を受け、次年度の目標設定を行う仕組みになっており、PDCA サイクルが機能している。このように使命・目的の実現に向けた継続的努力の体制は構築されている。

令和6(2024)年度の後半には次期中期計画である「第3期中期計画 2025-2029」の策定を行った。学校法人が示す基本の方針及び骨子を基に策定されており、法人全体が掲げる使命・目的と一貫性をもったものとなっている。当該中期計画は2025年4月に行われた教職員全員が集まる全学会議において学部長から詳細に説明がなされており、大学組織全体で使命・目的の達成に向けた体制が構築されている。

また、令和6(2024)年度には事務職員の目標設定に使用するフォーマットの改善を行った。従来のものと比べ、より中期計画や年度方針等と高い関連性をもって目標設定を行う形となっており、個々の活動が学園全体の使命・目的と連動する仕組みとなっている。

以上のとおり、中長期的計画の策定、またそれを基とした目標や計画のブレイクダウンが行われる体制が整備されており、使命・目的の実現への継続的努力はなされていると自己評価する。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

6-2-①にも記載したが、本学は、法人の各管理運営機関の意思決定を円滑に行うため「学校法人高崎商科大学法人企画調整会議設置規則」に基づき企画調整会議を設置している。当該会議は理事長をはじめとする、法人本部長、大学長、高校長、幼稚園長の常任理事で構成されており、原則毎月1回開催されている。また、理事長、法人本部長、大学長の3者は日頃よりコミュニケーションを取っており、非公式なミーティングを頻繁に行っている。3者の意思疎通はスムーズであり、両者が理事長をサポートする体制も構築されている。この体制により、理事長の意思や声が各部門に届く環境が構築されており、リーダーシップを発揮できる体制が整備されている。

大学の意思決定においては、「高崎商科大学協議会規程」に基づき設置されている大学協議会が大きな役割を担っている。同規程には、大学協議会は「全学的な調和を図り大学運営を円滑に行うため、学長の諮問に応じ、必要な事項について協議する」と定められており、教育課程に関すること、学則や規程の改廃に関すること、将来の計画や全体の方向性に関すること等、大学の運営に直接関連する重要な事項について議論を行い、意思決定を円滑にしている。同会は学長をはじめ、学部長、学科長、各センター長、学生部長、事務局長、事務局次長、法人本部長を構成員としており、経営や教育についての専門的な知識や豊富な経験を有する役職者が揃っている。また月1回の頻度で開催することにより、重要事項を迅速に議論できる体制が構築されている。本会議体に法人本部長が入ることで、法人と大学の意思疎通及び連携を図っている。

大学教授会も「高崎商科大学教授会規程」の規定に基づき設置されており、学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること、学位に関すること、追再試験に関すること、学生の賞罰に関すること、その他教育研究に関する事項について審議を行っている。月1回開催しており、必要に応じて臨時教授会を開催し、意思決定は円滑に行われている。

また、これらの意思決定を助ける組織として、「高崎商科大学教授会規程」第8条の規定に基づき、複数の委員会組織を設置している。各委員会は複数の専任教員と事務職員によって構成されており、教職協働の体制の下に各分野の事案が議論され、大学全体の意思決定を助けている。これらの委員会やセンターでの教職員の提案や声は教授会や大学協議会を経て、学部長や学長から理事長に届く。事務職員の提案や声は、「学校法人高崎商科大学事務組織規程」の第26条に定める部課長連絡会議を経て、法人本部長から理事長に届く。このように提案や意見をくみ上げる仕組みも整備されている。

以上のとおり、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は適切かつ円滑に行われていると自己評価する。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェック体制については、「学校法人高崎商科大学寄附行為」の定めに基づき、理事会、評議員会が設置され、適切に機能している。また、同寄附行為第5条に監事を置くことを定め、第7条の規定に基づき、適切に選任している。選任された監事は同寄附行為の定めに従い、当該会計年度終了後2か月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。また、監事は理事会に出席し、意見を述

べている。監事は、研修依頼文書のとおり、文部科学省主催の監事研修会に毎年出席し、監事業務の支援及び質向上に努めている。令和 5（2023）年度には、監事を含めた役員を対象とした BD 研修（Board Development）を実施した。研修を通じて教育業界を取り巻く環境や課題を把握することにより、より適切な職務執行が可能となる。

評議員についても、「学校法人高崎商科大学寄附行為」第 23 条の定めに基づき、適切に選任を行っている。評議員の出席状況及び評議員会の運営は適切に行われており、法人の業務や財産の状況、役員の業務執行状況について意見を述べる機会がある。「学校法人高崎商科大学寄附行為」第 21 条に定める、諮問事項についても漏れなく意見聴取が行われており、チェックの機能を果たしている。

また、「学校法人高崎商科大学内部監査委員会規程」の規定に基づき、毎年度、理事長の命の下に内部監査が行われている。内部監査は業務監査及び会計監査を行うことと定められており、監査結果に基づき改善の指示が出されている。

以上のとおり、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは適正に機能していると自己評価する。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

本学園では「中期計画」の中で、財政基盤に関する目標として、「収支バランスを考慮し、安定した財政基盤の確立」を掲げている。

貸借対照表における法人全体の令和 6（2024）年度の資産状況は、資産総額 12,020,796 千円、負債総額 977,019 千円、正味財産 11,043,776 千円である。総負債及び純資産の合計（総資金）に占める純資産（自己資金）の割合である純資産（自己資金）構成比率は、91.9%であり大学法人の全国平均 88.2%（日本私立学校振興・共済事業団「令和 6（2024）年度版 今日の私学財政」の令和 5（2023）年度 大学法人〈医歯系法人を除く〉データ）を上回っており、財政は安定している状態である。

資産関係では、固定資産構成比率は令和 6（2024）年度末 80.2%で全国平均の 85.8%より低く、現金預金が中心となる流動資産構成比率は全国平均 14.2%に対し 19.8%と高くなっている。

負債関係では、平成 29（2017）年度に大学・短大の校舎建設資金として日本私立学校振興・共済事業団より長期借入を行ったため増加したが、負債総額は年々減少してきている。総負債比率をみても、令和 6（2024）年度末では 8.1%と全国平均の 11.8%よりも低い数値であり、健全な財政状態を維持している。また、流動比率は、全国平均の 267.1%を大きく上回る令和 6（2024）年度末 439.9%であり、内部留保資産比率は 29.7%で全国平均

の 28.2%を上回っており、負債に備える資産の蓄積は十分にされている。

他の貸借対照表関係比率を見ても、各年度とも大学法人の全国平均と比較して良い評価となっていることから、安定した財務基盤が確立されていると言える。

6-4-② 収支バランスの確保

法人全体の資金収支の状況については、毎年度安定した繰越支払資金を維持している。活動区分資金収支における教育活動の収支バランスを表す比率である教育活動資金収支差額比率についても 12.7%（全国平均 12.7%）となっている。

また、事業活動収支においても基本金組入前当年度収支差額は、収入超過を継続してきている。日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標である経常収支差額比率は令和 6（2024）年度は 4.1%とプラスであり、「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においては「A 区分」のうち「A3」の正常状態に位置しており、財政基盤は安定し、収支バランスは確保されている。

一方、法人全体の支出について最も大きな割合を占める人件費に係る人件費比率は、令和 6（2024）年度は 55.4%と全国平均の 50.9%（「令和 6（2024）年度版 今日の私学財政」の令和 5（2023）年度 大学法人〈医歯系法人を除く〉データ）を上回っている。教育研究経費比率は 33.7%（同 36.6%）、管理経費比率は 6.5%（同 8.7%）と良好な状態にある。なお、当年度収支差額については、令和 4（2022）年度は 86,039 千円、令和 5（2023）年度は 57,406 千円の収入超過であったが、令和 6（2024）年度は 29,780 千円の支出超過となった。

大学部門の財務状況についてみると、基本金組入前当年度収支差額及び当年度収支差額は、令和 4（2022）年度から令和 6（2024）年度にかけて収入超過を確保している。

令和 6（2024）年度の学生生徒等納付金比率は 80.2%（全国平均 80.4%〈日本私立学校振興・共済事業団「令和 6（2024）年度版 今日の私学財政」の令和 5（2023）年度 大学部門〈系統別〉単一学部・社会科学系学部データ〉）で、全国平均とほぼ同率である。また、補助金比率は 14.9%（同 12.0%）、人件費比率は 43.5%（同 50.4%）、教育研究経費比率は 36.8%（同 37.0%）、管理経費比率 6.0%（同 13.0%）であり、各数値とも良好な状態で推移してきている。

大学部門の収入と支出のバランスは確保され良好な状態にあり、令和 6（2024）年度の経常収支差額比率は 13.3%（同△1.3%）、事業活動収支差額比率は 13.3%（同△1.8%）となっており、令和 5（2023）年度に引き続きバランスが保たれた状態となっている。

また、外部資金に関しては、本学では、大学の教育研究の活性化や外部資金の獲得のため、年度運営方針として科学研究費補助金を始めとする外部資金に 1 人 1 件申請することを掲げており、科学研究費について、令和 6（2024）年度は研究代表者 1 人、研究分担者 1 人が獲得している。

文部科学省等の補助金について、令和 4（2022）年度から令和 6（2024）年度にかけて、「私立大学等改革総合支援事業補助金：タイプ 1」に採択されている。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学園では、令和 2（2020）年度に「学校法人高崎商科大学第 2 期中期計画（令和 2（2020）

年度～令和6（2024）年度）を策定し、計画に基づく適切な財務運営を行っている。

中期計画においては、大学・短期大学部・高等学校及び幼稚園の設置学校ごとの教育や学生支援等の計画だけでなく、財務計画のほか、経営、管理等に関する計画も策定されており、その中で財政基盤に関する目標として、「収支バランスを考慮し、安定した財政基盤の確立」、「収入増加の方策への積極的な取組み」、「経常的経費や事業経費の見直しによる支出抑制」を掲げている。

毎年度の予算編成においては、この中期計画と学園財政の収支見通し等を踏まえた予算編成方針により、各学校の事業計画に基づき提出される予算要求について、各事業の優先度や金額の妥当性等を法人本部において精査し、理事会を経て予算に反映している。

令和6（2024）年度は、事業計画に基づき、大学・短期大学部の教室における映像音響設備入替工事、地中電線路ケーブル入替工事、カーポート設置工事のほか、附属高校の並榎キャンパス部室棟建築工事、保健室空調機器入替工事、幼稚園においてキュービクル入替工事を実施している。なお、資金計画においては、学園運営の健全性に影響を及ぼすことのないよう十分留意した計画としている。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

法人及び大学の会計処理は、学校法人会計基準に基づき、「学校法人高崎商科大学経理規程」及び「学校法人高崎商科大学経理規程施行細則」に則り適正に処理されている。

本法人の予算制度は、先ず法人本部より前年度10月に予算編成方針を各設置学校及び各部署に対し、学園の財政状況と併せて示し周知する。その後翌年1月中旬に各部署から提出された予算要求についてヒアリングを実施し、各部署の事業計画並びに各事業の優先度や金額の妥当性等、全体の収支バランスを考慮し調整を図った後、次年度の事業計画及び予算案として編成している。決定した予算は、各部署の予算要求担当者に対し説明し、併せて予算要求担当者から各課員に内容を周知させている。

予算執行は、経理規程に基づき円滑に行われている。日常的には、承認済の予算に基づき、物品購入依頼伝票を起票し、各部門の部課長が承認の後、総務課に提出される。ただし、10万円以上のものは稟議書により理事長決裁としている。伝票は、会計システムに入力するとともに、締め日を20日として同課で集計され、当月末日を支払日としてインターネットバンキング等による振込み又は現金集金により処理している。これらの支払いの処理と会計の処理は、総務課内で段階的に複数人のチェックの後、法人本部長の最終承認を行っており、チェック機能の働く体制をとっている。

また予算は、3月に本予算を編成し、評議員会の意見聴取を経て理事会に諮り審議決定しているほか、5月には各設置学校の在籍者数や前年度決算額の確定に伴う補正予算（1回

目)を、2月には年度中のここまでの実績と3月までの見込みに基づき、補正予算(1回目)と乖離がある科目について補正予算(2回目)を編成し、評議員会の意見聴取を経て理事会に諮り審議決定しており、決算と大きな差異が生じないようにしている。

会計年度終了後は、2か月以内に決算書類を作成し、公認会計士による監査及び監事による監査を受け、理事会にて審議決定した後、評議員会に報告し意見を求めている。なお、監事より監査報告書が理事会及び評議員会に提出され、報告されている。

また、会計処理における不明な点は、文部科学省、群馬県、日本私立学校振興・共済事業団や公認会計士に適宜照会し、適切な処理が行えるよう指導・助言を受けている。

会計システムにより、予算の執行状況も迅速に把握できるなど、円滑かつ適正な会計処理が実施されている。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人における監査は、公認会計士による監査と監事による監査とにより行われている。公認会計士による監査は、会計伝票、元帳、証憑書類、稟議書及び試算表による照合と物品購入等手続きの確認や業務手続の確認等により実施されており、期中における会計処理の状況監査と決算終了後に最終監査を受けている。

監事は理事会及び評議員会に毎回出席し、法人の業務、財産の状況及び各設置学校の管理運営の状況をチェックすると共に、理事会などで来学する際に状況を見て、法人財務担当者よりその都度財務状況の報告を受けている。なお、毎年5月には期末の決算に係る監査を実施している。

また、決算における会計監査時や年度途中において、公認会計士と監事、法人本部長及び法人財務担当者により状況報告や意見交換する機会を設けている。

以上のことから、会計監査の体制は整備され、厳正な監査が実施されている。

【基準6の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では学園全体として「求める人材像」を策定し提示している。これは学園に所属する全教職員に向けて策定されたものであり、SD活動の指針にもなっている。また、掲げた人材像の育成を目的とし、学園主催の研修を設けている。当該研修は大学、短大はもちろんのこと、附属高校や幼稚園等に所属する教職員も対象となっており、幅の広い学びを特徴としている。令和6(2024)年度は「人事考課制度研修」、「人事考課と目標管理研修」、「事務職員管理者研修」、「海外研修」が行われた。当該研修は、研修で得られる知識やスキル等に加え、他の学校の教職員との関係性構築も担っており、学園全体を俯瞰した教育制度として機能している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検・評価活動及び外部による評価で発見された課題は以下となる。

- ① 内外を含めたガバナンス・コードの更なる周知
- ② コンプライアンス教育の実施

- ③ 危機管理マニュアルのアップデート
- ④ 理事や監事、評議員を対象としが研修（BD）の実施
- ⑤ 中期計画の定期的な進捗管理

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

上記課題に対しては以下の通り取組みを行う予定である。

① 内外を含めたガバナンス・コードの更なる周知

私立大学協会によりガバナンス・コード 2.0 が公表され、本学でも同ガバナンス・コードを活用することが理事会にて決定された。令和 7（2025）年度前半を使い、内容の精査を行い、年度後半には全教職員に周知できる様、準備を進める。

② コンプライアンス教育の実施

令和 7（2025）年度より内部統制システムの整備に伴い、各種規程が整備された。これらの周知と内容の理解を進めるため、年度内に規程の説明とハラスメント事例の紹介を含めた研修会を開催する。

③ 危機管理マニュアルのアップデート

危機管理マニュアルのアップデートについては、第 3 期中期計画にも盛り込んでおり、担当部署である総務課が計画的に進めていく。

④ 理事や監事、評議員を対象としが研修（BD）の実施

前述したとおり私学法の改正により、役員の権限や立場に変化が生じた。特に監事及び評議員の権限は大幅に強化された。今後の役員の在り方を考え、必要とされる知識を修得するため、令和 7（2025）年度中に理事長を中心に BD 研修を企画する。

⑤ 中期計画の定期的な進捗管理

中期計画は大学組織全体の方向性を示すものであり、諸活動の指針となる。そのため、毎年度確実に進捗の管理を行い、取組み状況の共有を全学会議にて行う。この取組み状況を理解したうえで、センター・委員会及び各事務部門は年間の計画を立案し、年度末には自己評価を行う、という PDCA サイクルを構築する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

①大学施設の開放、公開講座、大学が有する人的資源・知的財産の還元

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、大学が有する人的資源・知的財産の還元

本学では、高等教育機関としての使命である社会貢献を果たすため、本学の教育理念に基づき、地域連携、企業連携、高大連携を通じて地域課題の解決や産業振興、人材育成を推進している。地域の大学として、地域社会やビジネス社会の持続的な発展に寄与することを目指し、本学の「研究教育活動」と「地域、企業、高校等の教育機関」を具体的につなげていくハブの役割を果たすために「社会連携センター」を設置している。また、地域社会、企業、高校などに対する窓口機能を果たし、地域産業・文化の振興と次世代の人材育成に貢献している。大学施設の地域社会への開放としては、大学の教育・研究活動に支障を来さない範囲で、地域社会に対し大学施設の開放を行っている。令和 6（2024）年度には 85 件の施設貸出実績があり、グラウンド、会議室、講義室等の貸出が含まれ、地域の各種団体による文化・スポーツ活動や学びの場として活用されている。

本学が主催し、地域に開かれた事業として「地域創造フォーラム」は、地域連携・社会貢献事業の報告やシンポジウム の場として地域との対話の場づくりの一環に位置付け、毎年開催し、地域課題に対する議論・情報共有の場と提供などを通じて大学と地域社会との関係性を深めている。「TUC キッズラボ」は、小学生を対象に本学教員の専門性を活かした体験型学習プログラムを提供し、子どもたちの興味や関心を引き出しながら学問の楽しさを伝えることを目的とし、将来地域を担う人材の育成に寄与するとともに、学生教育にとどまらず地域の教育環境の充実を図ることで、大学が“知の拠点”として地域社会において重要な役割を果たしている。その他、「彩霞祭（学園祭）」や「七夕祭」など、地域住民に開かれた形で実施しており、地域との交流促進に貢献している。

本学図書館は、学外の一般の方にも開放をしており、令和 6（2024）年度は入館者数 88 名、図書貸出冊数 125 冊の実績がある。地域住民が学術資料にアクセスできる環境を整備するとともに、生涯学習支援の一環として機能している。

また、公開講座の実施により専門的な知識やスキルを地域住民にわかりやすく提供する講座を定期的に開催し、令和 6（2024）年度は 26 講座 315 名の受講者がいた。さらには小学生を対象とした体験型学習プログラムを実施し次世代育成に寄与している。本学では大学が保有する施設、人的資源、知的資産を積極的に地域社会へ開放・提供しており、「大学の物的・人的資源の社会への提供」を十分に満たす活動を継続的に実施している。今後も、大学の社会的責任を果たすべく、地域ニーズに即した柔軟かつ多様な連携の取組みをさらに推進する。

A-2. 地域社会との連携

① 大学と地域社会との連携・協力関係の推進

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 大学と地域社会との連携・協力関係の推進

本学では包括連携事業のほか、地域からの要請に応じ、大学の専門性を活かした業務委託事業も実施している。令和 6（2024）年度には、地域公共団体等からの委託を受けて 2 件の業務を遂行した。これらの事業では、大学教員や研究者の知見が政策立案や実務支援に活用され、地域の実務的ニーズに応える取組みとなっている。連携活動として令和 6（2024）年度、130 件以上の連携活動を行い延べ 1,400 名以上の学生が参加した。

また、本学では、地域社会との接点を深める手段として、ボランティア活動も積極的に推進している。令和 6（2024）年度には、地域イベントの企画運営、当日の補助などの支援活動等、41 件のボランティア活動に 174 名の学生が参加した。これらの活動は、地域との信頼関係の構築に加え、学生の社会的責任感や実践力を育む機会となっている。

〔基準 A の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

甘楽町とは、平成 31（2019）年に地域資源を活かした持続可能なまちの実現のため、人材育成、産業振興、地域づくり等の様々な分野において相互に協力することを目的とし包括連携協定を結び、連携事業の一環で「甘楽の天然水商品化プロジェクト」を実施した。このプロジェクトは、大学と住民・関係機関・団体・企業（いわゆる産官学民）が連携・協力し、それぞれが持つ知見やノウハウを活用して、日本名水百選の「雄川堰」の源水である稲含山の天然水（500ml ペットボトル）の商品化を通じて、いつ起こるかわからない自然災害への備えとして、飲料水等の備蓄を促すきっかけづくりとすることをはじめ、町の観光 P R、水源・森林保全、食品ロス対策、分別・リサイクル、環境問題対策や水を大切に使う心を醸成するための教育の推進など、様々な取組みを展開しようというプロジェクトである。商品化した「かんらの天水」は令和 5 年度グッドデザインぐんま商品選定事業選定商品・受賞商品に決定している。

このプロジェクトは、商品化以降も「守り 育て 未来へつなぐ水源・森林保全プロジェクト」として、大学生が「水源・森林保全の推進」の研修会や現地視察、植林体験などに参加し、また、小学生との交流事業として大学生がファシリテーターとなり、小学生へ水源・森林保全の推進の大切さを伝える授業を実施するなど、様々な取組みを継続実施している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学は、「地域連携委員会」「地域推進会議」を年 1 回開催し、地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。地域連携委員会は本学における地域連携業務の円滑な遂行と改善を図るため、上信電鉄沿線の観光協会を中心としつつ、地域団体を含め組

織している。地域推進会議は、本学と包括連携協定を締結してる地元自治体や企業等を中心に組織し、連携活動を円滑かつ効果的に推進すべく設置している。様々な角度から連携活動推進に向けた議論を展開するために2つの組織合同の会議を開催し、本学の地域・社会への貢献についての取組に関して協議を行っている。令和6（2024）年度においては、「上信電鉄沿線地域の活性化を目指した観光施策の検討」「地域で活躍できる人材育成のために、大学教育に求められる「学び（科目）」のあり方」を議題とした。課題として「地域文化・伝承の継承と若年層の関与の不足」「学生の地域参画とビジネス創出の可能性」「観光資源の活用と交通施策の連携」「人材育成と地域密着の推進」などが挙げられた。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

「地域推進会議・地域連携委員会」や地域から出た課題を受け、本学では、大学全体で地域を志向した教育・研究・社会貢献を推進することを使命とし、この使命を達成するために今後も地域社会と連携し、シーズ・ニーズのマッチングを進め課題解決を実施してゆく。また、実学重視の理念に基づき専門的な教育を施してゆく。地域団体や住民との交流・学習・協働活動を充実させることにより、地域の大学に対する要望や現在の活動における意見等を吸い上げ、地域連携活動及び本学の教育の質の向上を目指す。

基準 B. 課外プログラム

B-1. 課外プログラムの活動状況と成果

① 3.5本の矢企業連携

（1）B-1の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

（2）B-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 3.5本の矢企業連携

① 3.5本の矢プロジェクトの概要

「3.5本の矢プロジェクト（産学連携教育）」とは、革新的な社会活動を行う企業と連携し、次世代を担う学生を本学の DP に即して育成する取組みである。全てのプロジェクトは実践参加型の PBL（Project Based Learning）の方法を導入している。平成 28（2016）年度に本プロジェクトが立ち上げられた当初の連携企業であるアドビ株式会社、楽天株式会社、株式会社電通の3社を「3本の矢」と見立て、成長の可能性を秘めた「0.5本の矢」である学生を4本目の矢として世に放つというコンセプトのもと「3.5本の矢」と命名した。

これまで地元を中心に60社以上の企業や自治体と連携実績があり、大学・短大に加え高大連携として附属高校も含め、延べ560名以上の学生・生徒が参加している。各プロジェクトは、社会連携課産学連携グループで企画し、企画内容に沿った専門領域の教員1名がプロジェクトリーダーとして主導している。なお、令和6（2024）年度実施プロジェクトは【表 B-1-1】に示す。

【表 B-1-1】 令和 6（2024）年度実施プロジェクト

タイトル	連携企業	目的	参加学生数
つる舞う 商品開発	株式会社つるまい本舗 群馬県農政部 有限会社デザイン・ゲン	群馬のお土産の商品開発	11
FUJI Cube ※継続中	株式会社不二家 群馬県農政部	地域版お菓子（カントリーマム）の商品開発	26
GIN プロジェクト	群馬県 株式会社プレマフーズ	脱炭素に向けたビジネスプラン実行	12
パスタをつくる。	ジャバスタリア 株式会社 DALE JIMBA 株式会社 高崎市商工観光課	「高崎といえば〇〇パスタ」を創り上げるブランディングプロジェクト	14
発掘！県民エモグルメ	高崎ターミナルビル株式会社 合同会社 MINATO R Baker 玉むすび まゆ菓優田島屋	“群馬いろは”で扱っていない、「土産」を発掘、PR や販売を通じて、地域活性化を目指す	10
尾瀬高校魅力発信プロジェクト	株式会社電通 株式会社ワークバンド	高大連携を通じて、ファシリテーションと「広告」を実践する	7
イオンモール CDP2023-2024	イオンモール株式会社	モールに人と人が繋がるコミュニティを創出させる	35
イオンモール CDP2024-2025 ※継続中			31

② DP に即した実践的なプログラムの構築

各プロジェクトは、実社会の企業活動を行うプロセスに倣ったシラバスを作成し、公募を行っている。また、プロジェクトを通して修得できる能力（DP に即したコンピテンシー）を設定し、その能力を修得、定着させるためのインプット・アウトプットが体系化されている。約 4～7 か月の期間で全体のワークショップを 10 回～15 回、それに加えチーム別のワークを複数回設けており、個人・チームの目標の達成状況に応じて教職員が指導している。

学生の能力の修得を検証するために、DP ルーブリック 自己評価（DP に即したコンピテン

シーをルーブリック表にしたもの)を導入し、教職員が解説とヒアリングを行ったうえで、プロジェクトの事前、中間、事後に実施している。DP ルーブリックを導入した平成 30(2018)年度から全ての項目において、プロジェクト後の能力上昇がみられている。

③ 課題解決型（PBL 型）教育プログラムの構築

各プロジェクトを PBL 型で実践するため、実社会に即した明確な目的の設定と、目的達成のための課題発見も学生が行う。その課題を解決するため、実践に即した仮説をたて、その仮説を検証するための情報収集を行う。原則 3～5 人の学生でチームを組み、個々で集めたエビデンスを共有し、課題解決に向けてチームで取り組む。プログラムによっては、チームで立案した企画（解決策）を連携企業に提案・プレゼンテーションし、採用された場合には、企画を実施することができる。プロジェクトの最後には、企画の検証（振り返り）を行い、個々のキャリア形成へと反映させるサイクルとなっている。またこれらのプロセスはすべて「Melly」等の学内専用コミュニケーションツールを通じて情報の共有が行われることに加え、Google ドライブ等を使用し Web 上で共同作業を行うなど ICT を積極的に活用している。

④ 学修者本位の教育プログラムの実現

各プロジェクトのプロセスでは、1 人ひとりが主体的に取り組めるよう、学生全員が何かしらのリーダーを担当する「シェアド・リーダーシップ」を取り入れている。また、学生自身が DP に沿ったコンピテンシーの上昇を実感できるよう、プロジェクトの最後に行われる振り返りワークにて、DP ルーブリックを使用して、自己成長の分析を学生自身が行っている。連携企業とは、企画提案等プレゼンテーションを経て、イベント運営や商品販売といった実社会と同様に利益を伴うビジネスを協働で行っている。そのため成果も厳しく問われるものの、これまでのアンケートでは参加した学生の満足度は 100%であり、また 99%の学生が成長を実感している。参加学生は楽しみながらも主体的に挑戦することで、チームワークの重要性を理解しつつ、様々な能力を高めた。

B-2. 課外プログラムの活動状況と成果

① 経理研究所における会計教育プログラム

1) B-2 の自己判定

「基準項目 B-2 を満たしている。」

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-① 経理研究所 会計教育プログラム

① 会計教育プログラムの概要

経理研究所は本学の教育理念に基づき、簿記、会計、経理領域に関する学術研究及び教育水準の向上を図るとともに、地域社会ならびに地域産業の発展に貢献することを目的に、平成 26(2014)年に設置された。「会計プロフェッショナル講座」は、経理研究所における会計教育プログラムであり、会計を通じて社会に貢献するという志を高く持つ会計のプロ

フェッショナルを育成することを目的に開講されるものである。簿記を初めて学ぶ学生から、プロフェッショナルを目指す学生まで、能力や目標に応じたプログラムを受講することができる構成となっている。

また経理研究所は、会計に特化した高大連携「Haul-A プロジェクト」の実施を通じて、全国の高校支援にも積極的に取り組んでいる。

② 会計教育プログラムの成果

「会計プロフェッショナル講座」の受講を通じた本学学生の実績は以下のとおりである。なお実績は平成 26（2014）年以降、令和 7（2025）年 3 月 31 日時点までの累積である。

公認会計士試験（論文式）	37 名
公認会計士試験（短答式）	55 名
税理士試験（簿記論）	98 名
税理士試験（財務諸表論）	85 名
全経簿記上級	50 名
日商簿記 1 級	99 名

【基準 B の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、実践型 PBL を核とする「3.5 本の矢プロジェクト」及び高度専門人材の育成を目的とした「会計プロフェッショナル講座」を中心に、課外プログラムの充実を図ってきた。前者では、全国的企業（アドビ、楽天、電通）との連携を端緒に、現在では 60 社を超える地域企業や自治体との協働を実現し、延べ 560 名以上の学生・生徒が参画した。学生は地域課題の発見から仮説立案、調査、提案、実施、振り返りまで一連の実践サイクルを経験し、DP（ディプロマ・ポリシー）に基づく能力の向上を確認している。また、学修者中心の設計を特徴とし、全員が何らかのリーダー役を担う「シェアド・リーダーシップ」や自己評価による成長実感の可視化が導入されており、満足度 100%、成長実感 99%という高い成果を示している。後者の会計教育プログラムでは、公認会計士や税理士試験合格者を多数輩出し、高大連携「Haul-A プロジェクト」を通じて全国 59 校との教育連携を推進するなど、地域・全国規模での教育貢献を果たしている。これらは本学の教育理念と DP に直結した、特色ある取組みである。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

これらの課外プログラムは、多くの成果を挙げている一方で、特に PBL 型教育においては長期的な学修プロセスの中での学生のモチベーション維持が大きな課題である。自己点検及び、教職員間のフィードバックによって、教員の介入度合いと学生の主体性とのバランス調整が難しい局面があることが明らかとなった。このことは、プロジェクトの成否や教育効果に直接影響するため、特に課題として認識されている。また、プロジェクトの多様化と高度化に伴い、学生の初期スキルの差異や学修支援体制の均質化も課題である。会

計教育プログラムにおいても、優れた実績の裏で、基礎的スキルが不足した学生の定着支援や継続的学修への動機付けが必要である。高大連携プログラムにおいては、提携校間での教育内容や学力水準の差も今後の連携深化において課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学は、課題発見と自己点検に基づき、より柔軟かつ学生主体のプログラム運営を目指している。「3.5 本の矢」プロジェクトでは、教職員による一方的な指導ではなく、学生のモチベーションを引き出すためのフレームワーク（例：目的の明確化・成果共有・成功体験の積み重ね）を随時導入し、プロジェクト構成を固定化せず柔軟に改編できる設計により、学生の意欲の維持と向上を図っている。また、DP ルーブリックを活用した自己評価・振り返りを通じて、学生の成長実感を可視化させ、学修の意味づけを高めている。会計教育においては、入門層へのきめ細かな支援を強化するとともに、Haul-A プロジェクトの質的向上と拡大により、高大接続の一層の充実を図る方針である。全体として、今後も社会の変化に対応しつつ、情報基盤を活用したプロトタイピングの実践を通じて、新たな課外学修の価値を創出する。

以上のことから、評価機構が定める基準 B「課外プログラム」を満たしていると自己評価する。

V. 特記事項

1. 商学部の特性を活かした教職課程の設置・運用

特記事項の第一点は、高等学校教諭一種免許状「商業」及び「情報」（経営学科のみ）を取得することができ、地域を支える高校教員を養成しているところにある。

特記事項の第二点は、地域を支える高校教員の養成を行ううえで、本学の建学の精神・理念に則り、また令和の学校型教育の構築をめざし、本学における教員養成の理念、目的、そして商学部として掲げる育成する高校教員像を設定している。

特記事項の第三点は、学生のための指南書、『教職課程履修の手引き』を作成、そして教職指導・教育支援、教育学教育担当教職課程専任教員の業績と教育活動を、それぞれ大学ホームページにて情報公開しているだけでなく、年2回発行される『高崎商科大学教職研究年報（前期及後期号）』にそれらを収録し、公衆配信している。また、この『教職研究年報』には、在学生の体験活動や教育実習を基盤とした4年間の教職課程での学びの集大成としての学生論文も収録されている。

特記事項の第四点は、地域を支える小・中・高・特別支援学校教員を輩出しているところにある。彼らは、地元・群馬県にとどまらず、全国各地で活躍している。さらには、社会福祉関係施設や塾講師など、多様な場面でも活躍している。

特記事項の第五点は、主に本学出身の現職教員と教職課程履修学生との関係性が強いことである。正課外での教職課程行事、例えば学園祭時のシンポジウムや研究会の開催、教育実習のための模擬授業合宿などでは現職教員の招聘を積極的に行い、学生との交流を密に行うことで強い関係性が築けている。

特記事項の第六点は、在学生を対象とした「新入生歓迎会」、「教育実習報告会」、「教育職員免許状授与式」等により、学年を越えて異年齢交流を積極的に行うことである。

特記事項の第七点は、教職課程を履修する学生は高い学修意欲と明確なミッションや志を動機とした「学び」のもとに懸命に研究する姿勢を身につけている。模擬授業合宿で先輩教員の指導・助言のもと、実践的指導力の基礎を体得し、その際作成した学習指導案や授業方法の検討及び所見等、成果の一部は『高崎商科大学教職研究年報』などの刊行物に掲載されている。

以上のように、教職課程の教育目標や育成する高校教員像に向けて、学生たちは真摯に着実に力をつけており、本学教職課程は高い志を持った教師の輩出に寄与していると自己評価できる。